



第2期日置市環境基本計画

【令和元年度～令和10年度】

『水と緑と笑顔があふれる^{まち}都市・ひおき』



令和元年 10 月
鹿児島県 日置市

はじめに

平成 17 年 5 月の日置市誕生から 14 年が経過しました。

本市には、吹上浜や江口蓬莱など豊かな自然環境とその恩恵を受ける動植物、また、先人たちが伝承してきた歴史や文化など固有の環境に恵まれ、この素晴らしい環境を守り、はぐくむため、第 1 次総合計画を環境面から推進するものとして、平成 21 年に第 1 期環境基本計画を策定し、個別の環境問題に向き合いながら、様々な環境行政を進めてまいりました。



しかし、近年の社会経済活動は、大量化時代に様変わりし、人々に豊かさと利便性をもたらした反面、貴重な資源を浪費し、地球規模での環境破壊を引き起こすことになりました。

このことから、環境への負荷を軽減するため、世界規模での循環型社会を形成することが求められています。

本市として、第 2 次総合計画の将来都市像である「住んでよし、訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を環境面から取組を推進していくため、第 2 期環境基本計画を策定し、目指す環境の姿である「水と緑と笑顔があふれるまち ひおき」の実現に向け、総合的かつ計画的に市民、事業者、市民団体、行政がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、環境問題に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たりまして、慎重なる御審議を賜りました日置市環境保全審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提案を賜りました市民の皆様や事業所各位に、心から厚くお礼申し上げます。

令和元年 10 月

日置市長 **宮路高光**

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の背景	3
2 これまでの取組	4
3 新たな課題	4
4 社会情勢の変化	5
5 計画の位置づけ	7
6 対象とする地域・環境	8
7 計画の期間	8
8 目指す環境の姿	9
9 計画の目標	10
第2章 基本的な施策	15
1 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ～自然環境の保全～ 【生物多様性地域戦略】	17
（1）美しい自然景観を守る	18
（2）大切な生き物を守る	23
（3）豊かな自然とふれあう	31
2 環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する～生活環境の保全～	33
（1）資源循環型のまちをつくる	34
（2）大気や水など生命の源を守る	39
3 エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す～地球環境の保全～	46
（1）地球温暖化を防ぐ	47
（2）エネルギーを有効に使う	52
4 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る～快適環境の創造～	56
（1）伝統・文化・歴史を活かす	57
（2）身近なみどり・水辺とふれあう	61
5 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする～協働による環境保全の 推進～	64
（1）環境教育・学習に取り組む	66
（2）環境保全・創造活動に取り組む	69
第3章 計画の実現に向けて	73
1 計画の推進体制	75
（1）庁内推進会議	75
（2）環境保全審議会	75
（3）環境保全協働推進会議	75
2 計画の進行管理	76
3 広域連携による推進	76

資料編	77
日置市の概要	79
策定の経緯	87
日置市環境保全審議会委員名簿	88
日置市環境基本計画策定委員会委員	89
日置市環境保全条例	90
日置市環境基本計画策定委員会設置規程	111
アンケート調査結果の概要	112
パブリック・コメントの意見と回答	124
SDGsのゴール、ターゲットと5つの柱との関係	125

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 これまでの取組
- 3 新たな課題
- 4 社会情勢の変化
- 5 計画の位置づけ
- 6 対象とする地域・環境
- 7 計画の期間
- 8 目指す環境の姿
- 9 計画の目標



春



夏



秋



冬

住んでよし、
訪ねてよし、
ふれあいあふれるまち
ひおき

1 計画策定の背景

日置市（以下「本市」という。）は、鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東側が山地、西側が海岸平野で形成され、川は東から西へと流れ、東シナ海へと注いでいます。

西海岸は、日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜であり、県内でも有数のウミガメの上陸と産卵地となっており、吹上浜金峰山県立自然公園にも指定されています。

このような豊かな自然環境に恵まれ、自然との調和を生かした暮らしを営むとともに、固有の歴史や文化を大切な資源として守り、継承してきました。

しかしながら、今日の発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、これまで経験したことのない危機的な環境問題を引き起こしています。

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展、ライフスタイルの多様化などが背景となり、生活排水による河川・海域の水質汚濁、交通機関等からの騒音、重金属等の不法投棄による土壌汚染などの都市・生活型の問題、化学物質の問題、酸性雨などの国境を越えた問題、さらには温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊など地球全体に影響を及ぼす問題にいたるまで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題を解決するためには、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成が求められています。

環境基本法第36条では、地方公共団体は国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために、必要な施策を総合的かつ計画的に推進を図りつつ実施することが規定されています。

2 これまでの取組

本市は、平成 17 年 5 月 1 日、旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町及び旧吹上町が合併して誕生しました。この合併に伴い、平成 18 年 4 月に日置市のまちづくりの基本となる第 1 次日置市総合計画が策定され、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を基本理念としました。

また、まちづくりの基本方向の一つとして「豊かな自然環境を生かした ふれあいと安らぎのある健やかなまちづくり」がテーマとして掲げられました。

このようなことから、日置市の基本理念を環境面から実現するために、第 1 期日置市環境基本計画（以下『第 1 期計画』という。）を平成 21 年 3 月に策定しました。

この第 1 期計画において、目指す環境の姿として、「水と緑と笑顔があふれる ^{まち}都市・ひおき」を設定しました。

3 新たな課題

人口減少や少子高齢化等に起因する地域の環境美化活動の衰退やごみの不法投棄への対応が困難になるおそれなど、身近な問題が顕在化しています。また、エネルギー白書 2019 によると、エネルギー利用機器や自動車などの普及が進んだことから、家庭部門のエネルギー消費量が大きく増加しており、今後もその傾向が続くと予想されます。さらに、農林業では後継者不足などによる管理の行き届かない農地や森林の増加に伴い、有害鳥獣による農作物等への被害の増加のほか、健全な生態系の保全に支障をきたしていることなども報告され、その対応が求められています。

4 社会情勢の変化

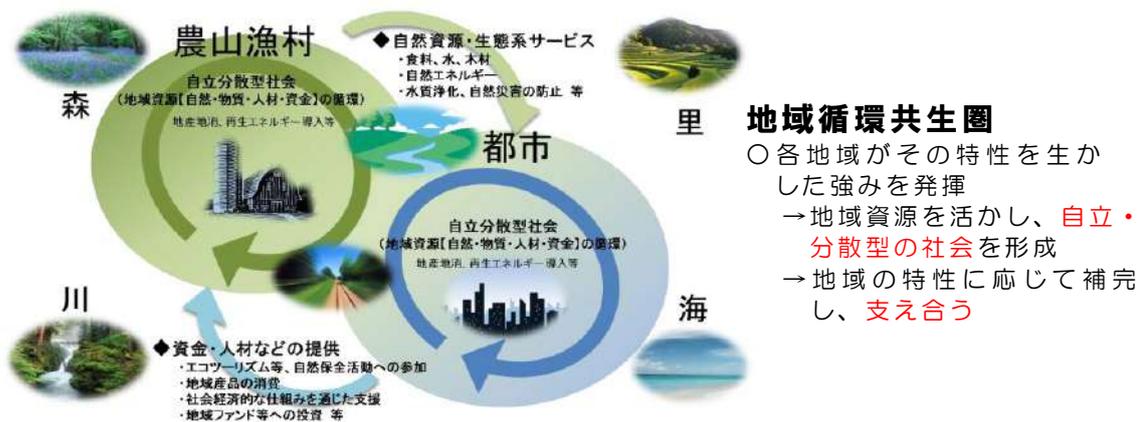
人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。こうした危機感を背景に、平成 27 年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と「パリ協定」が採択されました。

我が国では、平成 5 年 11 月に「環境基本法」を制定し、翌 6 年に「環境基本計画」を策定しました。その後も改定を重ね、平成 30 年 4 月に閣議決定した第五次環境基本計画では、そうした国際・国内情勢に的確に対応するため、SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指しています。

第五次環境基本計画の概要

目指すべき社会の姿

- 1 「地域循環共生圏」の創造
- 2 「世界の範となる日本」の確立
 - ※① **公害を克服**した歴史
 - ② **優れた環境技術**
 - ③ 「もったいない」など**循環**の精神や**自然と共生**する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
- 3 これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現



出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」

持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：外務省 ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム

5 計画の位置づけ

市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保するために、「第2期日置市環境基本計画」（以下『本計画』という。）を策定します。

本計画は、日置市総合計画の基本理念に基づく将来都市像である「住んでよし 訪ねてよし ふれあいいふれるまち ひおき」を環境面からめざすために、「豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり」を、市民、事業者、市の協働により総合的に推進していくため、日置市環境保全条例第25条の規定に基づき、生活環境のほか、文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する計画です。

また、本計画第2章の1を、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画「生物多様性地域戦略」に位置付けます。

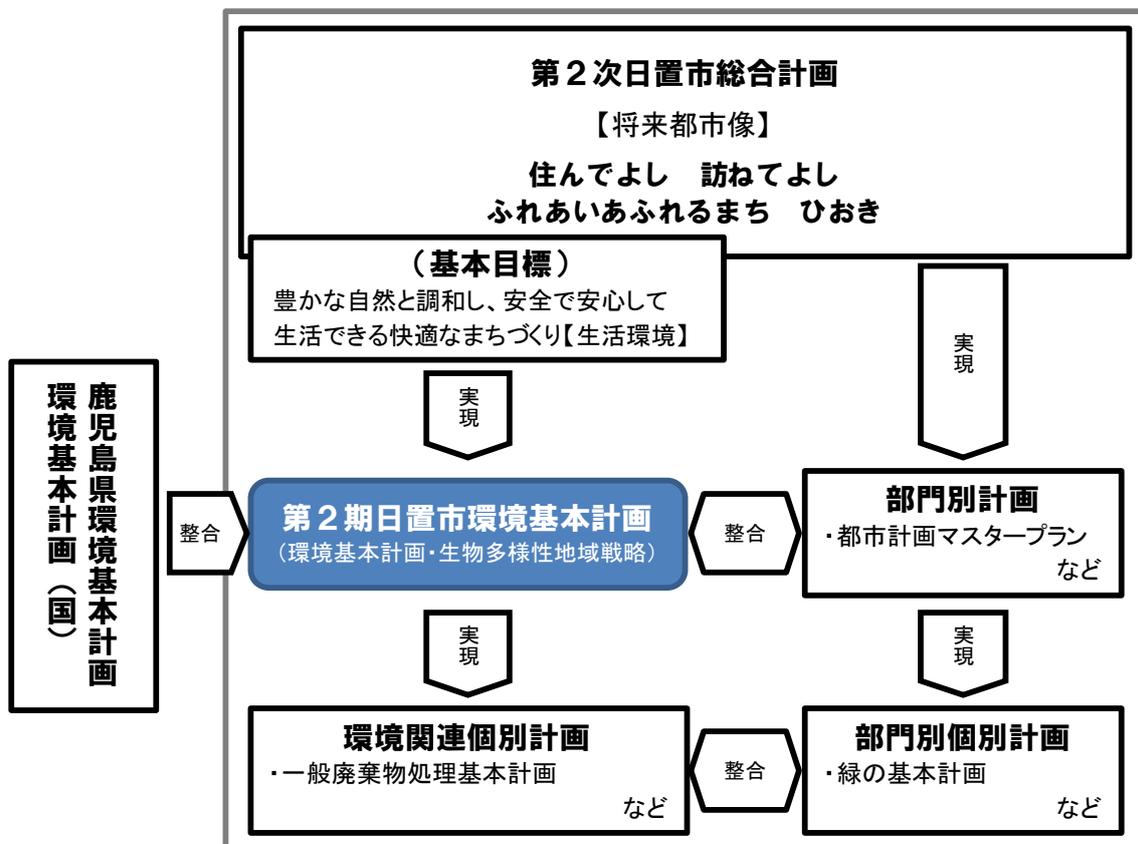


図1 日置市環境基本計画の位置づけ

6 対象とする地域・環境

計画の対象とする地域は日置市全域とします。ただし、日置市単独では解決できない大気汚染のように広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携、協力して取り組んでいきます。

また、対象とする環境は、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境、環境保全体制とします。

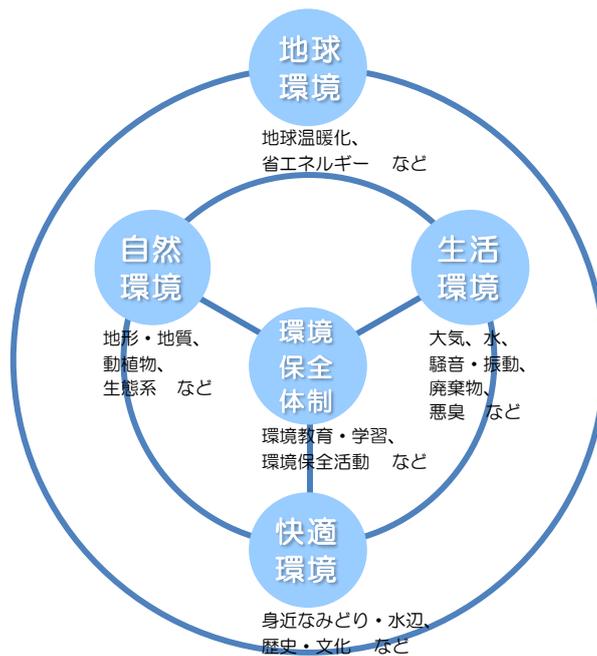


図2 対象とする環境

7 計画の期間

計画の期間は、令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までの10年間とします。

なお、5年後を目途に中間見直しを予定していますが、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合は、適切に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

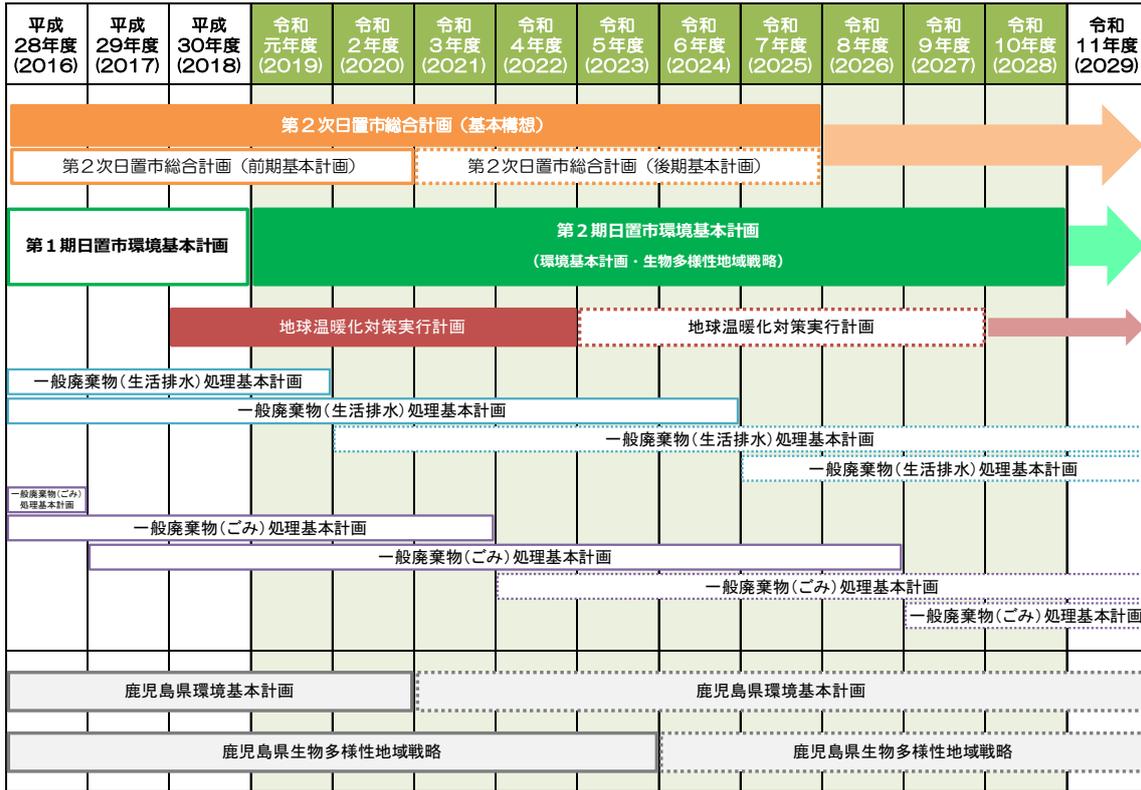


図3 計画の期間

8 目指す環境の姿

めざす環境の姿

『水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき』

「水と緑」は、海や川、山、そこに棲む生き物などの豊かな自然を、
 「笑顔」は、人とのふれあいや固有の歴史、文化を、
 「あふれる」とは、交流によるつながりや活動のひろがりをめざす
 という意味を込めています。

9 計画の目標

「めざす環境の姿」の実現に向けて5つの環境分野ごとに目標を定め、様々な環境施策を積極的に推進することで、「生活」や「社会」、そして「経済」分野における効果を同時に実現した、持続可能な都市を目指します。

持続可能な都市を実現するには、市民一人一人が「持続可能」の意味を理解し、行動していくことが必要です。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、“人間中心”、“誰一人取り残さない”という理念のもと、世界中全ての人々がこの目標に向かって取り組むこととされています。SDGsの各ゴールは、相互に関連しているため、どれか1つを目指すものではなく、相互の関係を理解し、それに関わる主体とともに取り組む必要があることから、行政のみで達成することは困難であり、企業や市民団体、そして市民などあらゆる主体の参加が必要となります。

本計画では、環境施策の推進をSDGs達成へもつなげていくとともに、自然環境の保全に当たっては、本計画の第2章の1を「生物多様性地域戦略」に位置づけ、SDGsの取組の視点と同様に、様々な主体と連携しながら、将来の世代に豊かな環境を残し、持続可能な社会の構築を目指します。

表1 計画の目標

対象とする環境	環境目標
自然環境	「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」 ～自然環境の保全～ 【生物多様性地域戦略】
生活環境	「環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する」 ～生活環境の保全～
地球環境	「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」 ～地球環境の保全～
快適環境	「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」 ～快適環境の創造～
環境保全体制	「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」 ～協働による環境保全の推進～



環境目標 1

「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」
～自然環境の保全～【生物多様性地域戦略】

本市は、日本を代表する優れた自然景観を有しています。

特に、日本三大砂丘で日本の渚百選にも選ばれている吹上浜は、ウミガメの重要な産卵場となっており、世界規模でも重要な自然環境であるといえます。

しかしながら、近年ではごみの散乱や砂浜の後退などの問題も起こり、ウミガメの上陸数は減少傾向にあります。

私たちには、ここにしかない優れた自然を守り、育てていく責務があります。

環境目標 2

「環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する」
～生活環境の保全～

市内のごみの発生量が増えています。

現在の私たちの暮らしの中では、ごみは必ず発生します。しかし、かの小松帯刀が生きた江戸時代には、再使用や再生利用などによってごみはほとんど発生せず、循環型社会が形成されていたと言われています。

私たちは、先人の知恵を活かしつつ、資源の有効利用を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

環境目標 3

「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」
～地球環境の保全～

今、地球の温暖化が進行しています。

石油などの化石燃料を大量に使う生活は、私たちの暮らしを便利で豊かなものへと変えてくれます。しかし、そのツケともいえる地球温暖化が起こっており、このまま何もせずに同じ暮らしを続けていくと、さらに温暖化が進むと予測されています。

私たち一人一人のちょっとした気づきと心がけ、そして行動へと移すことが無駄なエネルギー消費と二酸化炭素の発生を抑え、地球の温暖化を防ぐことにつながります。

環境目標 4

「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」

～快適環境の創造～

固有の伝統的な祭りや行事が受け継がれています。

本市には、鹿児島島の三大大行事である「妙円寺詣り」や「せつぺとべ」など、伝統ある歴史的行事が毎年行われるとともに、明治維新の功労者である小松帯刀の眠る園林寺跡などの文化財が数多くあります。

これらは、本市の風土に培われた固有の歴史・文化であり、往時を偲ぶ大切な資源であるため、確実に後世に受け継いでいく必要があります。

環境目標 5

「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」

～協働による環境保全の推進～

みんなで取り組むことが大事です。

環境保全や創造のための取組は、行政だけではできません。市民や事業者、市民団体など、あらゆる主体の協働によってはじめて実現できるものです。環境行政のレベルアップはもちろんですが、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする私たちの取組意識や能力である「地域環境力」の向上が不可欠になります。

より住み良い日置にするために、みんなが環境意識を向上しながら、連携を深め、力を合わせて環境を守り、育てていきましょう。



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみう

サーフィンなど
吹上浜での
マリンスポーツが好き

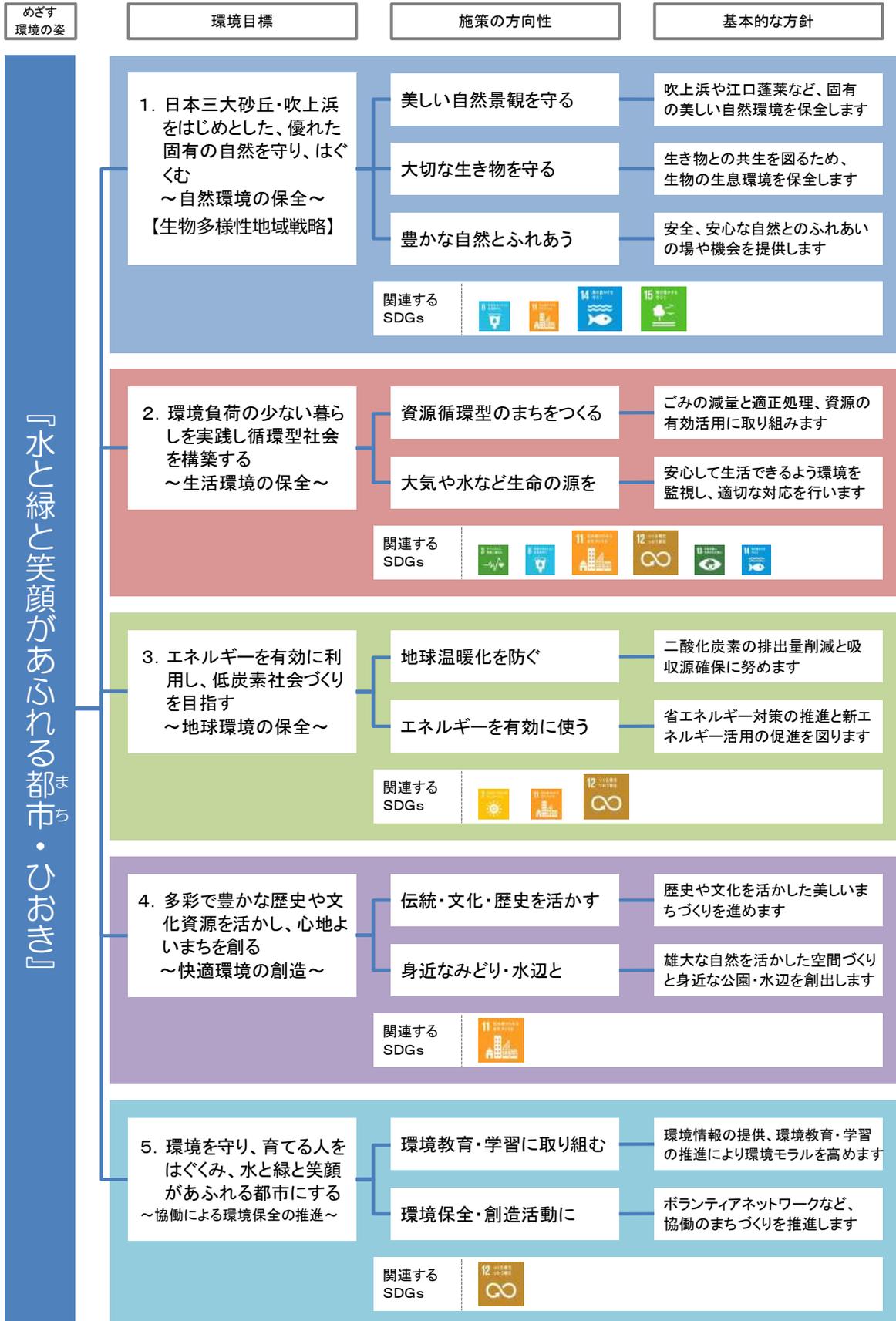


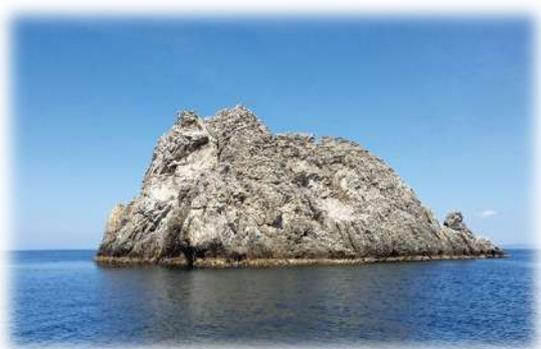
図4 施策体系



アカウミガメの産卵の様子



遠見番山



久多島





第2章 基本的な施策

- 1 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ～自然環境の保全～
【生物多様性地域戦略】
- 2 環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する～生活環境の保全～
- 3 エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す～地球環境の保全～
- 4 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る～快適環境の創造～
- 5 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする～協働による環境保全の推進～



せつぺとべ



大汝牟遅神社の流鎧馬



薩摩焼



日置瓦

1 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ～自然環境の保全～ 【生物多様性地域戦略】



本市は、日本を代表する優れた自然景観を有しています。

特に、日本三大砂丘で日本の渚百選にも選ばれ、県立自然公園にも指定されている吹上浜は、ウミガメの重要な産卵場となっており、世界規模でもみても重要な自然環境であるといえます。

しかしながら、近年ではごみの散乱や砂浜の後退などの問題も起こり、ウミガメの上陸数は減少傾向にあります。

私たちには、ここにしかない優れた自然を守り、育てていく責務があります。

第1期計画で掲げた本市の取組について、関係課による事業評価を行ったところ、「目標を達成できた」と「ほぼ目標を達成できた」が合わせて64%となっています。

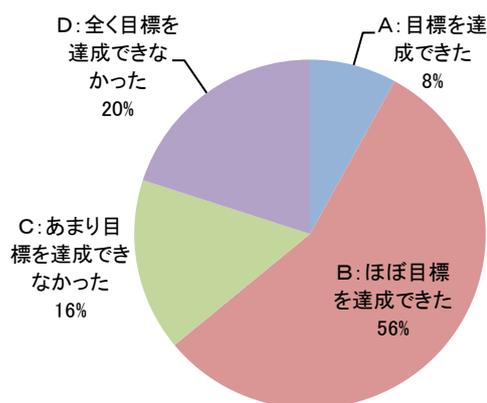


図5 第1期計画における本市の取組状況

出典：市民生活課調べ（関係課による事業評価）

第1期計画で掲げた環境指標の達成状況を見ると、「水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合」に改善が見られたものの、いずれも目標の達成には至っていません。

表2 環境指標の達成状況

環境指標	当初値	現状値	目標値	評価
自然景観の美しさに満足する市民の割合	56.1% (H19年度)	54.5% (H30年度)	63.0% (H30年度)	×
緑（樹木、草花）とのふれあいに満足する市民の割合	51.7% (H19年度)	51.8% (H30年度)	60.0% (H30年度)	×
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	41.4% (H19年度)	40.6% (H30年度)	50.0% (H30年度)	×
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合	25.9% (H19年度)	32.6% (H30年度)	40.0% (H30年度)	△

出典：市民アンケート調査

評価：（○）…目標を達成

（△）…目標の達成には至らなかったものの、改善が見られる

（×）…目標未達成

（1）美しい自然景観を守る

【現況と課題】

○砂浜が後退しています

本市の地形は南北に長く、北東側及び南東側山地から西側海岸への緩やかな傾斜状となっています。また、表層地質は火山性岩石のシラスと固結堆積物の砂岩で大部分が占められています。

東シナ海に面した西海岸「吹上浜」は、日本三大砂丘として有名で、日本の渚百選にも選ばれています。

しかし、近年では汀線変化が指摘されており、私たちの生命・財産を脅かすだけでなく、白砂青松の海岸景観の破壊やウミガメの産卵場の減少など、様々な影響が懸念されています。

市民アンケート調査結果でも、江口浜や吹上浜などの水辺は、特に残してほしい環境として多く指摘されています。

江口浜は、一帯を海浜公園として整備され、唯一、海水浴場が設けられており、期間中、子どもたちが笑顔で自然を満喫しています。ま



た、江口浜の後方には、江口蓬莱があり、美しい自然景観を映し出しています。

私たちは、日置市にしかない固有の美しい自然景観を守り、伝えていく責務があります。

表3 特に残してほしい水辺（主なもの）

場所	件数	主な理由（抜粋）
江口浜	37	きれいな海を次世代に残したい
吹上浜	35	日本三大砂丘の名に恥じないように
さつま湖	7	開発すれば観光地になり地域活性化
正円池	6	ホテイアオイが生えている
大川	5	初夏にかけてホタルが見られるから
神之川	5	伊集院の代表的な川をきれいに保ってほしい

出典：市民アンケート調査

○法に基づく適正な土地利用が必要です

市域の31.1%を占める7,862haが都市計画法に基づく都市計画区域に指定され、うち689haが用途地域に指定されています。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は83.1%を占める21,020ha、うち農用地区域は2,387haが指定されています。

また、森林法に基づく森林地域は、59.2%の14,990haが指定されています。

自然公園法に基づく自然公園地域は5.4%の1,357haが指定され、うち特別地域は646ha、普通地域は771haとなっています。

このように、市域のほとんどは土地利用関連法に指定された地域になっていますので、美しい自然景観を保全するために、法に基づく適正な土地利用規制や誘導が必要です。

表4 (参考) 5地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針

5地域区分	5地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	①	①	×								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	×						
自然公園地域	特別地域	×	←	←	⑥	←	○	○					
	普通地域	⑦	○	○	○	○	○	○	×				
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	○	×	×			
	特別地区	×	×	×	←	←	○	○	×	×	×		
	普通地区	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	

出典：鹿児島県土地利用基本計画

注：本市には市街化区域及び市街化調整区域、自然保全地域はない。

【凡例】

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先するものとする。
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図るものとする。
- ①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ②：原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- ③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ④：原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥：自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑦：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。



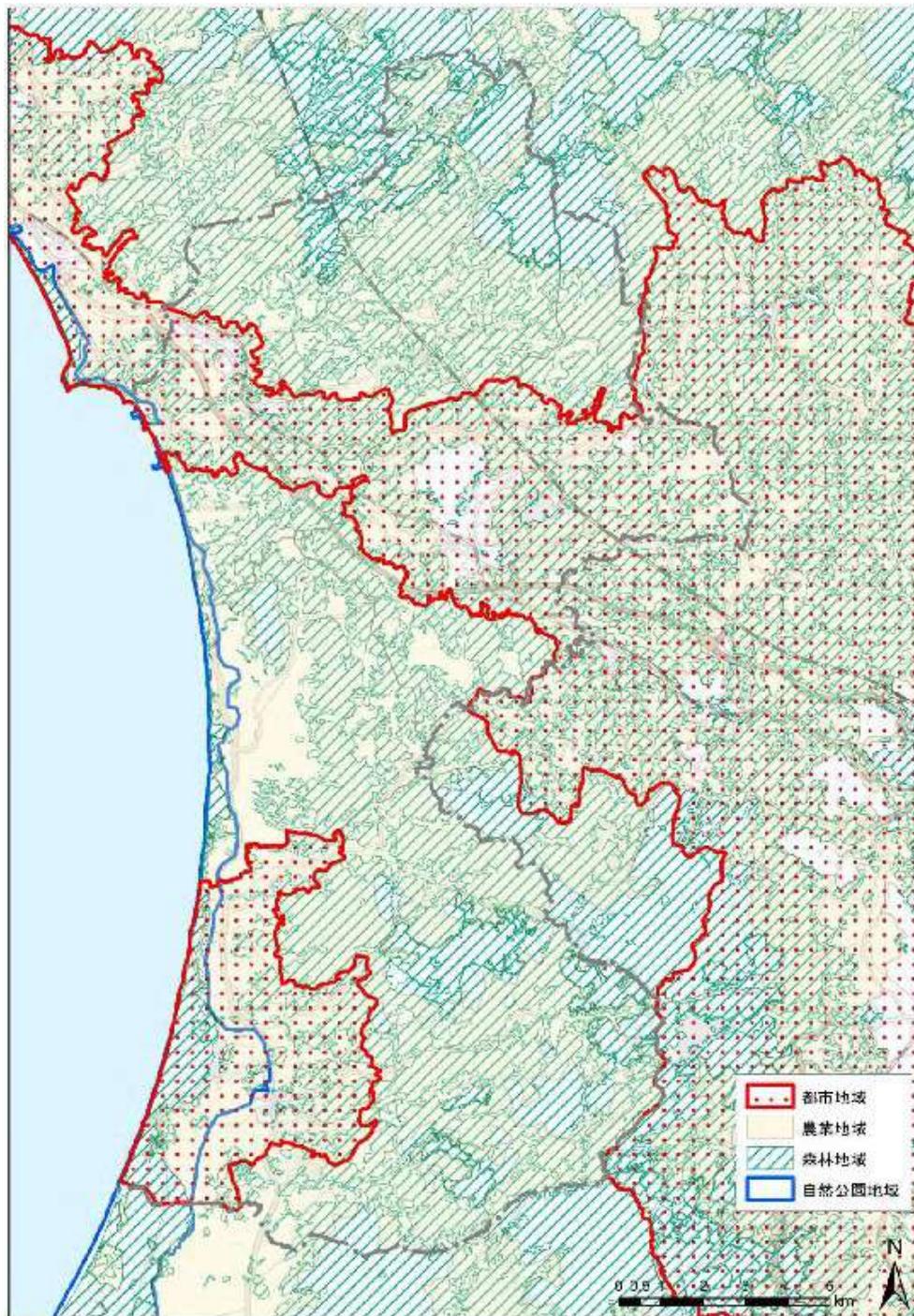


図6 法規制状況図

出典：日置市都市計画マスタープラン

【市の取組】

基本的な方針

吹上浜や江口蓬莱※など、固有の美しい自然景観を保全します

※江口蓬莱：東市来地区江口に見られるシラス台地が潮流や潮風によって削り取られてできた海食崖

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
土砂の供給源対策や飛砂防止対策、工事や浚渫による廃砂の活用など、海岸環境保全対策を検討します。	建設課	■	■	■
海岸の砂の採取禁止等を含め、統一した啓発看板の設置及び市ホームページや広報誌等を活用した啓発を行います。	商工観光課	■	■	■
土地利用関連法や計画に基づく土地利用の規制や適正な誘導を行い、無秩序開発の未然防止に努めます。	農林水産課 農地整備課 建設課 農業委員会	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
自然景観の美しさに満足する市民の割合	54.5% (平成30年度)	67% (令和10年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や自然景観の保全活動に参加・協力します。 ● 山と海の密接なつながりへの理解を深めます。 ● ボランティアによる海岸パトロールを行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や自然景観の保全活動に参加・協力します。 ● 漁業協同組合等の協力による海岸パトロールや指導を行います。



(2) 大切な生き物を守る

【現況と課題】

○山林の管理が必要です

植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が市全域に広がっており、吹上地区から日吉地区にかけての海岸線にはクロマツ植林が広く分布しています。自然植生は、重平山、城山、遠見番山などの山林にわずかに残っている程度で、また谷部や平野部には田畑などの農地や市街地が占めています。

適正に山林を管理することは、土砂災害を防ぐだけでなく、水源のかん養、多様な生態系の保全、二酸化炭素の吸収源確保など、多くの役割を果たします。

しかし、林業の衰退や高齢化の進行等の理由により、所有者が山林を管理できなくなり、竹林が繁茂し始め、荒廃してきています。地権者や地域住民、行政、事業者等が協力して山林や森林の管理に取り組んでいく必要があります。

○希少な動植物が多く生息生育しています

改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物、平成 28 年 3 月（以下「県 R D B」という。）によると、本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の動物の種類は 52 種となっています。また、吹上浜一帯はアカウミガメの上陸・産卵場として重要です。

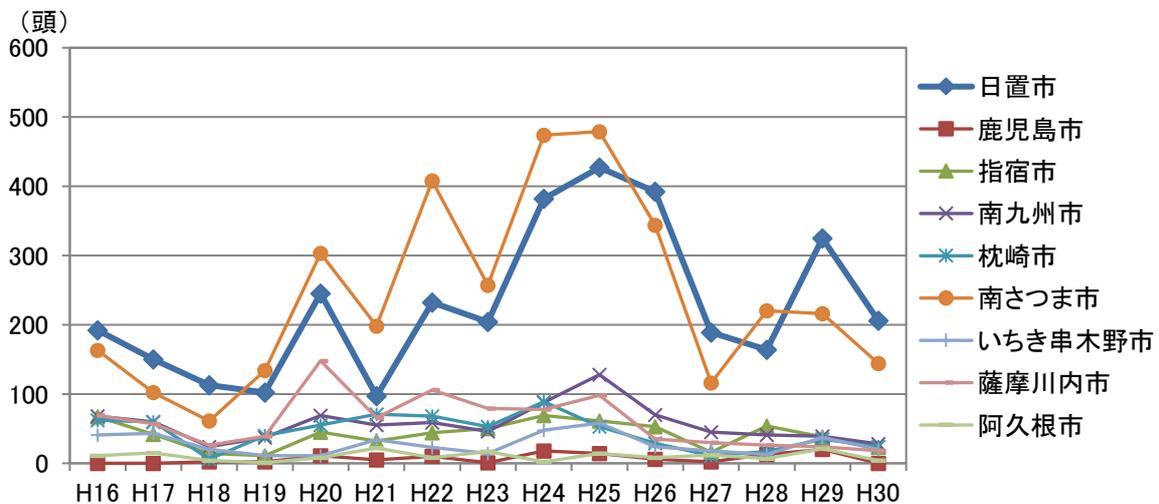


図 7 ウミガメの上陸頭数(薩摩半島のみ)の推移

出典：鹿児島県公式ホームページ

表5 本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト（動物編）

【哺乳類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	ノレンコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市吹上町、曾於市、志布志市に点在する凝灰岩洞窟や防空壕跡内、口永良部島
2	カヤネズミ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市東市来町、阿久根市、薩摩川内市、南さつま市、指宿市、霧島市、大崎町の河川敷や農地、口永良部島や屋久島

【鳥類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	県本土の山地ほぼ全域で確認
2	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土全域に夏鳥として渡来し、繁殖
3	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県内全域に主に夏鳥として渡来し繁殖
4	イカルチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	冬期には本土各地で見られる
5	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜や志布志湾沿い、阿久根脇本海岸の砂浜
6	ツルシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	春季や秋季の渡りの途中で、農耕地、干拓地、河川、河口、干潟などに飛来
7	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	春と秋の渡りの時期に県内の干拓地、干潟、河口、河川などで見られる
8	オオソリハシシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内の河口干潟、干拓地、海岸などに冬季や春と秋の渡りの時期に単独か数羽の小さな群れで飛来
9	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内の河川岸、干拓地、農耕地
10	ヤイロチョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	長島町、出水市、阿久根市、さつま町、湧水町、薩摩川内市、東市来、山川、鹿児島市、屋久島、口永良部島、悪石島で記録

【爬虫類・両生類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上浜、県内ほぼ全域の砂浜
2	ヤクヤモリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土の海岸部、屋久島、種子島、馬毛島、阿久根大島

【汽水・淡水産魚類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	ニホンウナギ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	島嶼を含む鹿児島県下に広く分布
2	アオギス	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	万之瀬川河口周辺を中心とした吹上浜沿岸
3	チワラスボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	県本土、種子島、奄美大島
4	トビハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	万之瀬川以北の薩摩半島西部、肝属川以北の大隅半島東部、種子島、屋久島

【昆虫類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	オグマサナエ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	志布志市、日置市吹上町（正円池）、肝付町高山、肝付町高山に記録
2	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	出水市、伊佐市大口、薩摩川内市、始良市、いちき串木野市、鹿児島市、日置市（東市来町立山池、日吉町吉利池、吹上町正円池）で確認、南さつま市、串良町、指宿市
3	ヨドシロヘリハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島の南さつま市、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、及び種子島の河口域
4	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島の吹上浜及び南さつま市万之瀬川河口域の中洲
5	ルイスハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島及び北薩地域の海岸部及び河口域で記録
6	ハラビロハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島及び大隅半島、種子島、屋久島で記録
7	ニッポンハナダカバチ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	大崎町、日置市吹上町、屋久島で記録
8	ウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	伊佐市、出水市、霧島山、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市東市来町、南さつま市、指宿市霧島市、鹿屋市で記録
9	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	伊佐市、出水市、霧島山、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、鹿児島市、指宿市、霧島市、曾於市、志布志市、鹿屋市、南大隅町、種子島、屋久島で記録
10	コツバメ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	伊佐市布計、紫尾山、霧島山、高隈山、大崎町野方、肝付町内之浦、錦江町田代内牧林道、日置市日吉町神之川、鹿児島市、南さつま市金峰町長谷で記録

第2期日置市環境基本計画

11	クモガタヒョウモン	絶滅危惧Ⅱ類	なし	伊佐市、霧島山、紫尾山麓、国見山、薩摩川内市入来町八重山、鹿児島市春山付近、日置市東市来町で記録
12	オオウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧Ⅱ類	なし	北薩から霧島山、始良市、いちき串木野市、日置市
13	ヤマトマダラバッタ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市吹上町入来浜、吹上町伊作川河口浜、吹上町永吉川河口浜、東串良町柏原海岸、南種子町小田海岸

【陸産貝類・淡水汽水産貝類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方、大隅地方、奄美大島
2	ミヤコドリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	九州南部、甑島、屋久島、奄美大島、沖永良部島
3	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方
4	ツブカワサンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩地方
5	クリイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	下甑島、薩摩地方、鹿児島湾、屋久島、種子島、宝島
6	サツマクリイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩半島南部、種子島、宝島、奄美大島、沖永良部島
7	ヨシダカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩地方
8	ネジヒダカワニナ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	奄美大島、県本土
9	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	北薩地方の河口汽水域干潟
10	シイノミミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方、種子島、奄美大島、徳之島
11	クリイロコミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方、奄美大島
12	ナラビオカミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	北薩地方
13	キヌカツギハマシイノミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	東シナ海沿岸の九州南部、鹿児島湾
14	マツカサガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方
15	シリプトゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島南部、大隅地方
16	ハナコギセル	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方
17	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方、大隅地方、種子島、屋久島
18	テラマチベッコウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩半島
19	レンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方
20	チクヤケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	北薩

【汽水・淡水産十脚甲殻類】

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	フタハピンノ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	吹上浜周辺の万之瀬川、永吉川、大浦川

出典：改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編

県RDBでは、重要な干潟のうち総合的な保全が求められる干潟群・前浜干潟として「吹上海岸前浜干潟（いちき串木野市、南さつま



市を含む。)」が地域指定されています。また、吹上浜砂丘地帯は鹿児島県でも有数の海浜性昆虫類の生息地として知られています。

県RDBによる本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の植物は、64種となっています。

表6 本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト（植物編）

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
1	キクシノブ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州（冠岳が北限）
2	オオタニワタリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	各地
3	ヒロハナライシダ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	南九州
4	ハガクレカナワラビ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
5	ヒメミゾシダ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	本州・九州
6	ホソバショリマ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	本州・九州
7	タイヨウシダ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	九州
8	コウラボシ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
9	デンジソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
10	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	日置市（伊集院、吹上）
11	ツクシアオイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	九州
12	ヤマオダマキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	南九州
13	マツモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県全域の池
14	タチハコベ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島
15	シマヒメタデ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	九州南部が北限
16	ホソバノキミズ	絶滅	絶滅	九州南部
17	ナガバサンショウソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
18	ヒメノハギ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
19	イヌハギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
20	サクヤアカササゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類	南九州地域が北限
21	オグラノフサモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州（標本なし）
22	ミズスギナ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	日置市（吹上（薩摩湖））
23	ミズネコノオ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	日置市（吹上）
24	ミズトラノオ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（伊集院）
25	オオアブノメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（吹上（薩摩湖））
26	ホソバヒメトラノオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	薩摩半島
27	イヌノフグリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
28	ハマウツボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
29	キヨスミウツボ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
30	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩半島
31	ミカワタヌキモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（吹上）
32	ヒメシロアサザ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（吹上）
33	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島
34	モミジコウモリ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩半島
35	サツママアザミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島
36	タカサゴソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	九州南部（標本なし）
37	ヘツカニガキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
38	ヘラオモダカ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
39	マルミスブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（吹上）
40	ミズオオバコ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
41	セキショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市（吹上）
42	センニンモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	日置市（吹上）
43	ミズヒキモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	分布状況等
44	イバラモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市（吹上）
45	オオトリゲモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	日置市（吹上（薩摩湖））
46	アマノホシクサ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	日置市
47	ツクシクロイヌノヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島
48	ゴマシオホシクサ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	南九州
49	カゴシマスゲ(セトウチスゲ)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	日置市（日吉）
50	スジヌマハリイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	日置市（吹上）
51	シマテンツキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	南九州
52	ウキヤガラ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	日置市（吹上）
53	アシカキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市（吹上（薩摩湖））
54	ミヤマササガヤ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	南九州
55	ウキシバ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	日置市（吹上）
56	コモロコシガヤ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類	南九州
57	ショウキズイセン	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県各地に点在
58	タネガシマムヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	日置市（吹上）
59	アキザキヤツシロラン	絶滅危惧Ⅰ類	なし	日置市（東市来）
60	ダケトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	九州南部が分布の南限
61	チケイラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
62	カシノキラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
63	ケコナハダ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
64	ハナヤナギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島南岸と西岸

出典：改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編

○害虫や有害鳥獣、外来生物の対策が必要です

不快害虫のヤンバルトサカヤスデは、昭和 58 年度に沖縄県で異常発生して以来、奄美群島、本土へと生息地を拡大し、平成 15 年度に吹上地区で生息が確認されました。また、イノシシやシカ等の有害鳥獣の増加は農作物や生態系等への影響を及ぼし、外来生物の増加も固有の希少生物の生息環境を脅かす原因となるため、その対策が必要です。



尾木場の棚田



矢筈岳・諸正岳

表7 特定外来生物

定着予防外来種 侵入予防外来種		総合対策外来種 緊急対策外来種	
哺乳類	ジャワマングース	哺乳類	タイワンザル
両生類	コキーコヤスガエル		アカゲザル
	キューバズツキガエル (キューバアマガエル)		ファイリマングース
昆虫類	ヒメテナガコガネ属		アライグマ
	ヒアリ (アカヒアリ)		キョン
	ココミアリ		クリハラリス (タイワンリス)
陸生節足動物	クモテナガコガネ属		キタリス
	アトラクス属		ヌートリア
	ハドロニューケ属		カナダガン
	イトグモ属3種		カミツキガメ
その他の無脊椎動物	ジュウサンボシゴケグモ	グリーンアノール	
	カワホトトギスガイ	タイワンスジオ	
	クワツガガイ	タイワンハブ	
その他の定着予防外来種		両生類	オオヒキガエル
哺乳類	フクロギツネ	魚類	チャンネルキャットフィッシュ (アメリカナマズ)
	カニクイザル		ブルーギル
	シママングース		コクチバス
	カニクイアライグマ		オオクチバス
	アキシスジカ (アキシスジカ) 属		アルゼンチンアリ
	ダマシカ属	アカカミアリ	
	シフゾウ	ツマアカスズメバチ	
	タイリクモモンガ	ハイイロゴケグモ	
	トウブハイイロリス	セアカゴケグモ	
	フィンレイソノリス	クロゴケグモ	
爬虫類	ブラウンアノール	その他の無脊椎動物	カワヒバリガイ属
	特定外来生物のアノール属 (グリーンアノール、ブラウンアノール除く)		ウチダザリガニ (タンカイザリガニを含む)
	ミナミオオガシラ		ニューギニアヤリガタリクウズムシ
	特定外来生物のオオガシラ属 (ミナミオオガシラを除く)	哺乳類	ハリネズミ属 (アムールハリネズミ (マンシュウハリネズミ) など)
両生類	特定外来生物のヒキガエル属 (オオヒキガエルを除く)		アメリカミンク (ミンク)
魚類	ノーザンパイク		シカ属 (国内産ニホンジカを除く)
魚類	マスキーパイク	マスカラット	
	ケツギョ	ガビチョウ	
	コウライケツギョ	カオグロガビチョウ	
	ストライプトバス	カオジロガビチョウ	
	ホワイトバス	ソウシチョウ	
	ヨーロッパパーチ	両生類	ウシガエル
	パイクパーチ	シロアゴガエル	
	昆虫類	外国産テナガコガネ属	魚類
陸生節足動物	キョクトウサソリ科	その他の無脊椎動物	ヤマヒタチオビ
その他の無脊椎動物	アスタクス属	産業管理外来種	
	ラストイークレイフィッシュ	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
	ケラクス属		
	外国産モクズガニ属		

出典：環境省「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」

【市の取組】

基本的な方針

生き物との共生を図るため、生物の生息環境を保全します

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
竹林等で荒廃した森林や山林の管理を協働により推進します。	農林水産課	■	■	■
ウミガメが安心して産卵できる環境を提供するとともに、ウミガメ保護監視活動等の保護対策を推進します。	市民生活課	■	■	■
固有の生態系や生命、農林水産業等への影響が懸念される外来生物の防除対策を推進します。	市民生活課 農林水産課	■	■	■
有害鳥獣対策や不快害虫対策を実施します。	市民生活課 農林水産課	■	■	■
協働による自然環境調査の継続的な実施を検討します。	市民生活課	■	■	■
工事等の実施にあたっては、生態系に配慮した多自然工法を導入します。	農地整備課 建設課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
緑（樹木、草花）とのふれあいに満足する市民の割合	51.8% (平成30年度)	60% (令和10年度)
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	40.6% (平成30年度)	46% (令和10年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみう

人情味に厚く、
とても人懐っこい

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での山林管理活動に参加・協力します。 ● 所有する山林の管理を行います。 ● 生物の生息生育環境の保全及び自然環境調査に協力します。 ● ウミガメ等の希少生物の保護活動に参加・協力します。 ● 外来種の取扱いは、法律や条例に則して行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での山林管理活動に参加・協力します。 ● 山林管理では森林組合等の指導・協力を行います。 ● 生物の生息生育環境の保全及び自然環境調査に協力します。 ● 外来種の取扱いは、法律に則して行います。

(3) 豊かな自然とふれあう

【現況と課題】

○水や水辺とのふれあう満足度が低い

市西部の海岸一帯は、吹上浜金峰山県立自然公園（昭和28年3月31日指定）の特別地域及び普通地域に指定されています。また、江口浜海浜公園、神之川、正円池、城山公園、伊集院森林公園など四季折々の自然とふれあうことができます。

市民アンケート調査結果では、緑とのふれあいや野鳥・昆虫等とのふれあいは満足度が高いが、水や水辺とのふれあいに関する満足度は低くなっています。その不満の原因は、水や水辺の汚れ、水辺への近づきにくさ等があげられています。

表8 「水や水辺のふれあい」に不満と答えた主な原因

(n=81)

不満の原因	件数	割合
水が汚れたり、水辺が汚くなっている	27	33.3%
さくや護岸等で水辺へ近づけない	26	32.1%
水辺に危険なところが多い	23	28.4%
水辺が人工的すぎて、自然の草木が少ない	12	14.8%
開発で水辺が少なくなった	11	13.6%
その他（ふれあえるほど整備されていない、さつま湖がもっていない等）	10	12.3%

出典：市民アンケート調査

注）複数の原因を回答しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

【市の取組】

基本的な方針

安全、安心な自然とのふれあいの場や機会を提供します

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
水辺や自然とふれあう場や機会等、自然環境に関する情報を提供します。	市民生活課	■	■	■
海岸や山林などの自然とのふれあいの場を整備するとともに、自然観察会などの自然とふれあう機会を創出します。	市民生活課 農林水産課	■	■	■
河川やため池など、親水性の高い水辺空間の整備を推進し、自然観察の拠点づくりを検討します。	市民生活課 農地整備課 建設課	■	■	■
修学旅行の受け入れや農家民泊体験などのグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムを推進し、農山漁村と都市との交流や地域活性化を図ります。	農林水産課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合	32.6% (平成30年度)	42% (令和10年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然観察会や野外活動に積極的に参加します。 ● 子どもたちに自然とふれあう機会を増やします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者や漁業者の協力によるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを実施・協力します。

2 環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する～生活環境の保全～



市内のごみの発生量が増えています。

現在の私たちの暮らしの中では、ごみは必ず発生します。しかし、かの小松帯刀が生きた江戸時代には、再使用や再生利用などによってごみはほとんど発生せず、循環型社会が形成されていたと言われています。

私たちは、先人の知恵を活かしつつ、資源の有効利用を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

第1期計画で掲げた本市の取組について、関係課による事業評価を行ったところ、「目標を達成できた」と「ほぼ目標を達成できた」が合わせて89%となっています。

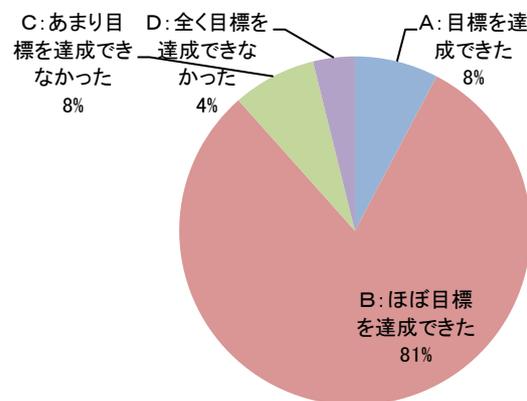


図8 第1期計画における本市の取組状況

出典：市民生活課調べ（関係課による事業評価）

第1期計画で掲げた環境指標の達成状況を見ると、6指標中3指標を達成しています。

表9 環境指標の達成状況

環境指標	当初値	現状値	目標値	評価
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	43.6% (H19年度)	21.1% (H30年度)	27.0% (H30年度)	○
ごみ排出量	14,171t (H17年度)	14,275t (H30年度)	11,988t (H28年度)	×
リサイクル率	11.8% (H17年度)	21.0% (H30年度)	18.0% (H28年度)	○
最終処分量	490t (H17年度)	346t (H30年度)	431t (H28年度)	○
神之川大渡橋のBOD75%値 (A類型：BOD2.0mg/L以下)	1.0mg/L (H19年度)	1.2mg/L (H30年度)	現状維持 (H30年度)	△
周辺の静けさに満足する市民の割合	72.2% (H19年度)	76.6% (H30年度)	78.0% (H30年度)	×

出典：市民アンケート調査

評価：(○) …目標を達成

(△) …目標の達成には至らなかったものの、改善が見られる

(×) …目標未達成

(1) 資源循環型のまちをつくる

【現況と課題】

○ごみの総排出量は減少してきています。

本市のごみ排出量は、収集ごみ、直接搬入ごみともに年々減少してきています。

また、平成24年度から生ごみ回収事業を50世帯の参加でモニター事業として開始し、平成30年度には10,482世帯の取組があります。

生ごみ、空き缶・ペットボトル等資源ごみを再利用・再生利用する目的での回収に取り組むことで、環境にやさしい循環型社会の形成を目指しています。

1人1日当たりの総ごみ排出量も減少傾向にあります。

平成28年度の総ごみ排出量の全国平均値は、925g/人・日、鹿児島県平均値(平成26年)は、939g/人・日となっています。

日置市の平均値(平成28年)は、836g/人・日となっています。



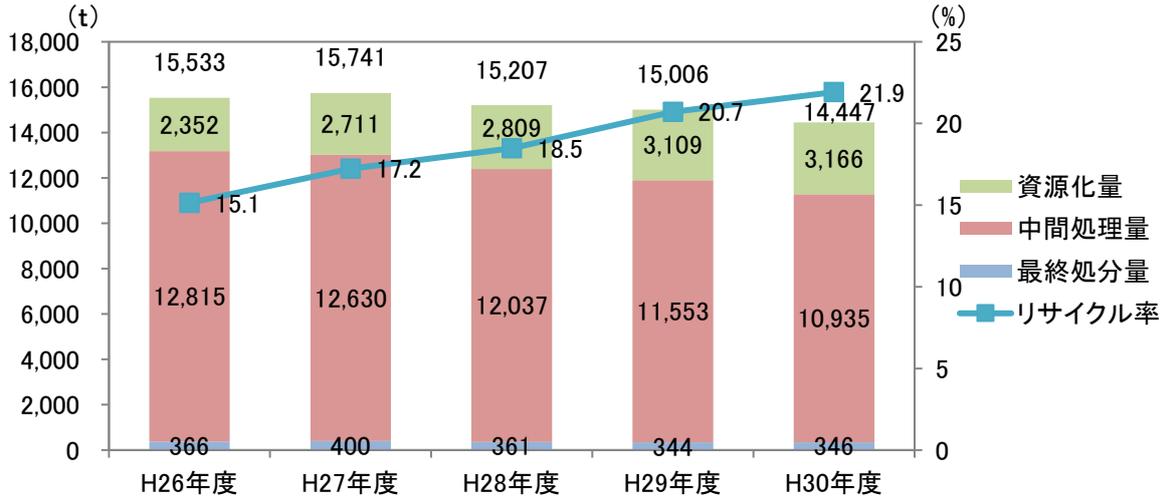


図9 ごみ排出量とリサイクル率の推移

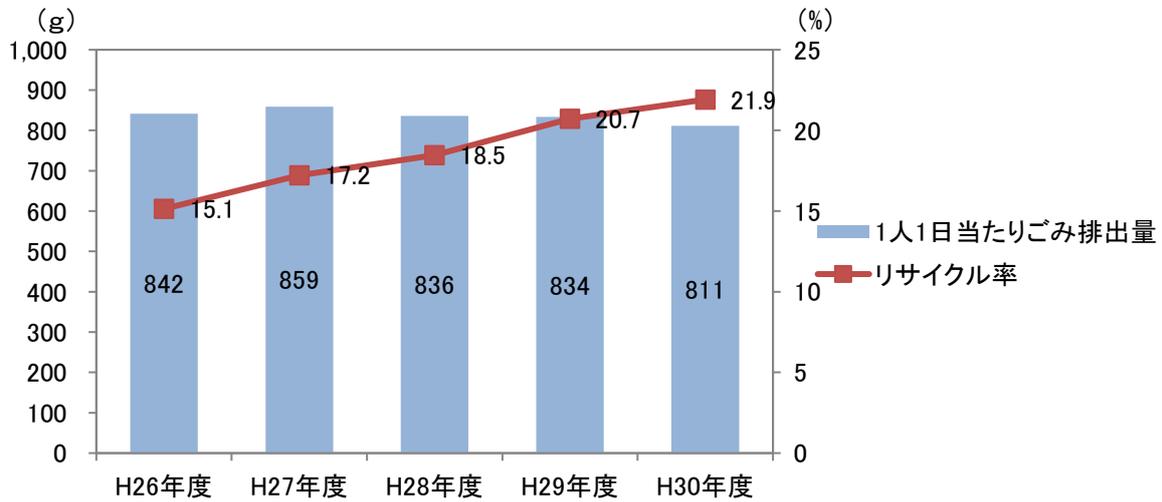


図10 1人1日当たりのごみ排出量の推移

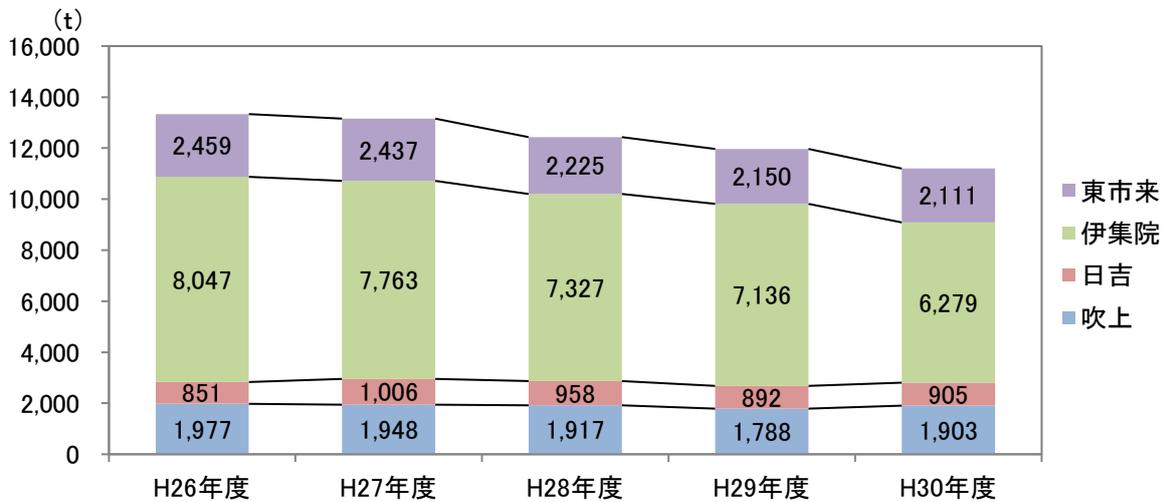


図11 地域別ごみ排出量の推移

出典：市民生活課調べ

市民アンケート調査結果によると、「ポイ捨てなどの散乱ごみ」に対する満足度は改善していますが、依然として不満の原因に空き缶やタバコ、不法投棄などがあげられています。

表 10 「ポイ捨てなどの散乱ごみ」に不満と答えた主な原因

(n=84)

不満の原因	件数	割合
空き缶やタバコのポイ捨てが多い	61	72.6%
ごみの不法投棄が多い	45	53.6%
その他（猫の糞害等）	10	11.9%

出典：市民アンケート調査

注）複数の原因を回答しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

また、ごみを持ち帰る、ものを長く使う、廃品回収やリサイクル活動への参加、ごみを出さないようにするなどの実行度は高くなっています。逆に、生ごみ処理機等の利用やマイバッグの持参、使い捨て商品はなるべく買わないなどの実行度は低いが、今後は実行したいと考えられています。

子どもアンケート調査結果によると、「まちの清潔さ」に対する満足度が最も低く、その理由はごみ・たばこ・空き缶のポイ捨てがほとんどで、大人にやめてほしいことの上位3位はごみやマナーに関する意見でした。

表 11 「まちの清潔さ」に悪いと答えた主な理由（上位3位）

(n=44)

不満の原因	件数	割合
ごみが落ちている	34	77.3%
空き缶が落ちている	8	18.2%
吸い殻が落ちている	6	13.6%

出典：子どもアンケート調査

注）複数の原因を回答しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

表 12 大人にやめてほしいこと（上位3位）

(n=344)

不満の原因	件数	割合
ポイ捨て（ごみ、タバコ、空き容器等）	206	59.9%
喫煙	66	19.2%
マナー（車等の騒音、つばを吐く、立ち小便等）	30	8.7%

出典：子どもアンケート調査

注）複数の原因を回答しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。



事業所アンケート調査結果によると、ごみの減量や紙の使用量削減に取り組んでいる割合が高くなっています。また、市民・事業者アンケート調査結果では、「ごみの減量やリサイクルの推進」の重要度が最も高くなっています。

このように、ごみやリサイクルに関する問題は、子どもから一般市民、事業者に至るまで、非常に関心が高いことがわかります。

市では、廃棄物の減量や適正処理、リサイクルの推進等に向けて、次のような条例等を定めて取り組んでいます。さらなる取組が必要であると考えられます。

表 13 廃棄物処理に関する市の取組

目的等	条例等
廃棄物の減量や適正処理の推進	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
クリーン・リサイクルセンターに関する規則	日置市クリーン・リサイクルセンター条例
廃棄物の発生抑制や再利用の促進	日置市再生資源回収事業補助金交付要綱
民間事業者等の地域経済活性化と市の財源の確保	日置市有料広告掲載要綱
空き缶等ごみの散乱防止	日置市空き缶等ポイ捨て防止条例

出典：市民生活課調べ

ゴミの資源化

CO₂CO₂（こつこつ）マイレージで生ごみをリサイクルしよう

日置市では生ごみを焼却処理しないで、竹チップ酵素に混ぜて堆肥に変えるという方法をとっています。市が各自治会から生ごみ 1kg に対して 10 円で買い上げ、そのお金を地域活性化奨励金として役立てるという地域活性化奨励金制度、通称「CO₂CO₂（こつこつ）マイレージ」です。仮に生ごみ 1kg を買い上げないで焼却処理するとしたら、300g の CO₂（二酸化炭素）が発生します。CO₂が増えると気温が上がり、地球温暖化という生きものにとって住みづらい環境となります。つまり、マイレージを貯めることでごみ処理費用を抑え、生ごみを堆肥にリサイクルでき、地域を活性化する資金まで生まれるという一石三鳥のアイデアなのです。



【市の取組】

基本的な方針

ごみの減量と適正処理、資源の有効利用に取り組みます

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
4R【Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：排出抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)】運動を推進します。	市民生活課	■	■	■
マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に向けた取組を協働により推進します。	市民生活課	■	■	■
資源ごみ持ち去り禁止条例（日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）に基づき、資源ごみの適正処理に努めます。	市民生活課	■	■	■
ごみの不法投棄の防止に向けて、協働によるパトロールの強化や通報体制の構築を行います。	市民生活課	■	■	■
ごみのポイ捨て防止やペットのふんの放置防止に向けて、啓発看板の設置等によりマナーの向上を図ります。	市民生活課	■	■	■
ごみの分別方法や出し方を徹底するよう努めていきます。	市民生活課	■	■	■
多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画策定の指導を徹底します。	市民生活課	■	■	■
河川愛護事業や道路愛護事業、日置市クリーン作戦など協働による地域美化活動を推進します。	市民生活課 建設課	■	■	■
再生資源回収事業やクリーン・リサイクルセンター及びリサイクルプラザ施設運営事業を推進します。	市民生活課	■	■	■
生ごみリサイクルによる地球温暖化防止に努めます。	市民生活課	■	■	■
食用油の回収によりリサイクルに取り組みます。	市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみつ

さつまあげ、
おまんじゅうには
目が無い

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	21.1% (平成30年度)	12% (令和10年度)
ごみ排出量	14,447t (平成30年度)	12,500t (令和10年度)
リサイクル率	21.9% (平成30年度)	30.0% (令和10年度)
最終処分量	346t (平成30年度)	320t (令和10年度)

注：不満に感じる市民の割合(現況値)は「かなり不満」と「やや不満」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値は、平成26～30年度実績値を基に推計。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 4R運動を推進します。 ● マイバッグやマイはしの持参、生ごみの堆肥化などごみ減量に努めます。 ● 過剰包装は断るようにします。 ● 決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。 ● 外出時のごみは持ち帰って分別します。 ● ポイ捨て防止運動を推進し、気づいた時はすぐにごみを拾います。 ● 自治会等の協力を得ながらポイ捨て・不法投棄防止パトロールを行います。 ● 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 4R運動を推進します。 ● 飲食店では割りばしを置かず、洗浄し繰り返し使用します。 ● レジ袋の削減や簡易包装に取り組みます。 ● 決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。 ● 廃棄生ごみを削減し、リサイクルを推進します。 ● ごみ減量等に関する消費者への啓発を行います。 ● 不法投棄発見の際の通報に協力します。 ● 事業所周辺の清掃を行います。 ● 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。

(2) 大気や水など生命の源を守る

【現況と課題】

○大気環境はおおむね良好です

本市には一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともにありませんが、平成30年度における二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)は県内全ての測定局で環境基準を達成しており、本市の大気環境は、

おおむね良好であると思われます。二酸化硫黄(SO₂)については、隣接する鹿児島市の赤水局が、桜島の火山活動の影響を受けて環境基準を達成していません。

光化学オキシダント(O_x)については、大陸からの越境大気汚染等により、県内全ての測定局で環境基準を達成しておらず、令和元年5月には10年ぶりに注意報が発令されました。微小粒子状物質(PM_{2.5})についても、大陸からの越境大気汚染等により、鹿児島市役所や鴨池局、薩摩川内局等で非達成となっており、県内の達成率は60%となっています。

その他、有害大気汚染物質やアスベストなどは全国平均と同等もしくは低いレベルにあります。

市民アンケート調査結果によると、「空気のきれいさ」についての満足度は高くなっています。

公害苦情は、平成30年度に廃棄物投棄が11件、騒音が5件、悪臭が3件、水質汚濁が1件、その他が71件ありました。

表 14 公害苦情件数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大気汚染	0	0	0	0	0
水質汚濁	2	1	1	3	1
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	0	1	2	0	5
振動	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	1	1	3
廃棄物投棄	10	3	4	6	11
その他	17	18	5	7	71
合計	30	23	13	17	91

出典：市民生活課資料

○自動車騒音はおおむね基準を達成しています

平成29年度の本市における騒音測定結果は、ほぼ全域で環境基準を達成しています。市民アンケート調査結果によると、「周辺の静けさ」に関する満足度は高いものの、不満に感じている主な原因は、交通騒音が7割に上ります。なお、交通量については国道3号（東市来町湯田）の交通量が最も多くなっています。



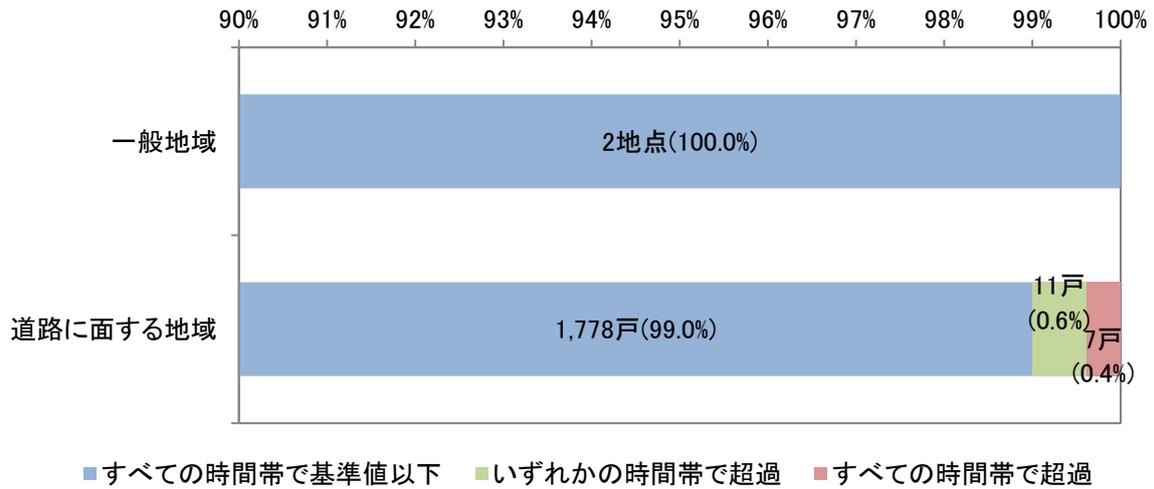


図 12 騒音測定結果 (H29 年度)

出典：H30 年版鹿児島県環境白書

表 15 「周辺の静けさ」に不満と答えた主な原因

(n=46)

不満の原因	件数	割合
自動車・オートバイからの交通騒音	32	69.6%
近所の家、アパートからの騒音（ピアノ、犬等）	11	23.9%
工場、工事現場からの騒音	5	10.9%
その他（猫の鳴き声、アナウンス等）	8	17.4%

出典：市民アンケート調査

注）複数の原因を回答しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

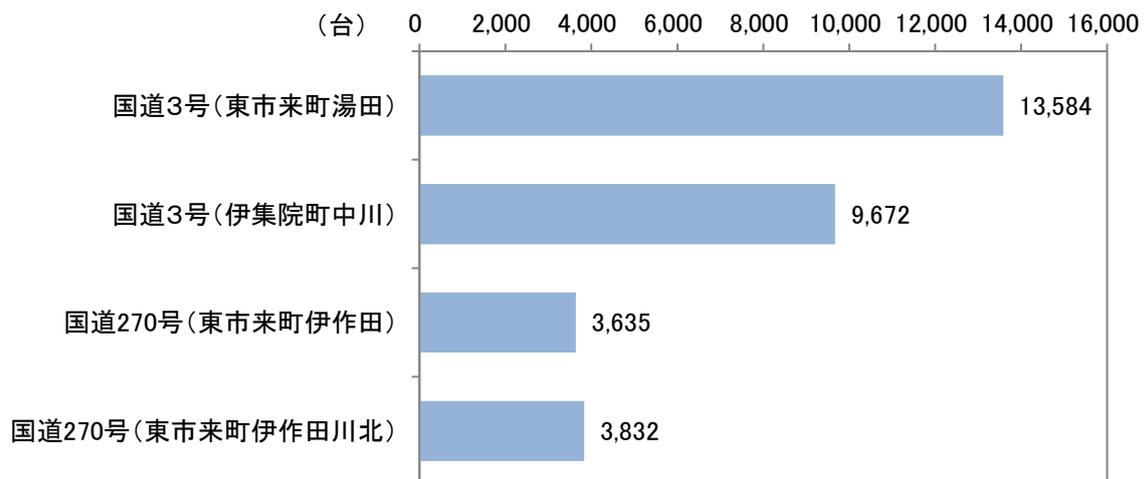


図 13 国道交通量（平日 24 時間自動車類交通量）

出典：H27 年度道路交通センサス

平成30年度の新幹線鉄道騒音調査結果によると、市内に4箇所設けている調査地点の内2地点で環境基準値を達成しています。

表16 新幹線鉄道(九州新幹線)騒音調査結果(平成30年度)

(単位: dB)

測定地点	類型(基準)	測定値
日置市東市来町養母	I (70以下)	72
日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	75
日置市伊集院町郡	I (70以下)	70
日置市伊集院町土橋	I (70以下)	69

出典: 平成30年度九州新幹線鉄道騒音・振動調査

平成30年度における騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等施設の設置届出はありません。

○水や土壌環境はおおむね良好です

河川水質の環境基準点は、神之川大渡橋(A類型: BOD2.0mg/L以下)の1点のみですが、経年的にも環境基準を達成しています。また、流域に本市が含まれる大里川及び八房川の水質も良好な状態にあるといえます。

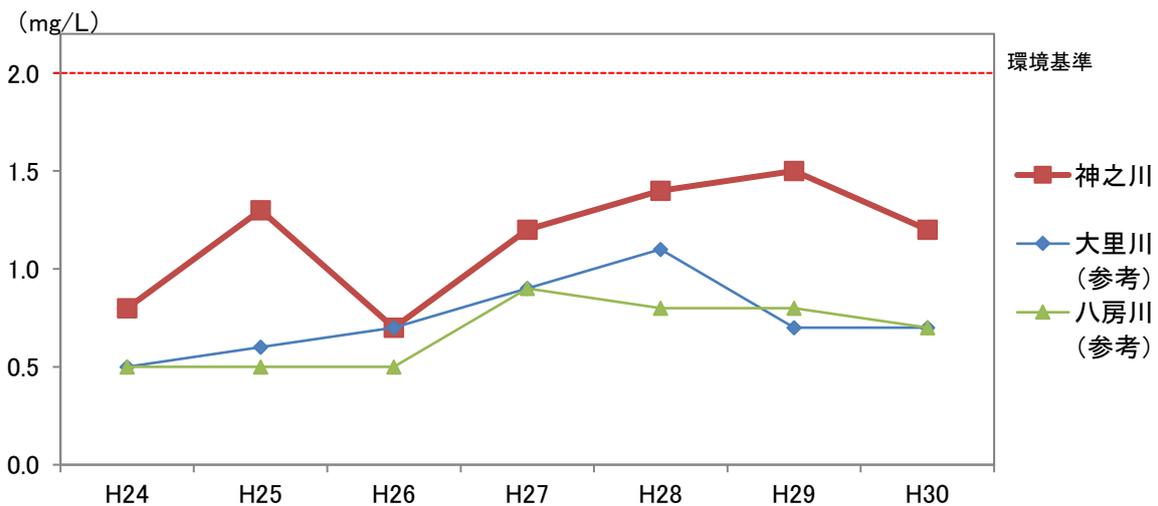


図14 市内河川におけるBOD(75%値)の推移

出典: 公共用水域の水質測定結果



海域の環境基準点はありませんが、隣接する串木野港海域（B 類型：COD3.0mg/L 以下）及び万之瀬川河口海域（A 類型：COD2.0mg/L 以下）では環境基準を達成しています。

土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定はありません。

市全域の公共下水道、集落排水、浄化槽の汚水処理人口普及率は79.8%（平成30年度末）となっています。

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置の促進及び生活排水対策に必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした「日置市浄化槽設置推進要綱」を定めています。さらにその推進に向けては、「日置市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を定め、補助を行っています。

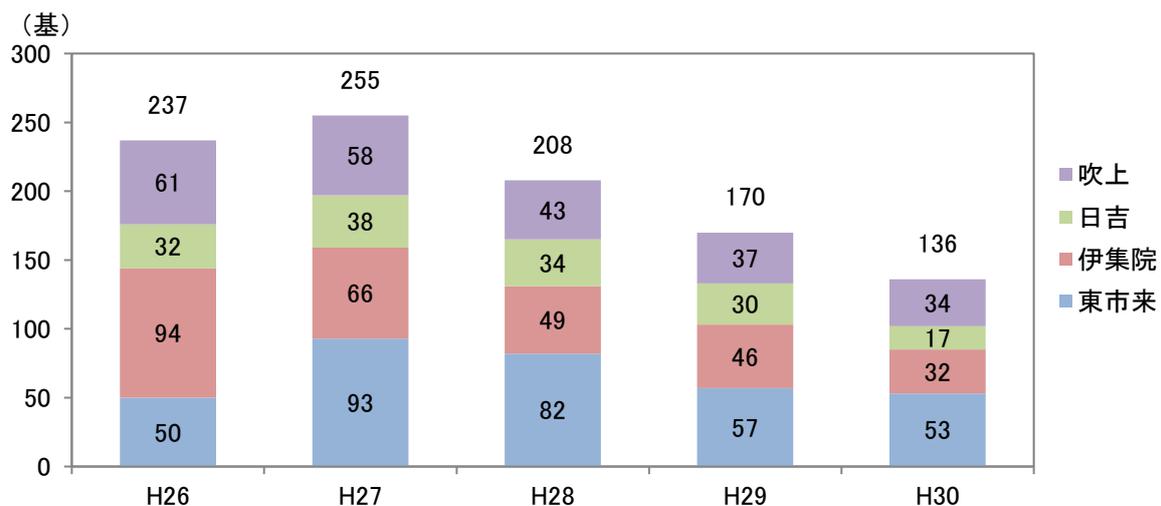


図 15 合併処理浄化槽設置数の推移（補助基数）

出典：市民生活課調べ

市民の生活環境を保全するためには、定期的・継続的な環境測定や悪臭・騒音対策、公害苦情に対する迅速かつ適切な対応、生活排水の適正な処理を目指した下水道事業及び浄化槽設置事業等の推進が必要です。

【市の取組】

基本的な方針

安心して生活できるよう環境を監視し、適切な対応を行います

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
大気汚染や騒音・振動、悪臭等は、関係機関との連携により監視・指導を行い、公害の未然防止と適切な対応に努めます。	市民生活課	■	■	■
関係機関との連携により、自動車交通騒音や新幹線騒音対策を推進します。	市民生活課	■	■	■
「光化学オキシダント」の注意報等発令や「微小粒子状物質（PM2.5）」の濃度情報等が発表された時には、市民・事業者に対して速やかで適切な注意喚起を促します。	市民生活課	■	■	■
消防署や消防団との連携を図りながら、不法焼却に対する指導を行います。	市民生活課	■	■	■
工場や事業場から有害な物質が排出されないように、排水などの実態把握や監視を行い、指導を徹底します。	市民生活課	■	■	■
公共下水道事業の推進及び供用区域における速やかな接続促進及び合併処理浄化槽設置の推進を図ります。	市民生活課 上下水道課	■	■	■
河川水や地下水などの継続的な水質検査を実施し、結果を公表します。	市民生活課	■	■	■
合成洗剤や除草剤の適正使用、排水口への廃油の混入防止など、水質保全に関する啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び収集・処理体制の充実に努めます。	市民生活課	■	■	■
一般廃棄物処理基本計画(生活排水)を策定します。	市民生活課	■	□	□
合併処理浄化槽の補助制度を継続します。	市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
神之川大渡橋のBOD75%値 (A 類型：BOD2.0mg/L 以下)	1.2mg/L (平成 30 年度)	現状維持 (令和 10 年度)
周辺の静けさに満足する市民の割合	76.6% (平成 30 年度)	81% (令和 10 年度)
空気のきれいさに満足する市民の割合	68.7% (平成 30 年度)	74% (令和 10 年度)
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合	39.8% (平成 30 年度)	50% (令和 10 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭を感じたり、不法焼却行為を見かけりしたら直ちに市役所へ通報します。 ● 光化学オキシダント注意報等が発令された場合は、市の指導に従い行動します。 ● 河川水質の汚染防止のため、合成洗剤や除草剤の使用を控えます。 ● 公共下水道への接続や合併浄化槽の設置を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音や振動、悪臭などが発生する施設などがある場合は、適切な対策を施します。 ● 事業所・工場排水は適正に処理します。



千本楠

3 エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す～地球環境の保全～



今、地球の温暖化が進行しています。

石油などの化石燃料を大量に使う生活は、私たちの暮らしを便利で豊かなものへと変えてくれます。しかし、そのツケともいえる地球温暖化が起こっており、このまま何もせずに同じ暮らしを続けていくと、さらに温暖化が進むと予測されています。

私たち一人一人のちょっとした気づきと心がけ、そして行動へと移すことが無駄なエネルギー消費と二酸化炭素の発生を抑え、地球の温暖化を防ぐことにつながります。

第1期計画で掲げた本市の取組について、関係課による事業評価を行ったところ、「目標を達成できた」と「ほぼ目標を達成できた」が合わせて41%となっています。

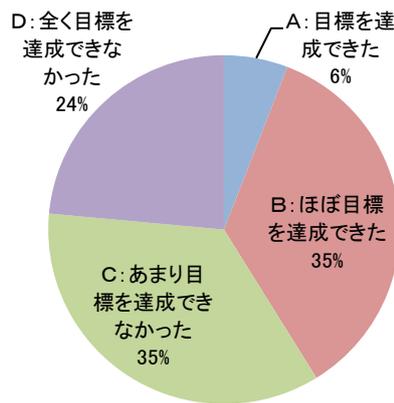


図16 第1期計画における本市の取組状況

出典：市民生活課調べ（関係課による事業評価）



第1期計画で掲げた環境指標の達成状況を見ると、環境指標ごとの数値目標も3指標中1指標のみの達成にとどまっています。

表 17 環境指標の達成状況

環境指標	当初値	現状値	目標値	評価
二酸化炭素排出量	294 千 t-CO ₂ (H17 年度)	296 千 t-CO ₂ (H27 年度)	248 千 t-CO ₂ (H30 年度)	×
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入台数	19 台 (H20 年度)	21 台 (H30 年度)	100 台 (H30 年度)	×
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量	40kW (H20 年度)	287kW (H30 年度)	現状より増やす (H30 年度)	○

出典：市民アンケート調査

評価：(○) …目標を達成

(△) …目標の達成には至らなかったものの、改善が見られる

(×) …目標未達成

(1) 地球温暖化を防ぐ

○気温が 1.1℃上昇しています

近年、急速に進行しつつある地球温暖化は、化石燃料の消費に伴って大気中に排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの急激な増加が主な原因とされています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 2013 年にとりまとめた第 5 次評価報告書によると、世界平均地上気温は 1880～2012 年の間に 0.85℃上昇し、1901～2010 年の期間中、平均海面水位は 19cm 上昇しました。同報告では、1986 年から 2005 年までに比べ、21 世紀末(2081 年～2100 年)の平均気温上昇は、最大 4.8 (0.3～4.8)℃と予測しています。

本市(東市来観測所)の平均気温の変化をみると、過去 30 年間で約 1.1℃上昇しています。また、県内の各気象観測所も同様に、0.1℃～1.1℃の平均気温上昇が見られます。

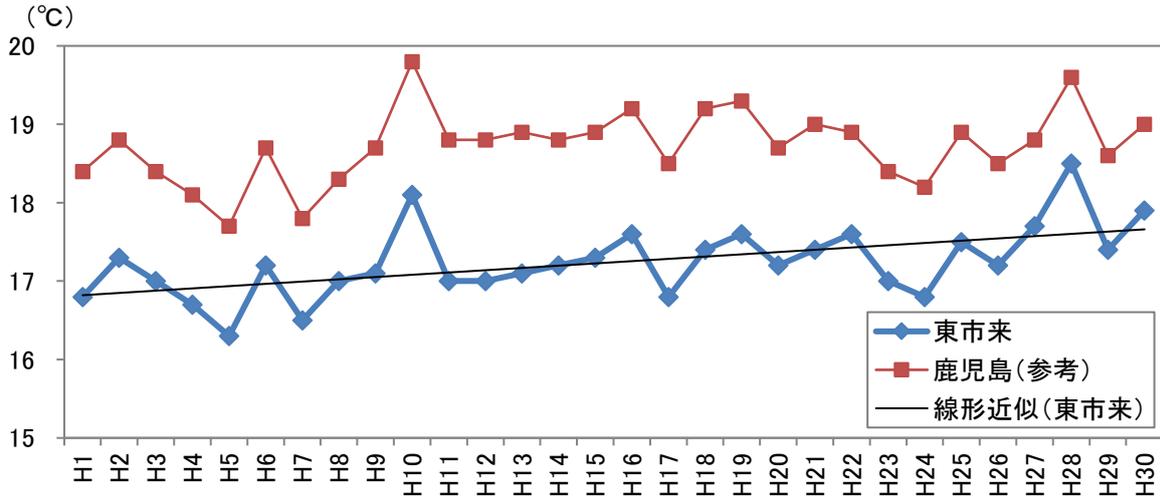


図 17 年平均気温の変化

出典：気象統計情報



吹上浜



〇二酸化炭素排出量は 17.0%減少しています

本市の 2016 年度の二酸化炭素排出量は、約 282 千 t-CO₂ で、基準年度である 2013 年度比で約 17.0%減少しています。

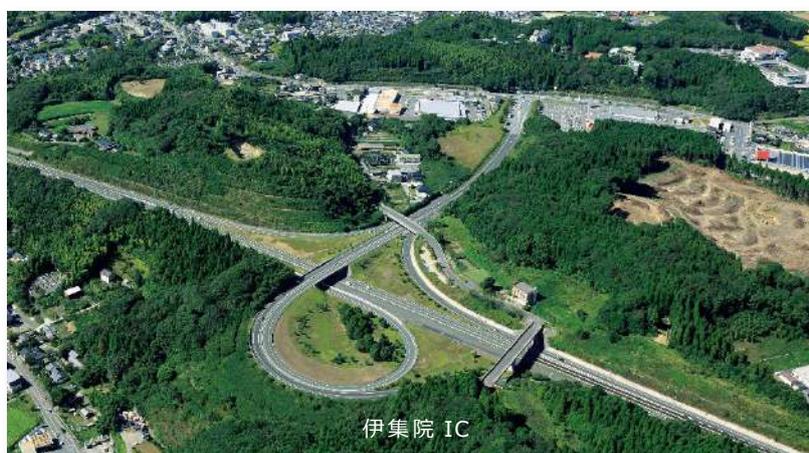
2016 年度の排出量が最も大きいのは業務部門で、全体の約 23%を占めており、次いで家庭部門が約 22%、旅客自動車及び貨物自動車(約 17%)、製造業(約 15%)となっており、この 5 部門で総排出量の 90%以上を占めています。

表 18 日置市の二酸化炭素排出量

(単位：千 t-CO₂/年)

区分		2013 年度 (基準年度)	2016 年度 (現況年度)	基準年度か らの増減比	二酸化炭素 総排出量比 (2016 年度)	
エネルギー 起源	民生部門	家庭部門	82	62	▲24.7%	21.9%
		業務部門	80	66	▲17.9%	23.3%
		計	162	127	▲21.3%	45.2%
	産業部門	農林・水産業	4	3	▲28.9%	0.9%
		建設業・鉱業	6	6	▲9.0%	2.0%
		製造業	54	42	▲22.0%	15.1%
		計	64	51	▲21.1%	18.0%
	運輸部門	旅客自動車	54	48	▲10.0%	17.1%
		貨物自動車	52	47	▲8.9%	16.8%
		鉄道	4	4	▲10.4%	1.3%
		船舶	0	0	0.0%	0.0%
		計	110	99	▲9.5%	35.2%
	小計		336	277	▲17.4%	98.4%
	廃棄物部門	一般廃棄物	4	5	20.6%	1.6%
計		4	5	20.6%	1.6%	
非エネルギー起源 (小計)		4	5	20.6%	1.6%	
合計		340	282	▲17.0%	100.0%	

出典：環境省 地球温暖化対策 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト



伊集院 IC

○二酸化炭素排出量は7%減少する見込みです

特段の対策を講じなかった場合の2030年度における本市の二酸化炭素総排出量は、約261千t-CO₂と推計され、2016年度比で7%の減少が見込まれます。これは、人口規模の縮小により二酸化炭素の排出につながる活動量が減少すると推計されることによります。

しかしながら、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画が目指す削減目標*1には届いていません。

表19 二酸化炭素排出量の将来推計(特段の対策を講じない場合)

(単位：千t-CO₂/年)

区分		2013年度	2016年度	2030年度	2016年度 →2030年度
民生部門	家庭部門	82	62	63	2.9%
	業務部門	80	66	65	▲1.6%
産業部門	農林・水産業	4	3	2	▲14.0%
	建設業・鉱業	6	6	5	▲14.1%
	製造業	54	42	37	▲14.1%
運輸部門	旅客自動車	54	48	42	▲14.1%
	貨物自動車	52	47	41	▲14.1%
	鉄道	4	4	3	▲14.1%
	船舶	0	0	0	0.0%
廃棄物部門	一般廃棄物	4	5	4	▲14.1%
計		340	282	261	▲7.2%

出典：環境省 地球温暖化対策 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

地球温暖化を防止するためには、私たち一人一人が二酸化炭素の排出量を削減するための取組を始めなければなりません。



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみつ

走ることは苦手

*1 エネルギー起源 CO₂ を 2013 年度比で 25% 削減

【市の取組】

基本的な方針

二酸化炭素の排出量削減と吸収源確保に努めます

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
地球温暖化の状況や二酸化炭素の排出量、削減方法などの情報を整理、提供し、啓発に努めます。	市民生活課	■	■	■
地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、地球温暖化対策地域推進計画を策定します。	市民生活課	■	■	■
二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進を協働により推進します。	市民生活課 農林水産課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
二酸化炭素排出量	282 千 t-CO ₂ (平成 28 年度)	222 千 t-CO ₂ (令和 12 年度)

注：家庭部門で20%、業務部門で15%、自動車部門で20%削減という削減可能性を想定して設定した。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化に対して正しく理解し、二酸化炭素削減に向けたライフスタイルの見直しと具体的な取組の輪を広げます。 ● 二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 二酸化炭素削減に向けたビジネススタイルの見直しと具体的な取組を行います。 ● 二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進に取り組みます。

(2) エネルギーを有効に使う

○省エネの取組と新エネの活用が必要です

2013年度から2016年度までの二酸化炭素排出量の増減比をみると、運輸部門（自動車）が9%減、業務部門が18%減、産業部門が21%減となっており、増加している項目はありません(44ページの表参照)。

市民・事業者アンケート調査結果によると、いずれも節電や節水、エコドライブの実施などの省エネルギー行動は実行度が高くなっていますが、雨水利用は低くなっています。

また、市民アンケート調査結果では、省エネ・新エネ設備について「LED等高効率照明器具」、「住宅の高断熱化・高気密化」を導入済みの割合が高く、「エコカー（低燃費車）」は、4割以上が“条件が整えば導入したい”と回答しています。

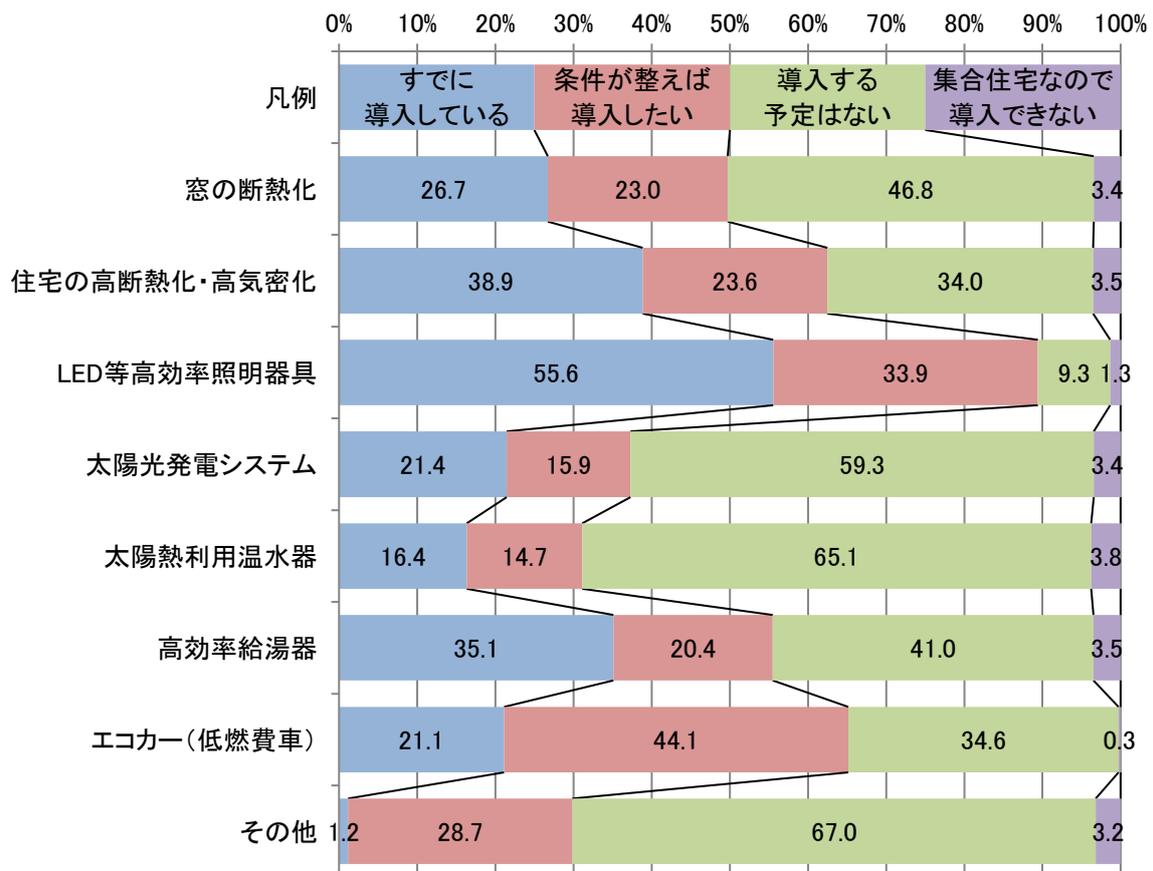


図 18 省エネルギーや新エネルギー設備の導入状況

出典：市民アンケート調査

本市では、平成 27 年度より地産地消型エネルギーネットワーク構築事業に取り組み、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の低減や省エネを図るとともにエネルギーの地産地消による地域活性化を目指しています。

地球温暖化を防止するためにも、省エネルギーに関する行動に取り組むとともに、新エネルギー設備を積極的に導入し、化石燃料に頼らない低炭素社会を構築していく必要があります。

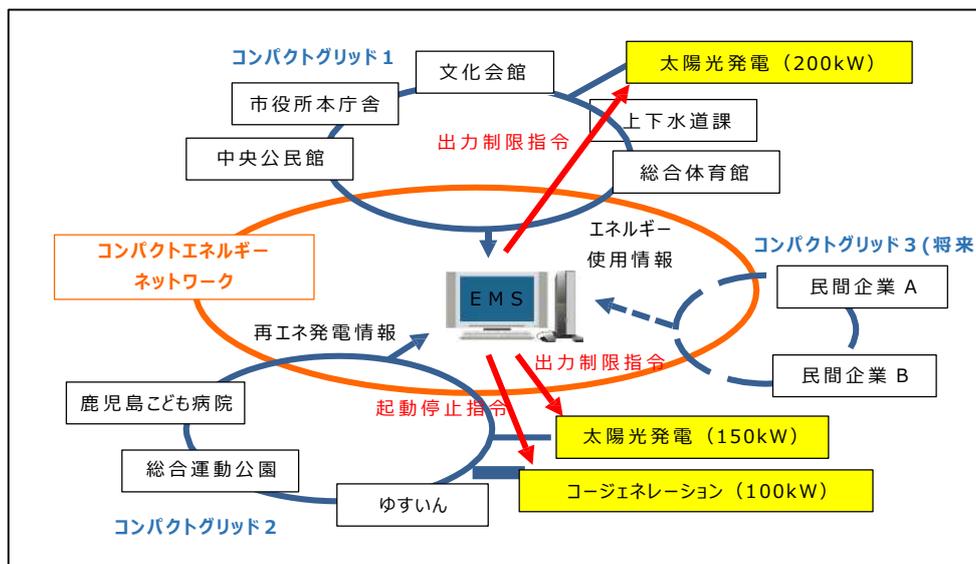


図 19 地産地消型エネルギーネットワーク構築事業のイメージ

出典：平成 30 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金実績報告書



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみつ

地球温暖化を防止する
新たな取組を思案中

【市の取組】

基本的な方針

省エネルギー対策の推進と新エネルギー活用の促進を図ります

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
省エネルギー行動集を作成し、市民・事業者のライフスタイル・ワークスタイルの見直しを推進します。	市民生活課	■	■	■
環境家計簿の配布など、省エネルギーに関する啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
公共交通機関や自転車利用促進などによる交通の省エネルギー対策を推進します。	地域づくり課 市民生活課	■	■	■
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入や公共施設への太陽光発電設備導入など、率先したエネルギー活用に努めます。	財政管財課 市民生活課 建設課	■	■	■
太陽光発電設備導入など、新エネルギー設備導入に対する助成措置を検討します。	市民生活課	■	■	■
エネルギーネットワークを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。	企画課	■	■	■
小水力発電所での取組など、地域への新エネルギー供給事業に取り組みます。	企画課	■	■	■
フードマイレージの活用などにより地産地消の取組を推進します。	市民生活課 農林水産課	■	■	■

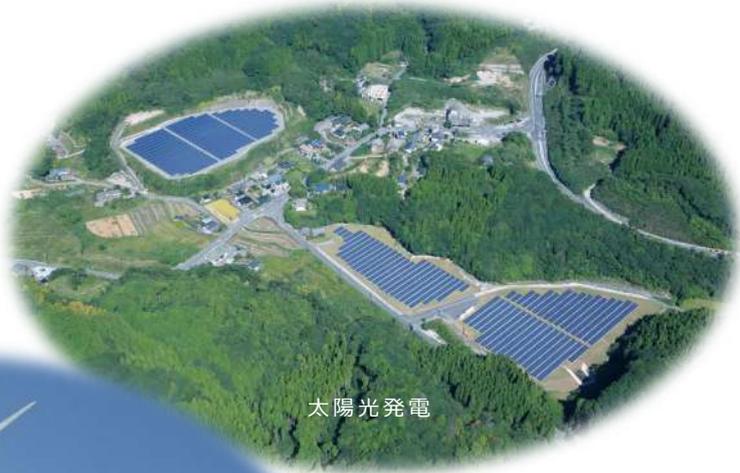
注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入台数	21台 (平成30年度)	50台 (令和10年度)
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量	287kW (平成30年度)	現状より増やす (令和10年度)

【市民・事業者の取組】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 節電や節水など、エネルギー消費の少ない生活を心がけます。 ● アイドリングストップや緩やかな発進などのエコドライブを実施します。 ● 公共交通機関の利用や自転車利用など、自動車に頼らない生活を心がけます。 ● 環境家計簿を活用し、家庭での省エネルギー行動につなげます。 ● 食品は産地を見て購入するなど、地産地消を推進します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 節電や節水など、エネルギー消費の少ない事業活動を行います。 ● アイドリングストップや緩やかな発進などのエコドライブを実施します。 ● 公共交通機関の利用や自転車利用など、自動車に頼らない事業活動を行います。 ● フードマイレージを活用し、地産地消に取り組みます。



4 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る～快適環境の創造～

関連する
SDGs



固有の伝統的な祭りや行事が受け継がれています。
本市には、鹿児島県の三大行事である「妙円寺詣り」や「せつぺとべ」など、伝統ある歴史的行事が毎年行われるとともに、明治維新の功労者である小松帯刀の眠る園林寺跡などの文化財が数多くあります。
これらは、本市の風土に培われた固有の歴史・文化であり、往時を偲ぶ大切な資源であるため、確実に後世に受け継いでいく必要があります。

第1期計画で掲げた本市の取組について、関係課による事業評価を行ったところ、「目標を達成できた」と「ほぼ目標を達成できた」が合わせて58%となっています。

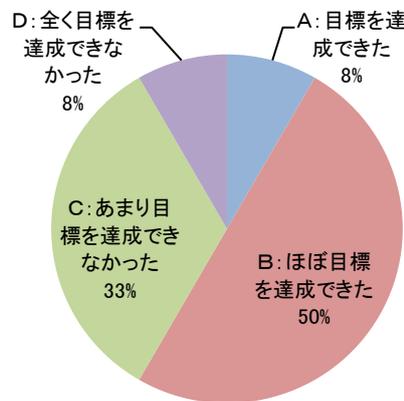


図 20 第1期計画における本市の取組状況

出典：市民生活課調べ（関係課による事業評価）

第1期計画で掲げた環境指標の達成状況を見ると、4指標中2指標達成となっています。

表20 環境指標の達成状況

環境指標	当初値	現状値	目標値	評価
伝統芸能等への取組状況	各地区で熱心に取り組んでいる (H19年度)	各地区で復活となったものも多数あり、地域活性化の原動力になっている (H27年度)	取組が広がり地域興しの原動力になる (H30年度)	○
文化財、遺跡等の案内板整備状況	説明文の検討とともに順次整備を進めている (H19年度)	わかりやすい案内表示がなされている (H30年度)	わかりやすい案内表示がされている (H30年度)	○
まちなみ景観の美しさに満足する市民の割合	38.4% (H19年度)	39.2% (H30年度)	51.0% (H30年度)	×
公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合	38.2% (H19年度)	34.9% (H30年度)	49.0% (H30年度)	×

出典：市民アンケート調査

評価：(○) …目標を達成

(△) …目標の達成には至らなかったものの、改善が見られる

(×) …目標未達成

(1) 伝統・文化・歴史を活かす

○守り、伝え、育てるべき景観資源が数多くあります

吹上浜に代表される雄大な自然景観の他に、県道206号のイヌマキの街路樹による個性的な街路景観、湯之元温泉郷や吹上温泉郷、美山窯元などの歴史的・文化的景観など、地域資源や特性にあった地域固有の景観が形成されています。

また、尾木場地区や上与倉地区に継承されている棚田を含む農山村景観、地引網漁や漁船・漁港を含めた景観も、市の歴史や文化を物語る重要な景観であるといえます。

市民アンケート結果によると、特に残してほしい景観は、「徳重神社」が最も多く指摘されました。

歴史的なまちなみ景観、伝統的な農村・漁村景観、また新たに創出

すべき都市景観との融合など、歴史・文化を活かした景観づくりが必要です。

指定文化財は、国指定・登録が3件、県指定が15件、市指定が76件登録されています。

表 21 指定文化財（国指定・登録）

No.	種別	名称	所在地
1	天然記念物	ヤッコソウ発生地	東市来町湯田 (稲荷神社)
2	登録有形文化財	旧黒木回春堂医院	吹上町永吉
3		九州電力大田発電所本館 一棟	伊集院町大田

出典：社会教育課調べ

表 22 指定文化財（県指定）

No.	種別	名称	所在地・伝承地
1	有形文化財（古文書）	伊作郷御仮屋文書	吹上町中原 (日置市吹上歴史民俗資料館)
2		吉利郷惣絵図	鹿児島市城山 (県歴史資料センター黎明館)
3	有形文化財（歴史資料）	日置市美山玉山神社 伝来資料	東市来町美山 (玉山神社・東郷茂徳記念館)
4	無形文化財	妙音十二楽	吹上町田尻
5	有形民俗文化財	吹上町中田尻の田の神	吹上町田尻
6		東市来町養母の田の神	東市来町養母
7		東市来町湯之元の田の神	東市来町湯田
8	無形民俗文化財	大田太鼓踊	伊集院町大田
9		吹上町の伊作太鼓踊	吹上町湯之浦
10		吹上 大汝牟遅神社の流鏝馬	吹上町中原 (大汝牟遅神社)
11		伊集院町徳重大バラ太鼓 踊り	伊集院町徳重 (徳重神社外)
12	史跡	常楽院	吹上町田尻
13		亀丸城跡	吹上町中原
14		黒川洞穴	吹上町永吉
15		美山薩摩焼窯	東市来町美山

出典：社会教育課調べ



国指定天然記念物：ヤッコソウ



県指定無形民俗文化財：伊作太鼓踊



県指定無形民俗文化財：徳重大バラ太鼓踊り



県指定無形文化財：妙音十二樂



県指定史跡：黒川洞穴



県指定無形民俗文化財：大田太鼓踊



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみう

日置市の歴史や文化について調べることが好き

【市の取組】

基本的な方針

歴史や文化を活かした美しいまちづくりを進めます

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
指定文化財の保存・整備に努めるとともに、祭りや伝統文化を保存・継承していきます。	社会教育課	■	■	■
美しい景観を保つため、沿道の美化活動やポイ捨て防止パトロールなどの活動を協働により推進します。	市民生活課 建設課	■	■	■
老朽化した公営住宅の建て替えや危険地域からの住宅移転、空き地や空き家、耕作放棄地対策など、防災、防犯等も含めた景観向上の取組を行います。	総務課 農林水産課 建設課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
伝統芸能等への取組状況	各地区で復活となったものも多数あり、地域活性化の原動力になっている(平成27年度)	取組が広がり地域興しの原動力になる(令和10年度)
文化財、遺跡等の案内板整備状況	わかりやすい案内表示がなされている(平成30年度)	わかりやすい案内表示がされている(令和10年度)
まちなみ景観の美しさに満足する市民の割合	39.2% (平成30年度)	49% (令和10年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなみ景観保存活動や文化財保存活動に参加します。 ● 地域の指定文化財や歴史的資源を保存・継承します。 ● 地域美化活動へ参加します。 ● 地域防犯パトロール隊と連携した空き家対策を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなみ景観保存活動や文化財保存活動に参加します。 ● 地域の指定文化財や歴史的資源を保存・継承します。 ● 地域美化活動へ参加します。

(2) 身近なみどり・水辺とふれあう

○身近な公園や水辺が必要です

都市公園の整備状況は、平成30年3月末現在で63か所、789,403m²（うち都市計画公園は20か所、739,800m²）で、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は20.56m²となっています。県民1人当たりの都市公園面積は14.02m²ですので、公園の面積としては充実しているといえます。

「日本の渚百選」にも選ばれ、吹上浜金峰山県立自然公園に指定されている白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」が南北に続いており、潮干狩りや釣り、海水浴、サーフィンなど、年間を通して親しめる本市最大の自然的な水辺空間となっています。

また、「江口浜海浜公園」は人工ビーチをはじめとして、トイレ・シャワー棟、イベント広場、江口蓬莱館などを備えた施設が整備されています。

日置市街地の中心部を流れる「神之川」河畔は、日常的な散歩やジョギングの場として親しまれています。

また、運動公園やキャンプ場、3か所のゴルフ場、観光農園など、様々な野外レクリエーション施設が整備されており、平成31年3月に「吹上浜金峰山県立自然公園」地区に指定されています。

子どもアンケート調査結果では、「緑とのふれあい」の満足度は最も高くなっていますが、「公園の多さ」「水や水辺とのふれあい」などの項目は満足度が低くなっています。「公園の多さ」について悪いと思う理由は、「公園が少ない、近くにない」「公園が小さい、狭い」などが多く、「水や水辺とのふれあい」については、「水や水辺が少ない」「近くに水や水辺がない」などで、公園や水辺が近くにないことが不満の原因と考えられます。

表 23 「公園の多さ」に悪いと答えた主な理由

(n=52)

不満の原因	件数	割合
公園が少ない、近くにない	42	80.8%
公園が小さい、狭い	6	11.5%
その他	4	9.6%

出典：小学生アンケート調査

注) 端数処理の都合上、割合の合計が100%にならない場合があります。



城山公園



江口蓬莱



江口浜海浜公園



【市の取組】

基本的な方針

雄大な自然を活かした空間づくりと
身近な公園・水辺を創出します

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
緑の基本計画を策定するとともに、計画に基づく公園や緑地の整備を進めます。	建設課	■	■	■
歩いていける範囲に身近な公園や水辺を創出するとともに、ユニバーサルデザインの導入により誰もが利用しやすい空間づくりを行います。	建設課	■	■	■
公園や街路樹の充実など公共空間における緑化の推進、緑や花による民有地の緑化を推進します。	建設課	■	■	■
公園や道路などの公共空間を里親として管理するアダプトプログラム制度を創設します。	市民生活課 建設課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合	34.9% (平成30年度)	48% (令和10年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の庭やベランダを緑化します。 ● 地域美化活動へ参加します。 ● 地域防犯パトロール隊と連携した空き家対策を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の敷地内の緑化を推進します。 ● 地域美化活動へ参加します。

5 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする～協働による環境保全の推進～

関連する
SDGs



みんなで取り組むことが大事です。

環境保全や創造のための取組は、行政だけではできません。市民や事業者、市民団体など、あらゆる主体の協働によってはじめて実現できるものです。環境行政のレベルアップはもちろんですが、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする私たちの取組意識や能力である「地域環境力」の向上が不可欠になります。

より住み良い日置にするために、みんなが環境意識を向上しながら、連携を深め、力を合わせて環境を守り、育てていきましょう。

第1期計画で掲げた本市の取組について、関係課による事業評価を行ったところ、「目標を達成できた」と「ほぼ目標を達成できた」が合わせて25%となっています。

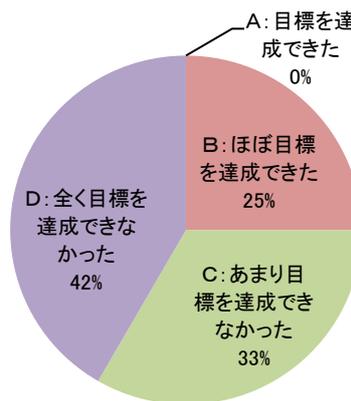


図 21 第1期計画における本市の取組状況

出典：市民生活課調べ（関係課による事業評価）



第1期計画で掲げた環境指標の達成状況を見ると、3指標中2指標達成となっています。

表 24 環境指標の達成状況

環境指標	当初値	現状値	目標値	評価
市民の環境に関するモラル（道徳）に満足する市民の割合	30.9% (H19年度)	48.2% (H30年度)	47.0% (H30年度)	○
吹上浜クリーン作戦の参加者数	1,803人 (H20年度)	1,211人 (H30年度)	現状維持 (H30年度)	△注
環境保全活動団体の数	7団体 (H19年度)	34団体 (H30年度)	20団体 (H30年度)	○

出典：市民アンケート調査

評価：（○）…目標を達成

（△）…目標の達成には至らなかったものの、改善が見られる

（×）…目標未達成

注：屋外のため天候により参加人数が異なる。第1期計画期間中の10年間で、複数回当初値を上回っているため、評価を“△”とした。



吹上浜クリーン作戦

(1) 環境教育・学習に取り組む

○環境情報の収集・整備・発信が必要です

市のホームページでは、ごみの分け方や出し方、浄化槽設置整備事業補助等の紹介情報が常時掲載されており、ごみ収集日等は携帯電話による情報提供も行っています。また、市広報誌では様々なイベント開催情報や状況報告、定期的な市民や団体の環境活動状況を紹介しています。

事業者アンケート調査結果では、行政から提供してほしい情報として「環境問題の現状」が最も多く望まれています。環境データの定期的な整理や情報提供のため、環境白書（仮称）等の整理が必要です。

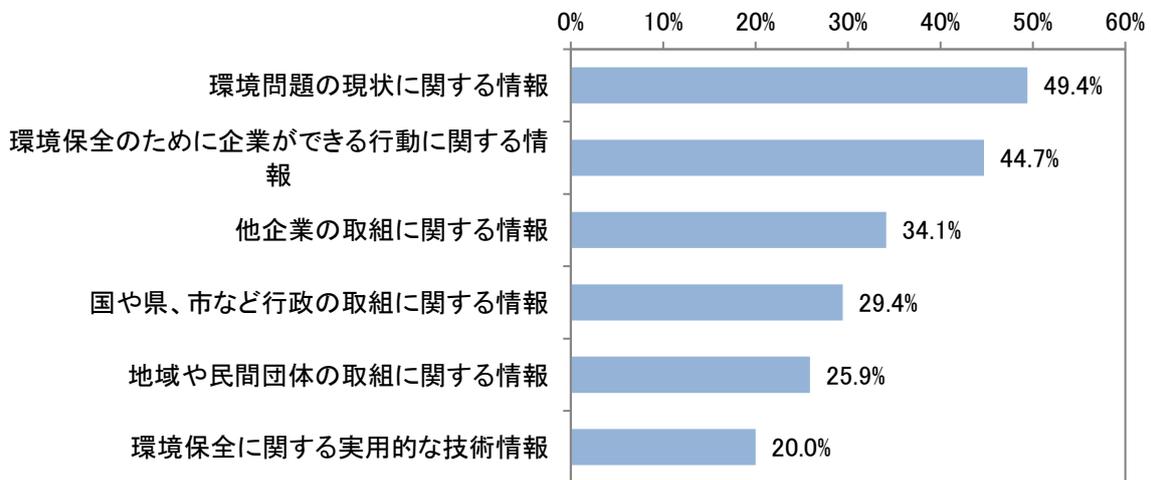


図 22 行政から提供してほしい環境情報（抜粋）

出典：事業者アンケート調査

○環境モラルの低さを不満に感じています

市民アンケート調査結果では、「市民の環境に関するモラル」に対する不満の原因としては、ポイ捨ての多さや自動車などの排気音、ごみの出し方などが指摘されています。

表 25 「市民の環境に関するモラル」に不満と答えた主な原因

(n=92)

不満の原因	件数	割合
ごみ、タバコの吸い殻や空き缶のポイ捨てが多い	63	68.5%
自動車やオートバイの排気音等がうるさい	23	25.9%
ごみの出し方が悪い	20	21.7%
深夜までテレビの音や話し声がうるさい	2	2.2%
公園や道路の花木を平気で折っている	2	2.2%
その他（飼い犬等の糞の始末が悪い、全体的に「公共」という認識がやすい等）	15	16.3%

出典：市民アンケート調査

注) 複数の原因を回答しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

一方、「学校や市民向けの環境教育の推進」は重要であると捉えられており、自由意見で最も多かった意見が「環境意識・啓発・教育」等に関する記述でした。また、子どもたちに身につけてほしいことは、「環境にやさしい生活習慣を築いてほしい」という意見が最も多くありました。

市民一人一人の環境意識を高めるために、環境教育や環境学習の機会をつくっていく必要があります。

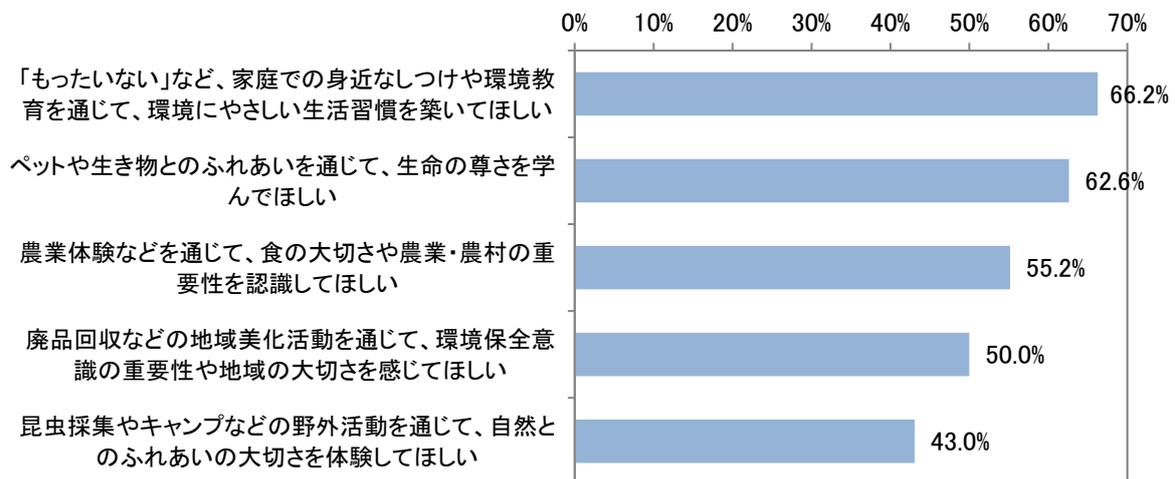


図 23 子どもに身につけてほしい環境保全・創造行動（抜粋）

出典：市民アンケート調査

【市の取組】

基本的な方針

環境情報の提供、環境教育・学習の推進により
環境モラルを高めます

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
環境の現況や課題をとりまとめた環境白書（仮称）を作成し、公表します。	市民生活課	■	□	□
環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの定着をめざした啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
学校や地域（PTA、子ども会、育成会等）と連携して、環境教育や環境学習の機会を増やしていきます。	市民生活課 学校教育課	■	■	■
地域における環境リーダーの発掘・育成に努めます。	市民生活課	■	■	■
自然や生き物とのふれあい学習を通じて、命の大切さを学ぶことができるようにします。	市民生活課 学校教育課	■	■	■
森林地域を活用した環境学習の拠点整備など、環境学習の場の整備を進めます。	農林水産課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市民の環境に関するモラル（道徳）に満足する市民の割合	48.2% (平成30年度)	58% (令和10年度)

注：満足する市民の割合（現況値）は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合（小数点以下四捨五入）。

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の収集に努め、環境にやさしい行動に活かします。 ● 家庭や地域で命の大切さや「もったいない」などへの理解を深めます。 ● 大人が子どもたちにもものに頼らない昔の遊びを教えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の収集に努め、環境にやさしい事業活動や行動に活かします。 ● 社員への環境教育を定期的実施します。

(2) 環境保全・創造活動に取り組む

○様々な活動への参加の広がりが必要です

市民アンケート調査結果では、地域美化活動への参加は比較的多いものの、行政が推進する環境保全活動や地域の緑化活動、歴史的まち並み保存活動、自然保護活動等への参加は少なくなっています。

鹿児島県ウミガメ保護条例（昭和 63 年制定）に基づく保護対策として、市町村ウミガメ保護監視員設置費補助を受け、21 団体 480 名のウミガメ保護監視員が上陸頭数の調査やパトロールなどの監視活動を実施していますが、旧町団体の連携を強化しながら推進していく必要があります。

また、市民や事業者のボランティア参加による、市主催の海岸清掃活動「吹上浜クリーン作戦」が毎年実施され、平成 30 年度は約 1,200 名が参加しています。

事業所アンケート調査結果によると、環境への取組と企業活動のあり方について「社会貢献の一つである」と答えた事業所が 6 割を超えていました。また、環境保全活動も活発に行われており、事業所周辺の清掃活動や市主催の吹上浜クリーン作戦等にも事業所単位でボランティア参加される等、環境保全活動への積極的な参加が実践されています。

市内の事業所のうち ISO14001 を取得している事業所は、平成 30 年 3 月末現在で 9 社あります。

表 26 環境管理規格 (ISO14001) 認定事業所

事業所名	登録年月日
株式会社 国分電機	平成 8 年 12 月 26 日
佐々木化学薬品 株式会社	平成 12 年 10 月 6 日
株式会社 コタベ	平成 13 年 8 月 31 日
山形屋企業グループ 24 社	平成 14 年 11 月 29 日
株式会社 久保工務店	平成 15 年 4 月 22 日
株式会社 ユー・エム・アイ	平成 16 年 7 月 2 日
株式会社 省力化技研	平成 18 年 5 月 19 日
大福コンサルタント 株式会社	平成 18 年 11 月 22 日
株式会社 ウエダ開発	平成 24 年 10 月 1 日

出典：公益財団法人日本適合性認定協会

【市の取組】

基本的な方針

ボランティアネットワークなど、
協働のまちづくりを推進します

主な取組	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
環境保全活動を支えるためのボランティアネットワーク（仮称）を構築します。	市民生活課	■	■	■
表彰制度の導入など、環境保全活動を実施している団体等に対する支援を行います。	市民生活課	■	□	□
地域環境力を高めるために、環境保全活動をはじめ、様々な活動に参加しやすいようなしかけづくりを検討します。	市民生活課	■	■	■
市内事業者に対してISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証取得に向けた啓発事業を推進します。	市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である令和元～10年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を令和元～4年度、中期を令和5～7年度、後期を令和8～10年度と設定している。

【環境指標と数値目標】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
吹上浜クリーン作戦の参加者数	1,211人 (平成30年度)	現状維持 (令和10年度)
環境保全活動団体の数	34団体 (平成30年度)	50団体 (令和10年度)

【市民・事業者の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動などに積極的に参加します。 ● ボランティアネットワーク（仮称）への登録を行い、活動をします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動などに積極的に参加します。 ● ボランティアネットワーク（仮称）への登録を行い、活動をします。 ● ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証を取得します。

【数値目標一覧】

環境目標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
自然景観の美しさに満足する市民の割合	54.5% (平成30年度)	67% (令和10年度)
緑(樹木、草花)とのふれあいに満足する市民の割合	51.8% (平成30年度)	60% (令和10年度)
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	40.6% (平成30年度)	46% (令和10年度)
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合	32.6% (平成30年度)	42% (令和10年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	21.1% (平成30年度)	12% (令和10年度)
ごみ排出量	14,447t (平成30年度)	12,500t (令和10年度)
リサイクル率	21.9% (平成30年度)	30.0% (令和10年度)
最終処分量	346t (平成30年度)	320t (令和10年度)
神之川大渡橋のBOD75%値 (A類型: BOD2.0mg/L以下)	1.2mg/L (平成30年度)	現状維持 (令和10年度)
周辺の静けさに満足する市民の割合	76.6% (平成30年度)	81% (令和10年度)
空気のきれいさに満足する市民の割合	68.7% (平成30年度)	74% (令和10年度)
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合	39.8% (平成30年度)	50% (令和10年度)
二酸化炭素排出量	282千t-CO ₂ (平成28年度)	222千t-CO ₂ (令和12年度)
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入台数	21台 (平成30年度)	50台 (令和10年度)
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量	287kW (平成30年度)	現状より増やす (令和10年度)
伝統芸能等への取り組み状況	各地区で復活となったものも多数あり、地域活性化の原動力になっている (平成27年度)	取組が広がり地域興しの原動力になる (令和10年度)
文化財、遺跡等の案内板整備状況	わかりやすい案内表示がなされている (平成30年度)	わかりやすい案内表示がされている (令和10年度)
まちなみ景観の美しさに満足する市民の割合	39.2% (平成30年度)	49% (令和10年度)
公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合	34.9% (平成30年度)	48% (令和10年度)
市民の環境に関するモラル(道徳)に満足する市民の割合	48.2% (平成30年度)	58% (令和10年度)
吹上浜クリーン作戦の参加者数	1,211人 (平成30年度)	現状維持 (令和10年度)
環境保全活動団体の数	34団体 (平成30年度)	50団体 (令和10年度)



山神の響炎



西郷の湯



北山の火振り



天昌寺



焼酎



お茶



湯之元せんべい



伊集院まんじゅう



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみつ

日置市の隠れた良い場所、
素敵な景色、おいしい
特産品を見つけ PR する
ことが得意



第3章 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



小松帯刀像

幕末動乱の世に若くして薩摩藩の家老職にあった小松帯刀は、薩長同盟や大政奉還など新政府樹立に大きな功績がありました。時代を読む確かな眼力と高い見識を持ち、西郷・大久保といった俊英を育て、志半ばの36歳で他界。日置市にある小松家の菩提寺・園林寺の跡には、帯刀をはじめ小松家歴代の墓などがあります。



園林寺跡

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進会議

本計画の策定時に設置した「日置市環境基本計画策定委員会」を、計画推進のための組織「日置市環境基本計画推進会議（仮称）」として引き継ぎ、計画の進捗状況の把握や施策の相互調整等を行います。

(2) 環境保全審議会

「日置市環境基本計画推進会議（仮称）」で確認した環境基本計画の進捗状況等を「環境白書（仮称）」としてとりまとめて「環境保全審議会」に報告し、意見や提言を受けます。

(3) 環境保全協働推進会議

環境基本計画を着実に推進するためには、市民、事業者、市民団体、行政等がそれぞれの役割分担を明確にし、協働で取り組んでいく必要があります。そこで、市民や事業者等による「環境保全協働推進会議」を設置し、行政との協働による推進を図ります。

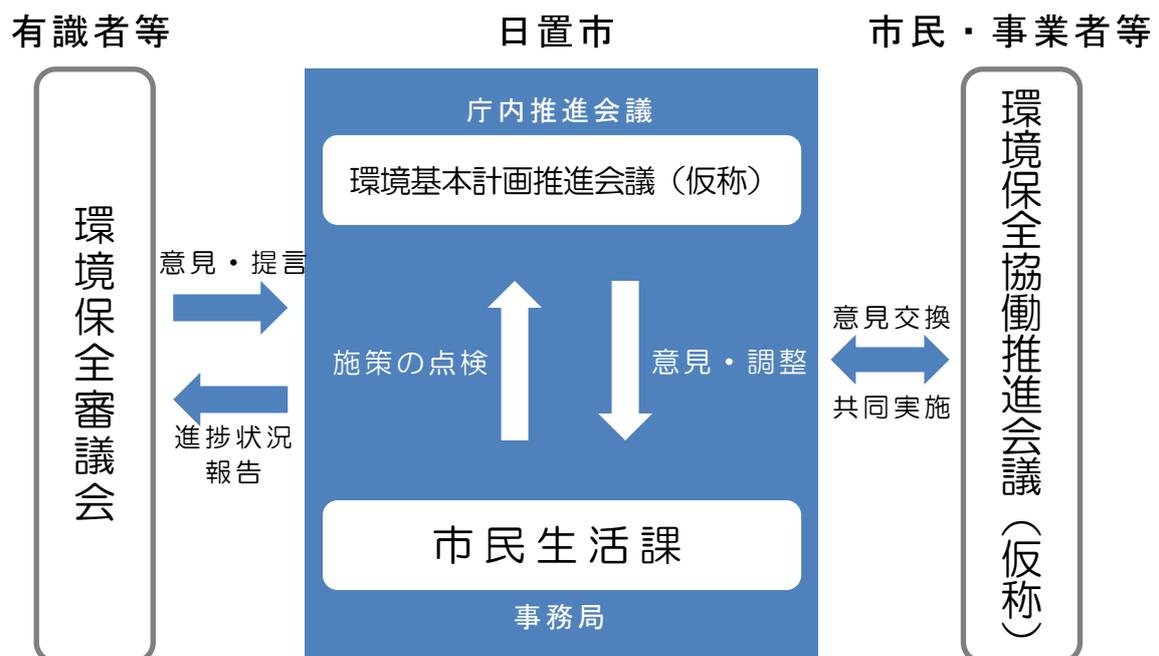


図 24 計画の推進体制

2 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、PDCA サイクル【Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】による、継続的な改善と推進を図ります。

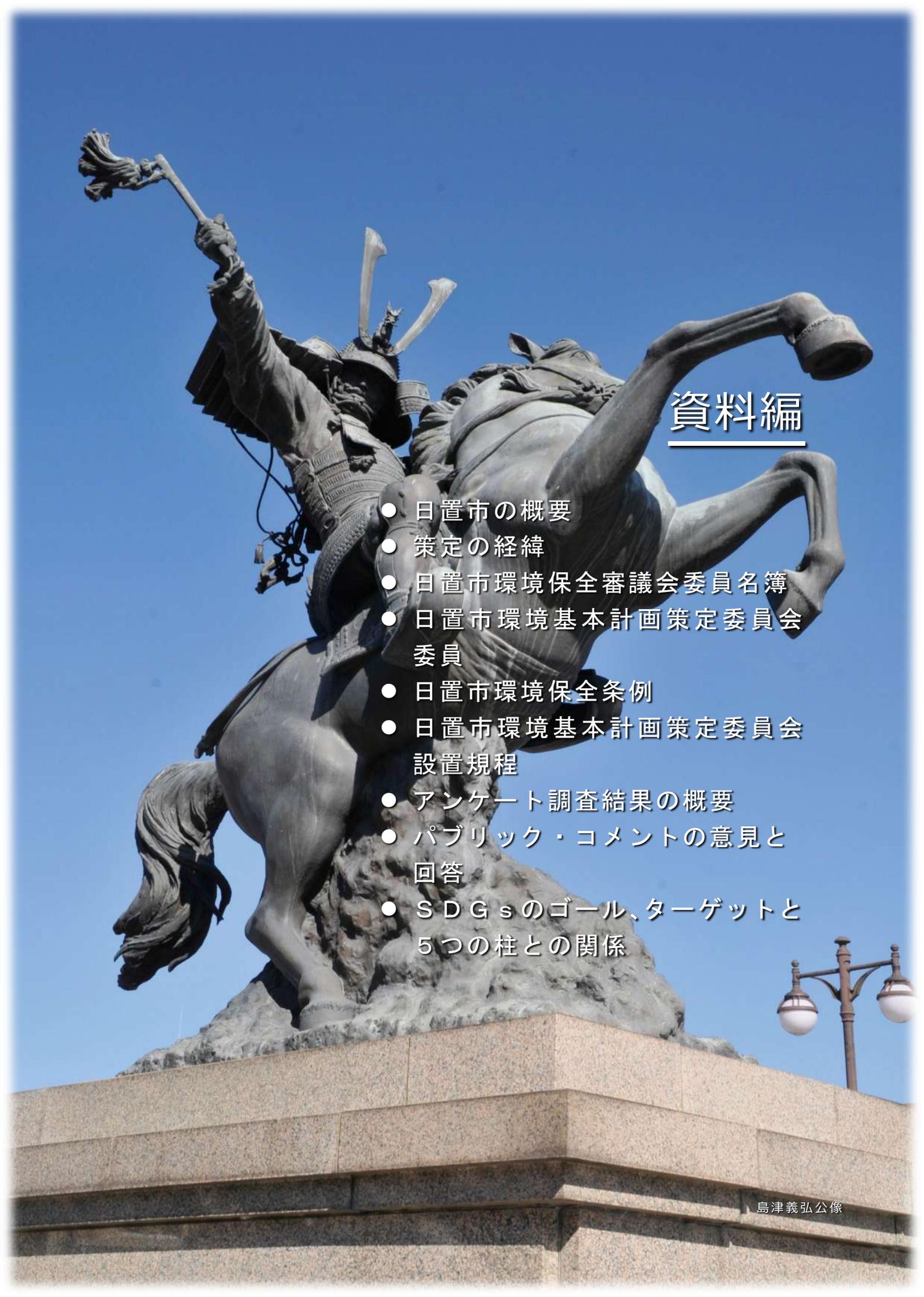
施策や数値目標の進捗状況については、「環境白書（仮称）」としてとりまとめ、公表するものとします。



図 25 PDCA サイクルによる計画の進行管理

3 広域連携による推進

日置市単独では解決できない広域的な課題に対する取組については、国や鹿児島県及び周辺自治体との連携・調整等を図りながら推進していきます。



資料編

- 日置市の概要
- 策定の経緯
- 日置市環境保全審議会委員名簿
- 日置市環境基本計画策定委員会委員
- 日置市環境保全条例
- 日置市環境基本計画策定委員会設置規程
- アンケート調査結果の概要
- パブリック・コメントの意見と回答
- SDGsのゴール、ターゲットと5つの柱との関係



徳重神社



妙円寺参り

日置市の概要

【沿革】

明治 22 年、市制町村制施行による明治の合併で西市来村、東市来村、中伊集院村、下伊集院村、上伊集院村、日置村、吉利村、永吉村、伊作村の 9 村となり、また昭和 30～31 年の昭和の合併で東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町及び松元町の 5 町となりました。そして、平成 17 年 5 月 1 日に松元町を除く 4 町が合併し日置市が誕生しました。

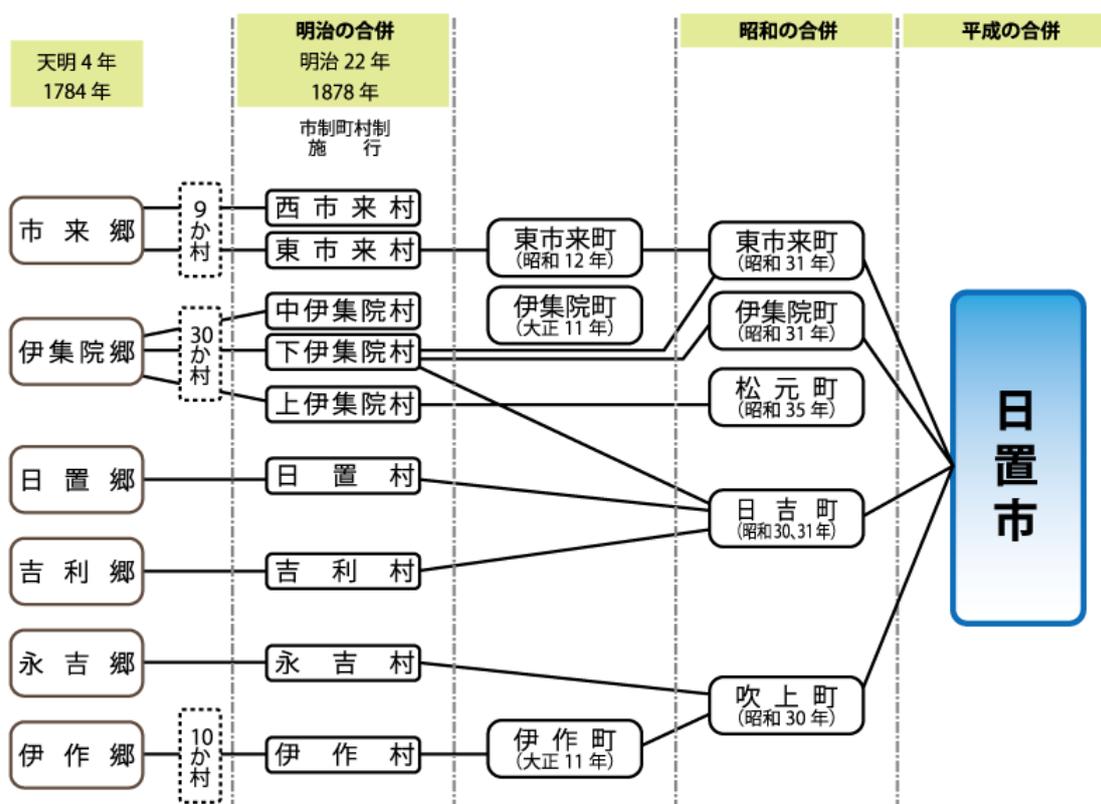


図 26 沿革

出典：市資料

【地象・水象】

本市の面積は 253.06km² で、東経 130 度 24 分、北緯 31 度 38 分の鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市に、南は南さつま市に、北はいちき串木野市と薩摩川内市にそれぞれ隣接し、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面しています。

本市は、東側が山地、西側が海岸平野で形成され、川が東から西へと流れ海へと注いでいます。

市の北部には 400m を超える中岳、重平山、中央には 200～300m 級の城山、矢筈岳、諸正岳、向江山が並び、南部には 450m 程の高峰、高倉山が位置します。

市街地の中心部を流れる神之川は、鹿児島市郡山町八重山を水源とする 2 級河川で、農業用水や生活用水として利用されています。

主な湖沼として、吹上浜公園に隣接する正円池、その南には薩摩湖があり、永吉川上流には永吉ダム（貯水池）があります。

【気象】

本市の気候は、西海型気候区に属し、年平均気温は 17℃ 前後、1 月の平均気温は 7.1℃ で温暖な気候です。年間降水量は 2,400mm 程度で、九州地方の他の気候区に比べるとやや降水量の多い地域です。

また沿岸部は東シナ海に面し、気温の日変化、年変化が小さく気温は年間をとおして高く、雨量、雲量も多い海洋性気候の影響を受けています。

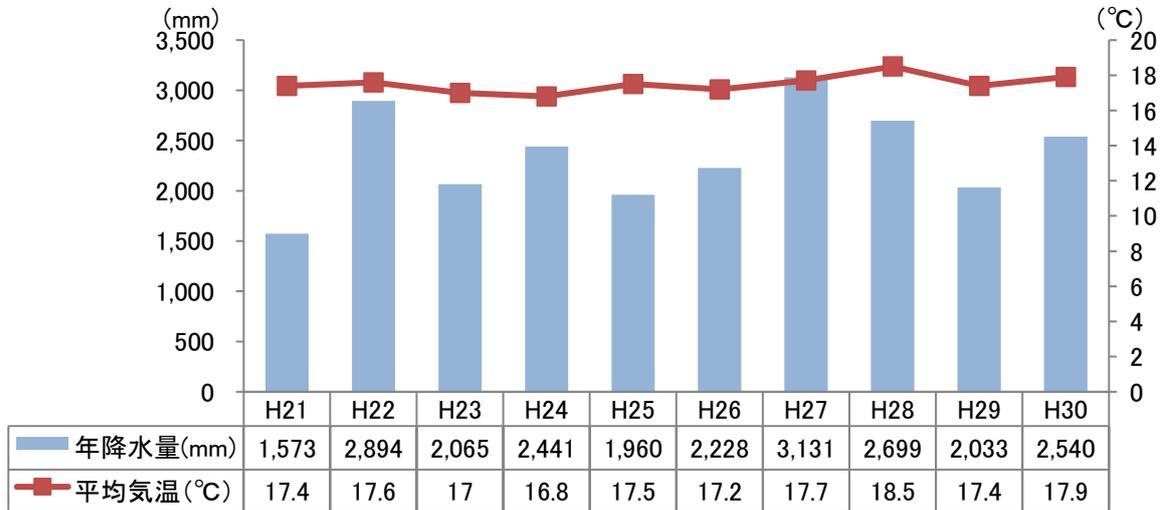


図 27 気温と降水量の変化

出典：気象統計情報



【人口】

平成 27 年の国勢調査による本市の総人口は 49,249 人、世帯数は 19,649 世帯となっており、世帯数も減少傾向に転じているものの、人口と比べ緩やかなものとなっています。

また、若年者人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は年々減少傾向にあります。高年齢者人口（65 歳以上）は増加し続けており、その比率は 31.9% となっています。

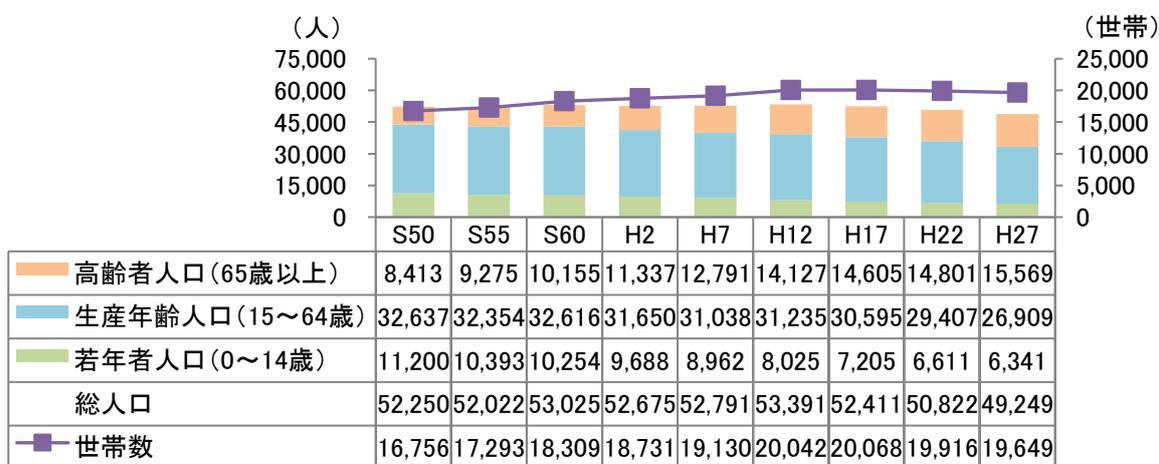


図 28 年齢階層別人口の推移

出典：国勢調査

注：年齢不詳が含まれるため総数が合わない場合がある



妙円寺小学校児童

【産業】

就業人口は平成27年現在21,683人、構成比は第1次産業が6.3%、第2次産業が24.3%、第3次産業が69.4%で、第1次及び第2次産業は減少傾向にありますが、第3次産業は増加しています。

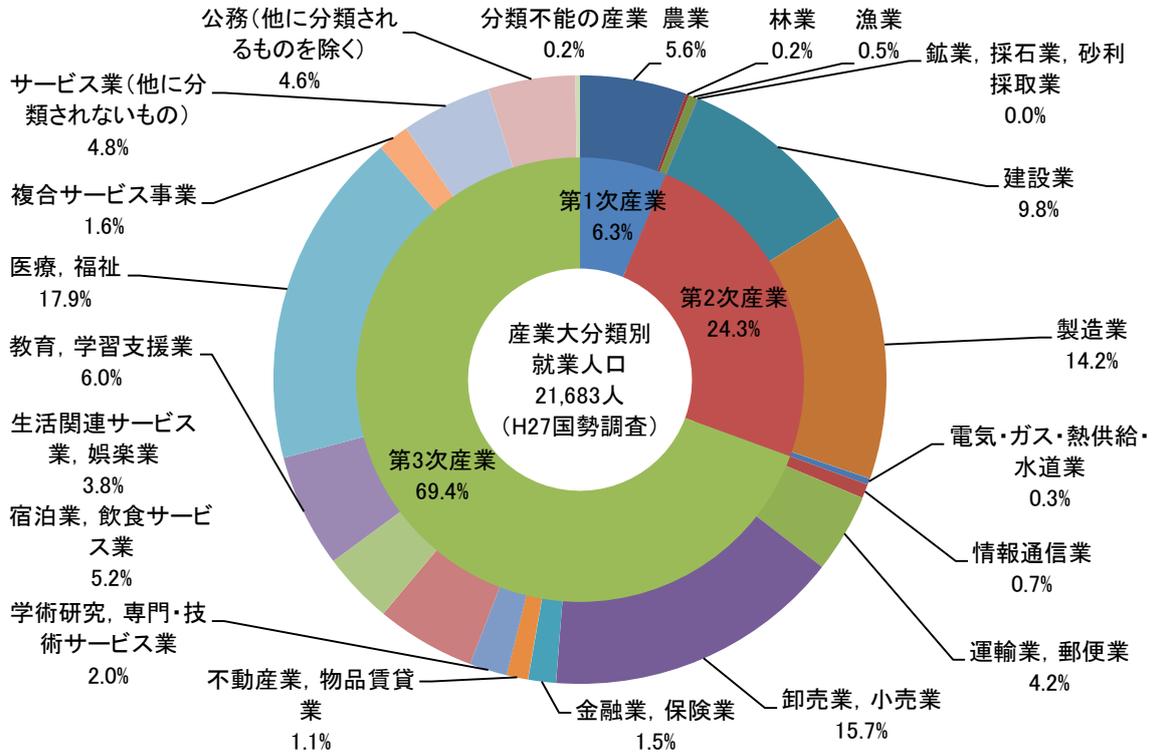


図 29 産業大分類別就業人口

出典：国勢調査



オリーブ園

事業所数はおおむね横ばいとなっていますが、従業者数は、製造業が減少しているのに対し医療・福祉が増加しています。

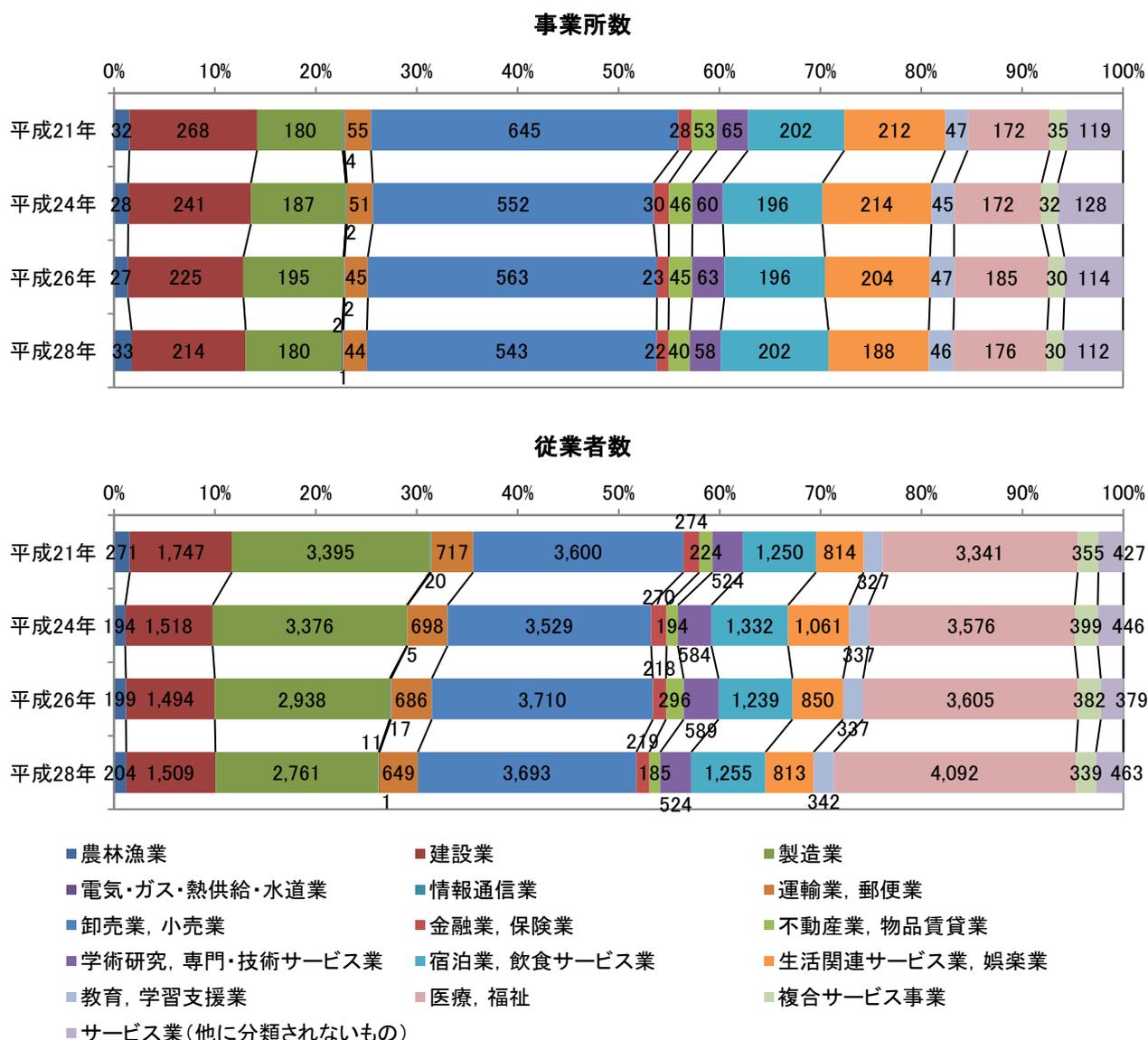


図 30 事業所数・従業者数の推移

出典：経済センサス（民営のみ）

事業所数はやや減少傾向にあり、平成 29 年時点で 85 か所となっています。従業者数については平成 26 年に 2,512 人まで減少したものの、平成 29 年時点では 2,917 人となっています。製造品出荷額は減少傾向にあり、平成 29 年時点で 464 億円となっています。また、事業所の構成は食料品製造業が最も多く、約 4 割を占めています。

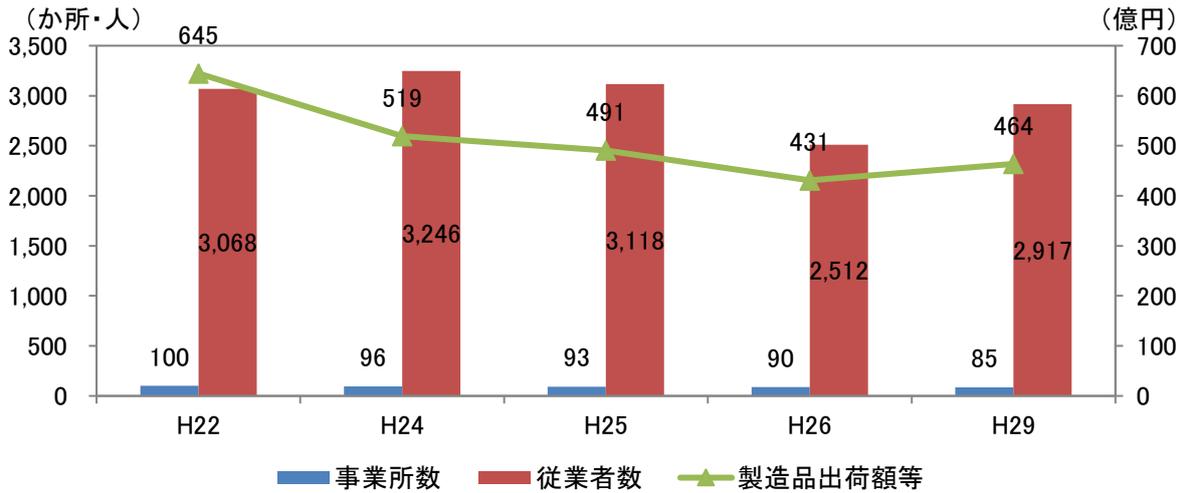


図 31 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

出典：工業統計調査

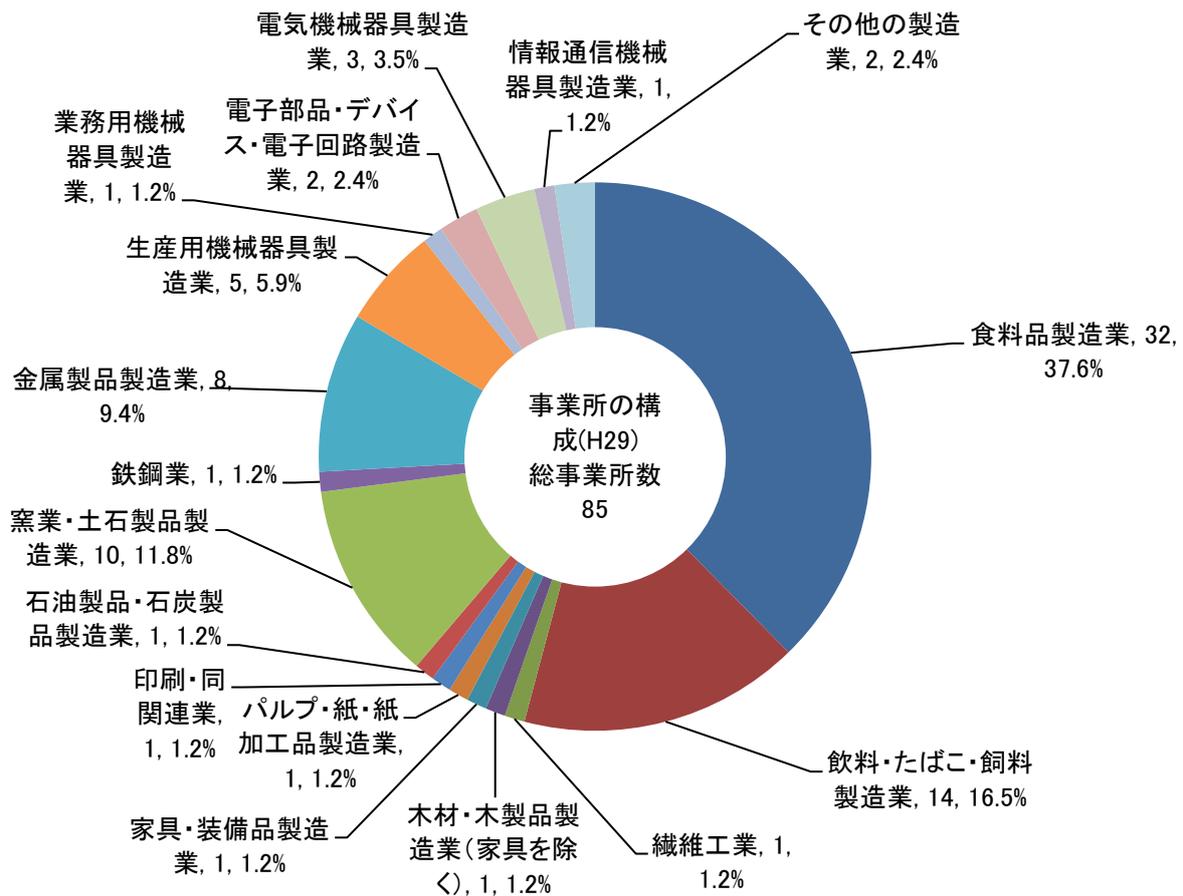


図 32 事業所の構成

出典：工業統計調査

商店数は減少傾向にあり、平成 26 年時点で 450 店舗となっています。
従業者数や年間商品販売額についても増加傾向にあり、平成 26 年時点で 2,692 人、487 億円となっています。

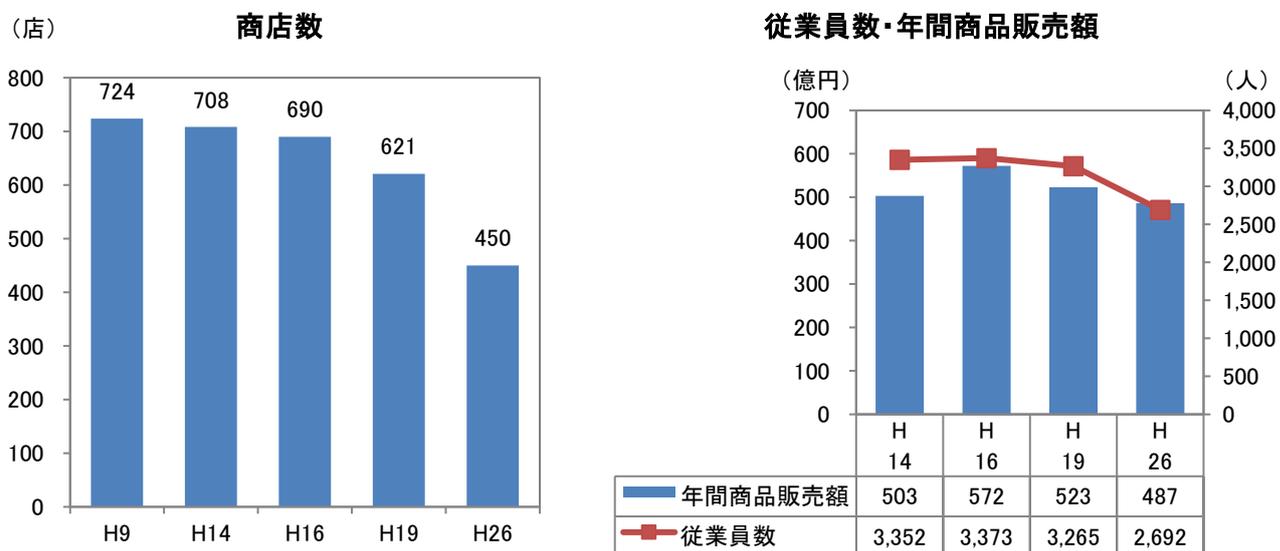


図 33 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

出典：商業統計調査



日置市イメージキャラクター

ひお吉くんのひみう

魅力発信 PR 係に
任命されている

本市は豊かな自然や歴史資源に恵まれ、日本三大砂丘の吹上浜をはじめとして、温泉や窯元など多くの観光・レクリエーション施設があります。

表 27 主な観光施設

主な施設名称	施設内容
城山公園	花木園/わんぱく広場/かたらいの広場/ツバキ・ハギ園/憩いの広場/野鳥の森/野草園/みはらしの丘/運動広場
伊集院駅前広場	島津義弘公の銅像/日置市観光案内所
江口浜海浜公園	人工ビーチ/トイレ・シャワー棟/イベント広場/江口蓬莱館
美山陶遊館	体験型レクリエーション施設（陶芸体験）
元外相東郷茂徳記念館	太平洋戦争の開戦・終戦時に外務大臣を務めた東郷茂徳氏の生涯展示
吹上浜	ウミガメ保護/潮干狩り/海釣り/観光地引網/マリンスポーツ
山神の郷公園	おもいで館/あじのふるさと館（体験型レジャー施設）
湯之元温泉/吹上温泉	優れた泉質を誇り歴史ある二つの温泉郷（日帰り入浴、家族湯）

出典：商工観光課調べ

【交通】

本市を東西に走る JR 鹿児島本線、九州新幹線をはじめとして、南九州自動車道のインターチェンジを有しているほか、国道 3 号、国道 270 号を基幹道路として、人・物の交流に優れた条件を備えています。

また、市内コミュニティバス（東市来地域 1 系統、伊集院地域 1 系統、吹上地域 4 系統）や乗り合いタクシー（東市来地域 3 系統、伊集院地域 6 系統、吹上地域 5 系統、日吉地域 5 系統）をそれぞれ運行しています。

【土地利用】

本市の土地利用は、山林・原野が約 50% を占めており、農地が約 20%、宅地は約 6% となっています。



策定の経緯

期間	概要
平成 30 年 9 月～10 月	市民アンケート調査 (20 歳以上 1,050 人対象、回収率 38.8%) 事業所アンケート調査 (200 社対象、回収率 46.0%) 子どもアンケート調査 (小学 6 年生 480 人対象、回収率 91.3%)
平成 31 年 1 月 21 日	環境保全審議会 (市民アンケート調査結果報告等)
平成 31 年 3 月 1 日	策定委員会 (市民アンケート調査結果報告、事業整理結果報告等)
平成 31 年 3 月 26 日	環境保全審議会 (事業整理結果報告、計画策定方針の協議等)
令和元年 7 月 12 日	策定委員会 (計画素案協議等)
令和元年 7 月 24 日	環境保全審議会 (計画素案協議等)
令和元年 9 月 11 日 ～10 月 10 日	パブリック・コメントの実施
令和元年 10 月 16 日	環境保全審議会 (パブリック・コメントの意見報告、審議、答申)

日置市環境保全審議会委員名簿

学識経験者

	氏名	所属団体等	所属部会
1	笠作 欣一	鹿児島県環境林務部環境保全課	公害規制部会
2	羽井佐 幸宏	鹿児島県環境林務部自然保護課	自然環境部会
3	宇田 英典 (平成31年3月31日まで) 溝脇 直規 (平成31年4月1日より)	鹿児島地域振興局保健福祉環境部(伊集院保健所)	公害規制部会
4	川畑 清郎	日置市立小・中学校理科部会(吹上中学校)	自然環境部会
5	丸山 明紀	環境アドバイザー((株)丸山喜之助商店)	生活環境部会

市民の代表者

	氏名	所属団体等	所属部会
1	岩下 方義 (平成31年3月31日まで) 末永 義弘 (平成31年4月1日より)	日置市自治会長連絡協議会	生活環境部会
2	横山 公代	日置市女性団体連絡協議会	自然環境部会
3	桂木 詩寿子	日置市商工会	公害規制部会
4	橋口 修治	日置市観光協会	生活環境部会
5	亀田 賢一	さつま日置農業協同組合	生活環境部会
6	濱崎 浩二	江口漁業協同組合	公害規制部会
7	榑 學	日置市文化協会	公害規制部会
8	徳田 加代子	日置市食生活改善推進員連絡協議会	生活環境部会
9	満尾 修一	鹿児島県自然保護推進員	自然環境部会
10	福田 晋拓	鹿児島県ウミガメ保護監視員	自然環境部会

日置市環境基本計画策定委員会委員

	組織	職名	関係担当業務
1	委員長	企画課政策推進係長	市新エネルギー政策推進担当
2	副委員長	財政管財課管理管財係長	市役所地球温暖化対策推進担当
3	委員	上下水道課参事	公共下水道維持管理担当
4	委員	地域づくり課地域づくり係長	地区振興担当
5	委員	商工観光課商工観光係長	観光振興担当
6	委員	健康保険課健康づくり係長	食生活改善推進担当
7	委員	農林水産課畜産振興係長	畜産振興担当
8	委員	農林水産課林務水産係長	山林保全及び水産振興担当
9	委員	農地整備課農地整備 1 係長	農業用施設担当
10	委員	建設課土木建設係長	河川等担当
11	委員	建設課都市計画係長	都市計画担当
12	委員	東市来支所地域振興課自治振興係長	地区・観光振興担当
13	委員	日吉支所地域振興課自治振興係長	地区・観光振興担当
14	委員	吹上支所地域振興課自治振興係長	地区・観光振興担当
15	委員	学校教育課学校教育指導係長	環境学習担当
16	委員	社会教育課文化係長	文化財担当
17	委員	農業委員会事務局農地調整係長	農地調整担当
	事務局	市民生活課環境 1 係長	環境基本計画策定担当

日置市環境保全条例

平成17年5月1日
条例第145号

目次

第1章 総則

- 第1節 通則(第1条・第2条)
- 第2節 市の責務(第3条—第13条)
- 第3節 事業者の責務(第14条—第22条)
- 第4節 市民の責務(第23条・第24条)

第2章 自然環境の保全

- 第1節 自然環境の保護(第25条—第38条)
- 第2節 緑化の推進(第39条—第42条)
- 第3節 自然環境の適正な利用(第43条・第44条)

第3章 生活環境の保全

- 第1節 特定工場等に関する規制及び公害防止(第45条—第78条)
- 第2節 良好な環境の保持等(第79条—第92条)
- 第3節 自動車に関する規制(第93条—第96条)
- 第4節 騒音等に関する規制(第97条—第100条)
- 第5節 空地の適正管理(第101条・第102条)
- 第6節 日照障害、電波障害等の防止(第103条—第106条)
- 第7節 交通安全の確保及び災害の防止(第107条—第112条)

第4章 環境保全審議会(第113条—第121条)

第5章 雑則(第122条・第123条)

第6章 罰則(第124条—第131条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を確保する上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来において、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 土地、大気、水及び動植物の生存の基盤となる環境で次に掲げるものをいう。



- ア 山林、原野、河川、池沼、海浜、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然
- (3) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境をいう。
- (4) 公害 事業活動その他人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、汚水、粉じん、悪臭、騒音、振動、ばい煙又は有害物質(以下「汚水等」という。)を発生し、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- (6) 特定工場等 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 開発行為 宅地造成、切土、盛土その他土地の区画の形質を変更することをいう。

第2節 市の責務

(基本的責務)

第3条 市長は、市民の良好な環境を確保するため必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(良好な環境の保全)

第4条 市長は、良好な環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査の実施と良好な環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、良好な環境の保護と回復に必要な施策を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない。

(地域開発等における公害防止)

第5条 市長は、土地の造成等の自然環境の変更を伴う地域の開発及び整備に関する計画等の策定並びに実施については、自然の破壊及び公害の防止に十分配慮しなければならない。

(生活環境施設の設備)

第6条 市長は、良好な環境を確保するために、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物処理施設等の処理施設その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第7条 市長は、公害防止を推進するため必要と認める場合は、事業者に対して公害防止協定の締結を要請しなければならない。

2 市長は、前項を規定する協定を締結する場合は、あらかじめ規則で定めるところにより住民の意見を聴かなければならない。

(財政措置等)

第8条 市長は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視及び調査等)

第9条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況等の公表に関する事項について必要な監視及び調査を行うものとする。

2 市長は、公害が市民の健康で快適な環境に及ぼす影響、市民の健康に及ぼす影響等を監視し調査しなければならない。

(公害の状況及び違反者の公表)

第10条 市長は、前条の規定による監視及び調査の結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者を市民に明らかにしなければならない。

(広域にわたる環境の保全)

第11条 市長は、公害防止の施策の実施にあたっては、本市域のみならず広域にわたる環境の破壊を防止するよう努めなければならない。

2 市長は、他の自治体等において発生する公害により、本市域の良好な環境が著しく影響を受けると認められるときは、当該自治体等に対し、公害防止の協力を要請しなければならない。

(市民意識の啓発)

第12条 市長は、市民が公害防止に関する意識を高め、その自主的な運動を通じて公害の防止に資することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第13条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、迅速、かつ、適正な処理に努めるものとする。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第14条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第15条 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について努力するとともに、その事業活動による良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(良好な環境の保全)

第16条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境の保護及び公害の防止に努めるとともに、率先して植生の回復、緑地の造成等良好な環境の保全に努めなければならない。

(開発行為についての責務、届出、指導、勧告及び命令)



第 17 条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然環境の適正な保全及び公害の防止等良好な環境の保全に努めなければならない。

2 規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する事業を行おうとする者及び生活環境を阻害するおそれのある事業を行おうとする者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、生活環境を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、必要な助言、指導又は、勧告をすることができる。

4 市長は、前項の勧告に従わない者及び第 1 項の規定による届出をしない者に対し、第 1 項の事業の停止、計画の変更、原状回復等生活環境を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(管理義務)

第 18 条 事業者は、その事業活動による公害の発生源を厳正に管理するとともに、事故の防止に努めなければならない。

2 事業者は、事故の防止に努めるとともに事故時における万全の対策を講じなければならない。

(防止技術の研究及び開発)

第 19 条 事業者は、公害の防止並びにその事業活動に伴って生ずる廃棄物の処理に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第 20 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その製造し、加工し、若しくは販売した製品が使用され又は廃棄されることにより、環境が汚染され、若しくは汚染されるおそれのあること、又はその廃棄物の適正な処理が困難となることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(公害防止協定の締結)

第 21 条 事業者は、公害防止を推進するために市長の要請があった場合には、市長との間において公害防止協定を締結しなければならない。

(紛争の処理)

第 22 条 事業者は、その事業活動に伴って公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第 4 節 市民の責務

(基本的責務)

第 23 条 市民は、常に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(良好な環境の保全)

第 24 条 市民は、良好な環境を作るため、率先して樹木、花等を植栽し、又は動植物を愛護するなど自然環境の保全に努めなければならない。

- 2 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保護

(計画の策定等)

第25条 市長は、生活環境のほか文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する計画を策定するとともに、市民の自然を愛する意識の高揚を図らなければならない。

(保護すべき地区等の指定)

第26条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分により、保護すべき地区及び植物を指定することができる。

- (1) 自然環境保護地区 その地区内に生存する動植物を含む自然の環境が優れた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で、保護することが必要な地区
- (2) 歴史的な自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境の優れた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (3) 保存樹 市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため、特に保存を必要とするもの
- (4) 保護植物 乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する植物等で、特に保存を必要とするもの

(保護すべき地区等の指定の方法)

第27条 市長は、自然環境保護地区、保存樹又は保護植物(以下「保護地区等」という。)を指定しようとするときは、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 市長は、保護地区等に指定しようとするときは、あらかじめ当該地区又は保存樹について所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 3 市長は、保護地区等の指定をする場合には、その区域、種類その他必要な事項を告示しなければならない。
- 4 保護地区等の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(標識の設置)

第28条 市長は、保護地区等に指定したときは、当該地区又は保存樹の近傍に標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識の設置に当たっては、当該地区又は保存樹の所有者等は正当な理由がない限り、その設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移動し、除去し、又は損傷してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)



第 29 条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護地区等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

2 保護地区等の指定の解除又は区域の変更については、第 27 条の規定を準用する。
(保護地区の保護義務)

第 30 条 自然環境保護地区(以下「保護地区」という。)の所有者等は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、採取し、又は動物を殺傷し、捕獲してはならない。

3 何人も、保護地区内において、ごみその他の汚物、又は不用物を捨て、若しくは放置してはならない。

(保護地区内における行為の届出)

第 31 条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を建築すること。

(2) 開発行為をすること。

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 木又は竹を伐採すること。

(5) 広告物その他これに類するものを提出し、又は設置すること。

(6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、市長が必要と認めるもの

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において、非常災害のため必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹及び保護植物の保護義務)

第 32 条 保存樹及び保護植物の所有者等は、保存樹及び保護植物の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

2 何人も、保存樹及び保護植物が良好な状態において保護されるよう努めなければならない。

(保存樹に係る行為の制限)

第 33 条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 樹皮を損傷すること。

(2) 枝を切除すること。

(3) 根を切除すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、良好な生育を妨げる行為

2 保存樹について、非常災害のために必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行

為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護植物に係る行為の届出)

第34条 市長が指定する保護植物を採取しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(保護植物に係る指導、勧告)

第35条 市長は、前条に規定する届出があった場合において保護植物の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

(保護地区又は保存樹についての指導、勧告及び命令)

第36条 市長は、第31条に規定する届出又は第33条に規定する許可を受けるための申請があった場合において、保護地区又は保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者又は許可の申請をした者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定に違反した者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止又は原状回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(河川、海浜等の保全)

第37条 市長は、河川、海浜等の自然環境を保全するために、必要な措置を講じなければならない。

(他の条例との調整)

第38条 第25条から前条までの規定を適用する場合において、日置市文化財保護条例(平成17年日置市条例第97号)の規定と競合するときは、日置市文化財保護条例の規定を優先する。

第2節 緑化の推進

(緑化の基本方針)

第39条 市長は、市域における緑化推進のため、計画的な環境の緑化に努めなければならない。

(公共用地の緑化及び保全)

第40条 市長は、公園、道路、学校その他公共の場所又はその所有し管理する土地の緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(工場、事業場等の緑化)

第41条 工場又は事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木を植栽するなど緑化に努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第42条 市民は、その居住し、所有し、又は管理する土地について、その空地等に樹木等を植栽し、進んで生活環境の緑化に努めなければならない。

第3節 自然環境の適正な利用

(適正な利用に供するための措置)



第 43 条 市長は、自然環境の適正な利用と保全を図るため、公園、遊歩道、緑地等レクリエーション施設(以下「公園等」という。)の配置に努めるものとする。

(適正な利用)

第 44 条 市民は、公園等の利用に当たっては、動植物をみだりに採取し、施設を破損し、ごみその他の汚物又は不用物を捨てるなど自然環境を損傷してはならない。

第 3 章 生活環境の保全

第 1 節 特定工場等に関する規制及び公害防止

(環境上の基準)

第 45 条 市長は、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、騒音、水質の汚濁、悪臭等に係る環境上の基準を定めるものとする。

2 前項の環境上の基準については、常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により、環境上の基準を定めようとするときは、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 市長は、第 1 項の規定により環境上の基準を定めたときは、当該環境上の基準を公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(公害防止計画の推進)

第 46 条 市長は、公害防止計画を積極的に推進するために必要な措置を講じなければならない。

(公害防止対策)

第 47 条 特定工場等の設置者は、その事業活動によって公害を発生し、又は生活環境を著しく汚染することがないように適切な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止に対する指導勧告及び命令)

第 48 条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、特定工場等の設置者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとることを命ずることができる。

(苦情処理義務)

第 49 条 特定工場等の設置者は、その事業活動による良好な環境の侵害に係る苦情が発生したときは、誠意をもってその解決に努力しなければならない。

(規制基準の遵守等)

第 50 条 工場等の設置者は、規制基準を超えるばい煙等を排出、発生させ、又は飛散させてはならない。

2 前項の規定は、一の工場が特定工場となり、又は一の施設が特定施設となった際、現にその工場又は施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)については、当該工場が特定工場となり又は、当該施設が特定施設となった日から規

則で定める期間は、適用しない。

- 3 工場等の設置者は、規則に規制基準の定めがないものについても、人の健康又は、快適な生活を阻害しない程度を超えるばい煙を当該工場から排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

(河川へ汚水、排水並びに汚水浸透の禁止)

第51条 工場等の設置者は、河川の水質汚濁並びに土壌及び地下水の汚染を防止するため当該工場等から規則で定める物質を含む汚水を河川へ排出又は地下に浸透させてはならない。

(特定工場の設置の許可)

第52条 特定工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 特定工場の名称及び所在地

- (3) 業種並びに作業の種類及び方法

- (4) 建物並びに施設の名称、構造及び配置

- (5) 公害防止の方法

- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第53条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請にかかる特定工場が次の各号に掲げる要件を満たすと認められるときは、これを許可しなければならない。

- (1) 当該申請にかかる特定工場から排出し、発生し、又は飛散するばい煙等が規制基準を超えないこと。

- (2) 当該申請にかかる特定工場の汚水の排出の方法が第51条の規定に違反しないこと。

- (3) 市長が、公害防止のため、必要な限度において付した条件を満たすこと。

(経過措置)

第54条 一の工場が特定工場となった際、現にその工場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は当該工場が特定工場となった日から30日以内に第52条第2項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、第52条第1項による許可を受けたものとみなす。

(特定工場変更の許可)

第55条 第52条第1項の規定による許可を受けた者が、同条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところ



ろにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 第52条第2項及び第53条の規定は、前項の規定による許可について準用する。
(特定工場操業の制限)

第56条 特定工場の設置者は、その工場の設置又は変更の工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出にかかる特定工場が許可の内容及び条件に適合しているかどうか検査しなければならない。

- 3 特定工場の設置者は、前項の規定による市長の検査に合格した後でなければ当該特定工場を操業し、又は特定工場の変更部分を使用してはならない。

(特定工場の測定機器の設置等)

第57条 特定工場の設置者は、規則で定めるところにより、公害防止のため必要な測定機器を設置し、汚染原因物質の量等を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

(特定工場の汚染原因物質の減少措置計画の提出)

第58条 市長は、公害を防止するため必要があると認めるときは、特定工場を設置している者に対し、当該特定工場にかかる汚染原因物質の量の減少措置に関する計画の提出を求めることができる。

(特定施設の設置の届出)

第59条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 特定工場等の名称及び所在地

- (3) 特定施設の種類

- (4) 特定施設の構造及び配置

- (5) 特定施設の使用方法

- (6) 公害防止の方法

- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第60条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第61条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第58条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(計画変更命令)

第62条 市長は、前3条の規定に基づく届出があった場合において、その届出に係る特定施設の構造、配置、使用方法又は管理方法が、公害防止上不相当と認めるときは、それらに関する計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第63条 第58条又は第60条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければそれぞれの届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法を変更してはならない。

2 市長は、第58条又は第60条の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(工場等の表示板の掲出)

第64条 規則で定める工場等の設置者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)、工場の名称、許可の年月日その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場の公衆の見やすい場所及び市長が必要と認める場所に掲出しておかなければならない。

(氏名変更等の届出)

第65条 第52条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可にかかる同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更し又は当該特定工場を廃止したとき、第58条の規定による届出をした者は、その届出に係る第58条第1号又は第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届出なければならない。

(承継)

第66条 第52条第1項の規定による許可を受けた者又は第58条若しくは第60条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第52条第1項の規定による許可を受けた者又は第58条若しくは第60条の規定による届出をした者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をしたものの地位を承継する。

3 前2項の規定により第52条第1項の規定による許可を受けた者又は第58条若しくは第60条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届出なければならない。

(改善勧告)

第67条 市長は、工場等の設置者が、第50条第3項の規定に違反してばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させているときは、その者に対し、必要な限度において、その防止の措置を講ずるよう勧告することができる。



(改善命令等)

第 68 条 市長は、第 52 条第 1 項の規定による許可を受けた者が、当該特定工場において、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて建物若しくは施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

- (1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させること。
- (2) 第 51 条の規定に違反して汚水を河川へ排出並びに地下に浸透させること。
- (3) 第 53 条第 3 号(第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反すること。

2 市長は、特定施設を設置する工場又は事業場の設置者が、当該工場又は事業場において、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくは公害防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の停止を命ずることができる。

3 前 2 項の規定は、第 54 条第 1 項及び第 59 条の規定による届出をした者については、当該工場が特定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から 1 年間は適用しない。ただし、その者が第 55 条第 1 項の規定による変更の許可を受け、又は第 56 条の規定による届出をした場合においては、この限りでない。

(許可の取り消し)

第 69 条 市長は、前条第 1 項の規定による停止命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該特定工場の設置の許可を取り消すことができる。

(操業停止命令)

第 70 条 市長は、許可を受けずに特定工場を設置している者及び前条の規定により特定工場の設置の許可を取り消された者に対し当該特定工場の操業の停止を命ずることができる。

(水道水の供給停止の要請)

第 71 条 市長は、前条の規定による命令その他の処分に従わないで操業する工場から発生するばい煙等が著しく人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、かつ他の手段によっては、当該工場の操業を停止させることが困難であると認めるときは、水道事業者(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。)に対し、当該工場に供給する業務用の水道水の全部又は一部の供給を停止することを要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請を行うにあたっては、当該要請が、公害防止のためにやむを得ないものに限るとともに、工場を設置している者等の日常生活に著しい支障とならないよう配慮しなければならない。

(緊急時の要請)

第 72 条 市長は、天災又は異常渇水等緊急の場合には、ばい煙等を排出し、発生させ、飛散させ、又は汚水を河川に排出する等、人の健康並びに快適な生活を阻害

し、又は河川の汚濁を防止するため当該特定工場並びに特定施設の設置者に対し、その全部又は一部について操業の停止を要請することができる。

(事故時の措置)

第73条 特定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故により公害の原因となる物質を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 特定施設を設置している者は、前項の事故について速やかにその状況、応急措置の状況等を市長に届出なければならない。

(公害防止責任者の選任)

第74条 特定施設を設置している者は、公害防止のため責任者を選任し、市長に届出なければならない。

(地下水の採取の届出等)

第75条 井戸又は揚水設備により、規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、当該井戸又は揚水設備ごとに、次の各号に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

(2) 井戸又は揚水設備の設置場所

(3) 井戸の口径

(4) 井戸の深さ

(5) ストレーナーの位置

(6) 揚水機の型式

(7) 揚水機の吐出口径

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(地下水採取に対する指導、勧告及び命令)

第76条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、前条の規定により届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導、又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水量の測定)

第77条 第75条に規定する届出をした者が地下水を採取するときは、水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の水量の測定に当たっては、必要な限度において、市職員を立ち会わせることができる。

(経過措置)

第78条 現に地下水を採取しているものが第75条又は前条の規定に該当することとなるときは、その該当することとなる日から起算して30日以内に、市長に対し



同条に規定する届出又は報告をしなければならない。

第2節 良好な環境の保持等

(特殊な旅館建築に関する規制)

第79条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項に規定する者をいう。)を目的とする建造物を建築(既存施設の増改築並びに大規模修理、移転を含む。)しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、建築に関する同意を得なければならない。

(同意の手続き)

第80条 市長は、前条による同意を求められたもののうち、特に市民の善良な風俗を損ない、又は健全な社会環境を破壊するおそれのあるものについては、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第81条 何人も、道路、公園、広場、河川等(以下「公共の場所」という。)を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するよう努めなければならない。

(工事施工者の義務)

第82条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第83条 市長は、前条の規定に違反して公共の場所の環境を著しく侵害していると認める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

第84条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引き取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が、その指定廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する事業者が、その指定廃棄物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて回収を勧告し、又は命ずることができる。

(再生資源卸売業者の清掃義務)

第85条 再生資源を集荷、選別して販売を業とする者は、環境を保全するため、そ

の集積場及び再生資源について適正な処置に努めなければならない。

(届出義務)

第86条 前条に規定する事業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 工場、事業場又は集積場の名称及び所在地
 - (3) 集積品の維持及び管理の方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- (勧告及び命令)

第87条 市長は、第84条の規定に違反して、当該地域の環境を著しく害していると認められる者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(浄化槽の適正な維持管理義務)

第88条 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。

(事業場等の管理義務)

第89条 畜舎、鶏舎又は農水産物加工施設等の事業場を設置している者は、常にその施設を整備し、汚水汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁、その他の公害及び衛生害虫等が発生することのないよう努めなければならない。

(毒物及び劇薬の使用管理義務)

第90条 毒物及び劇薬を使用しようとする者は、法令等に定める取扱要領を厳守し、公共用水域が汚濁されることのないよう努めなければならない。

(勧告)

第91条 市長は、前3条に規定する義務を怠ったことにより、良好な環境を害していると認められるときは、その者に対し、施設の維持、管理の方法又は施設の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(自然保護監視員の設置)

第92条 市長は、保護地区等の自然環境を保全するとともに、公害の発生源や発生状況をは握し、良好な環境を保持するため、自然保護監視員を置くことができる。

第3節 自動車に関する規制

(自動車排出ガス及び騒音の抑制義務)

第93条 自動車及び原動機付自転車(以下この節において「自動車」という。)の運転者及び保有者は、その自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、当該自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限に抑制するように努めなければならない。

(飛散等の防止)

第94条 車両等の運転者は、車両等を運転するときは、物の飛散若しくは、転落を



防止するため、被覆など必要な措置を講じなければならない。

(路上駐車規制)

第 95 条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

2 市長は、関係行政機関と協力して自動車が道路その他の自動車の保管場所として使用することができない場所に駐車している状況を調査し、関係者に対し、適正な駐車又は保管について指導することができる。

(駐車施設の設置)

第 96 条 市長が定める地域において、駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物で規則で定めるものを新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて規則で定めるところにより、駐車施設を設置しなければならない。

第 4 節 騒音等に関する規制

(静穏の保持)

第 97 条 何人も、規則で定める騒音にかかる基準(以下「騒音基準」という。)を超えて、付近の生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

(拡声機使用の制限)

第 98 条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域であって規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機から機外に向けて商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

3 前 2 項の規定によるもののほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用の方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(改善及び使用停止命令)

第 99 条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建設作業等の周知の義務)

第 100 条 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に規定する特定建設作業及びその他の建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定建設作業等の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

第 5 節 空地の適正管理

(所有者等の義務)

第 101 条 空地の所有者又は占有者(以下この節において「所有者等」という。)は、その空地に雑草が繁茂し、廃棄物が不法投棄される等により周辺の住民の良好な環境を害しないよう常に整備し、適正な維持管理を行なわなければならない。

- 2 所有者等は、空地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用されている場合は、その置かれた物等により、周辺の住民の生命、身体又は、生活環境を阻害しないよう整備し、その置かれた物等又は空地を適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第102条 市長は、所有者等が前条の義務に違反して、その空地の周辺の住民の生活環境を著しく阻害していると認めるとき、又は周辺の住民の生命、身体を阻害するおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対し、雑草の除去その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6節 日照障害、電波障害等の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第103条 建築物の建築主及び設計者、工事施工者又は工事監理者(以下「建築主等」という。)は、その建築物を建築し、設計し、又はその工事を施工し、若しくは監理しようとする場合においては、近隣の建築物及び建設予定地周辺の日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により、近隣の建築物の所有者又は占有者の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(電波障害の防止義務)

第104条 建築物を建築しようとする者は、その建築物の建築によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に受信障害が生じるときは、障害を受けることとなる者その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

(騒音、振動及び生活環境の破壊の防止)

第105条 建築物の建築主及び工事施工者は、その建築物の建築に伴い、周辺地域に騒音、振動その他通常的生活環境に対する著しい支障を生ずることとなる場合は、その被害を受けるおそれのある関係者と事前に協議し、必要な対策を講じなければならない。

(日照にかかる調整)

第106条 市長は、建築物の建築について、建築主等と近隣の建築物の所有者等の間に日照にかかる問題が生じた場合において、当事者の一方又は双方からの要請があったときは、必要に応じ、利害関係の調整を行うものとする。

- 2 市長は、前項の要請があったときは、必要に応じ当該利害関係の調整を環境保全審議会委員に行わせることができる。

第7節 交通安全の確保及び災害の防止

(交通安全運動の普及)

第107条 市長は、市民組織をはじめ関係機関と一体となって、総合的な交通安全運動を推進しなければならない。

(交通安全の確保)

第108条 市長は、交通による災害を防止し、市民の安全を確保するため、交通安



全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。

(市民組織の育成)

第 109 条 市長は、交通安全運動を推進するため、交通安全協会等の市民組織に対しては、関係機関の協力を得て、これを育成するよう努めなければならない。

(努力義務等)

第 110 条 何人も、交通安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。

2 何人も、進行中の車両等から物を投げ捨ててはならない。

3 何人も、歩行者が道路上危険な状態にあるとき、又は危険を感じたときは、その危険を排除するよう努めなければならない。

(災害の防止)

第 111 条 市長は、災害の発生を予防し、その拡大を防止するため、風水害、地震、火災等にかかる防災体制の充実強化に努めなければならない。

(国、県への要請)

第 112 条 市長は、交通安全の確保及び災害の防止のため、必要と認めるときは、国又は県に対し、その必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第 4 章 環境保全審議会

(審議会の設置)

第 113 条 自然環境及び生活環境の保全並びに公害対策に関する重要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 114 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民の代表者

(任期)

第 115 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 116 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 117 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第118条 審議会は、特定事項を調査審議するため、次の部会を置く。

- (1) 自然環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 公害規制部会

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 前条及び次条の規定は、部会に準用する。

(委員以外の者の出席)

第119条 会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第120条 審議会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。

(委任)

第121条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(報告及び立入検査)

第122条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、関係者から報告を求め、又は市職員をして立入検査、状況調査若しくは関係者に対する必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、立入検査等を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第123条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第124条 第70条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第125条 次の各号のいずれかに該当するものは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第52条第1項の許可を受けずに特定工場を設置した者



(2) 第 55 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項の規定により規則で定める事項を変更した者

(3) 第 62 条の規定による命令に違反した者

(4) 第 68 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者

第 126 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 50 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 51 条の規定に違反した者

第 127 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 箇月以下の禁錮又は 5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 54 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 48 条第 2 項の規定による命令に違反した者、若しくは第 21 条第 2 項の規定による要求を拒んだ者

(3) 第 76 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(4) 第 99 条又は第 84 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 128 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 31 条、第 33 条第 2 項又は第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 33 条第 1 項の規定に違反した者

(3) 第 36 条第 2 項、第 17 条第 4 項、第 83 条又は第 87 条の規定による命令に違反した者

第 129 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 56 条第 1 項、又は第 86 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 57 条、第 63 条第 1 項、第 65 条、又は第 72 条の規定に違反した者

(3) 第 122 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 122 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 第 58 条の規定による計画の提出の求めに応じなかった者

第 130 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 65 条、第 66 条第 3 項、第 75 条、第 78 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 77 条又は第 78 条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者(両罰規定)

第 131 条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 7 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の環境保全条例(昭和55年東市来町条例第25号)又は伊集院町環境保全条例(昭和50年伊集院町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例等の例による。



日置市環境基本計画策定委員会設置規程

平成 30 年 8 月 27 日

訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 日置市環境保全条例(平成 17 年日置市条例第 145 号)第 25 条の規定に基づき、生活環境のほか文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するに当たり、全庁的に調査及び検討するため、日置市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画課政策推進係長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財政管財課監理管財係長をもって充てる。
- 4 委員は、上下水道課参事、地域づくり課地域づくり係長、商工観光課商工観光係長、健康保険課健康づくり係長、農林水産課畜産振興係長、農林水産課林務水産係長、農地整備課農地整備 1 係長、建設課土木建設係長、建設課都市計画係長、地域振興課自治振興係長、学校教育課学校教育指導係長、社会教育課文化係長及び農業委員会事務局農地調整係長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会を組織する者以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

アンケート調査結果の概要

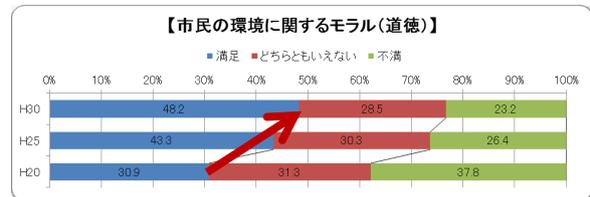
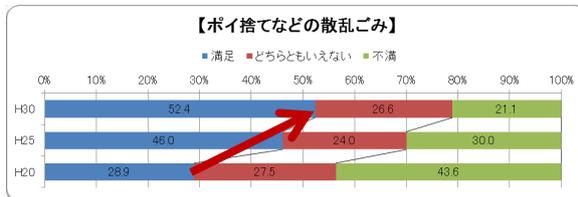
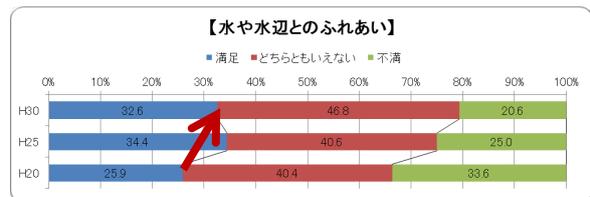
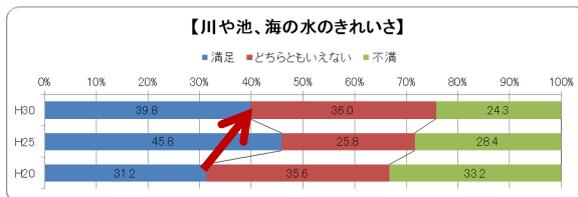
(1) 市民アンケート調査

20歳以上の市民から1,050人を無作為に抽出して調査を行い、回収率は38.8%でした。

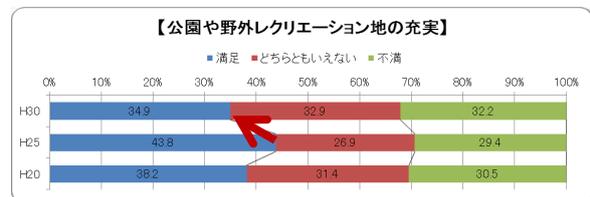
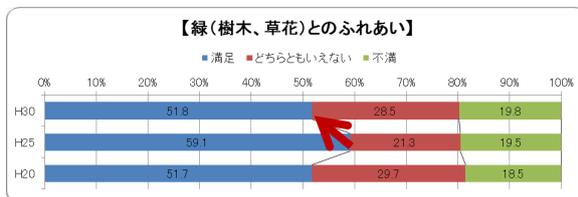
【お住まいの地域の環境について】

「周辺の静けさ」、「空気のきれいさ」、「自然景観の美しさ」の順に満足度が高くなっています。以前の調査結果と比べると、「川や池、海の水のきれいさ」、「水や水辺とのふれあい」、「ポイ捨てなどの散乱ごみ」、「市民の環境に関するモラル（道徳）」の満足度が上昇、「緑（樹木、草花）とのふれあい」、「公園や野外レクリエーション地の充実」が低下しています。

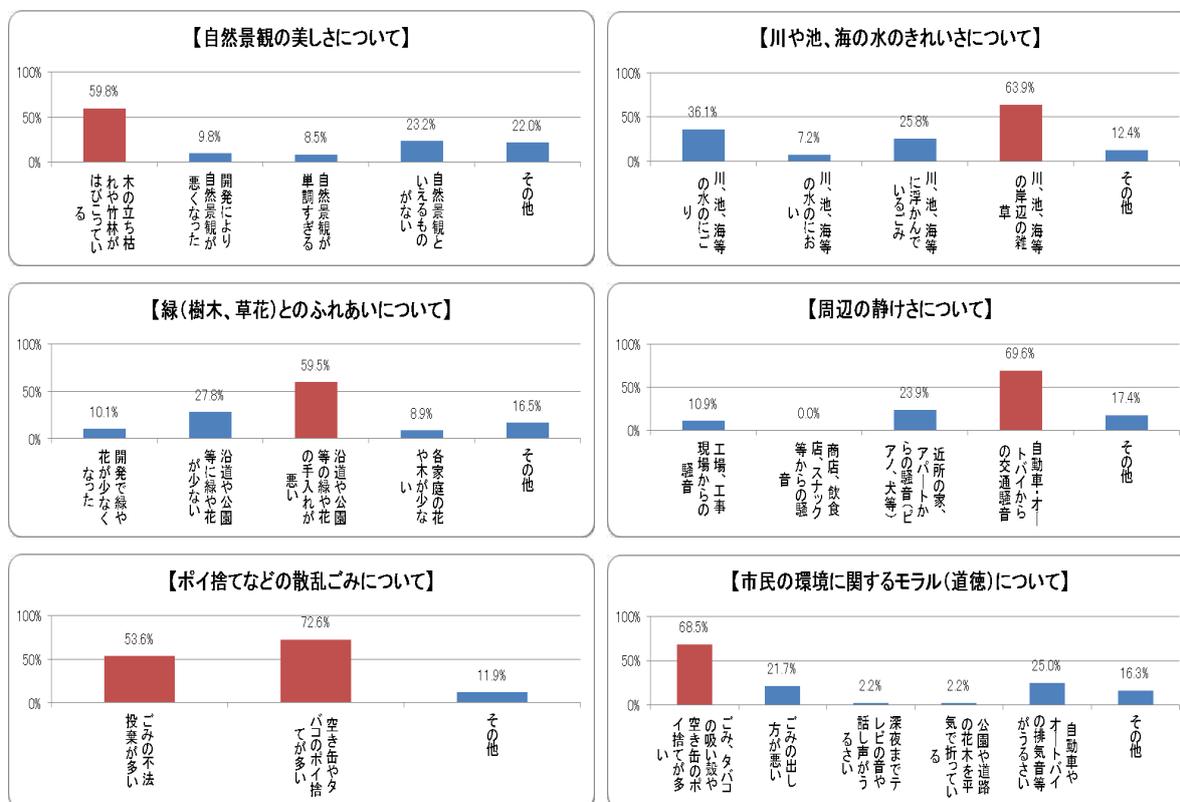
【上昇】



【低下】



不満の原因は、草木等の手入れに関することと、マナー（ごみの不法投棄や騒音）に関することが指摘されています。



【環境の保全や創造のための行動について】

現在実行している行動は、「行楽地などではごみは持ち帰るように気をつけている」、「経済速度を心がけ、急発進・急加速をしないようにしている」、「ものを長く使うことを心がけている」の順となっています。

今後実行したい行動は、「ものを長く使う」、「行楽地などではごみは持ち帰る」、「家庭からの排水に油や生ごみなどが混入しない」の順となっています。

以前の調査結果と比べると、意識が向上した項目よりも低下した項目が多くなっており、環境の保全や創造に対する意識は低下傾向を示しています。

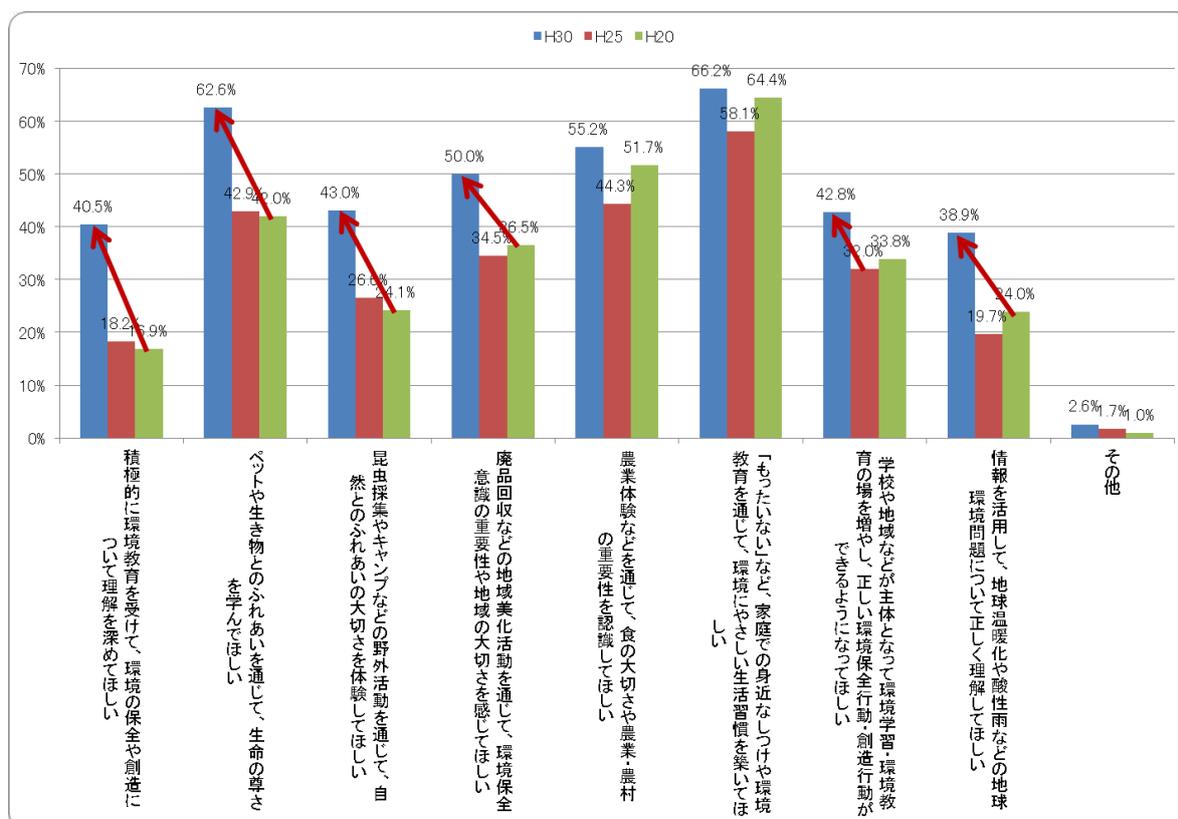
	現在		今後		▲: 向上 ▼: 低下
	H25	H20	H25	H20	
買い物袋を持参し、レジ袋は受け取らない	▼	▲	-	▼	
過剰包装を断ったり、無包装の商品を選ぶ	▼	▲	-	-	
使い捨て商品はなるべく買わない	▼	-	▼	▼	
環境に優しい製品を買うようにしている	▼	-	-	-	
減農薬、有機肥料で栽培された野菜など安全な食品を選んで買っている	▼	▼	▼	▼	
ものを長く使うことを心がけている	▲	▲	-	-	
日常生活ではできるだけごみを出さない	-	-	-	-	
廃品回収やリサイクル活動に取り組む	-	-	-	-	
生ごみ処理機等を利用している	▲	▲	▲	▲	
エアコンは適温に温度設定している	▼	-	▼	▼	
冷暖房機器は不必要につけっぱなしにしない	▼	▼	▼	▼	
省エネ型の蛍光灯を使用する	▲	-	-	-	
炊きあがった炊飯器の電源を抜く	-	-	▼	-	
使わない電気製品の待機時消費電力を少なくする	▼	▼	▼	▼	
シャワーのお湯を出しっぱなしにしない	-	-	-	-	
お風呂は間隔をあけないで入る	▼	-	-	-	
洗濯物はできるだけまとめて洗う	-	-	-	-	
アイドリングをしない	-	-	-	-	
急発進・急加速をしない	-	-	-	-	
タイヤの空気圧を適正に保つ	-	-	-	▼	
家庭からの排水に油などを混入させない	-	-	-	-	
雨水を溜めて洗車等に利用している	-	-	-	-	
自然を傷つけない	-	-	▼	-	
行楽地などではごみは持ち帰る	-	-	-	-	
庭やベランダ等の緑化に取り組む	-	-	-	▼	
環境保全活動に参加・協力している	-	-	-	▼	
ホタルや魚などの保護活動に参加している	▲	-	-	-	
地域の美化活動に参加する	-	-	-	-	
地域の緑化活動に参加している	-	-	-	▼	
景観を保存する活動に参加している	▲	-	-	▼	



【子どもたちに身につけてほしい環境保全・創造行動について】

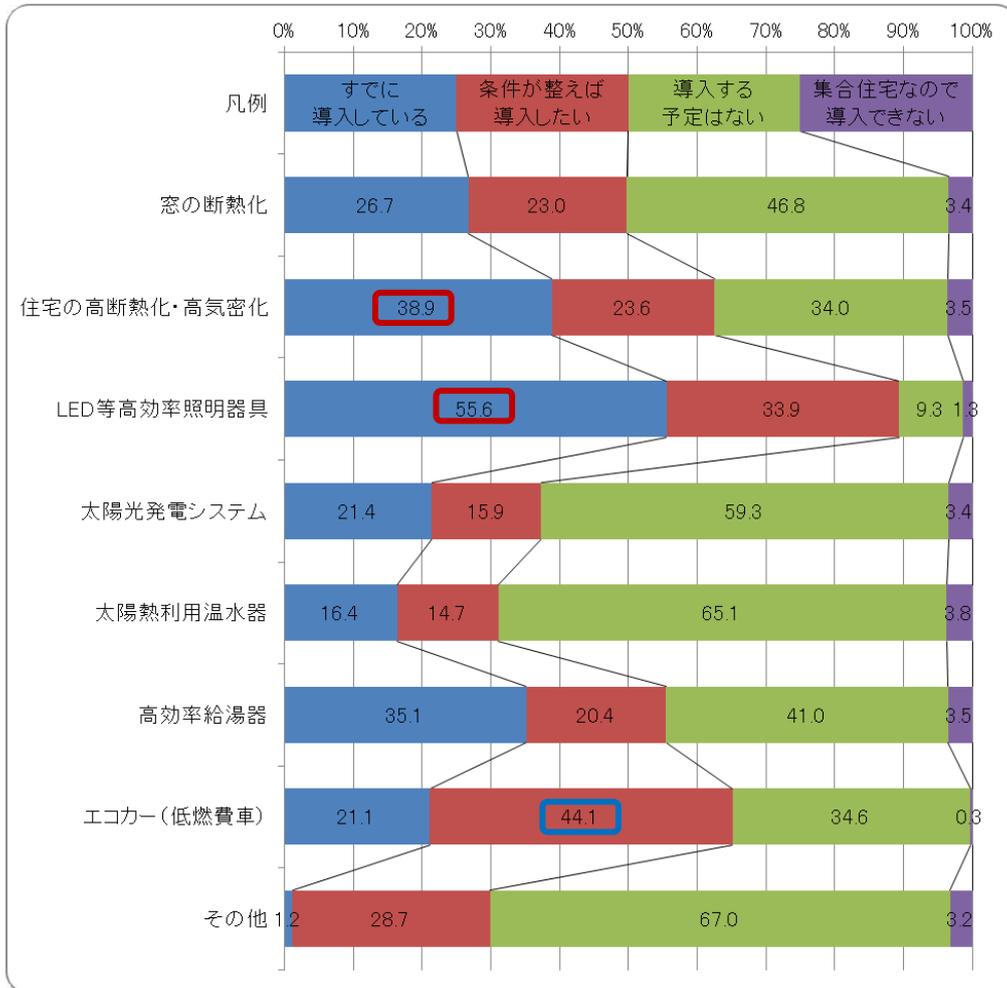
「もったいない」など、家庭での身近なしつけや環境教育を通じて、環境にやさしい生活習慣を築いてほしい」、「ペットや生き物とのふれあいを通じて、生命の尊さを学んでほしい」、「農業体験などを通じて、食の大切さや農業・農村の重要性を認識してほしい」の順で高くなっています。

以前の調査結果と比べると、「積極的に環境教育を受けて、環境の保全や創造について理解を深めてほしい」、「ペットや生き物とのふれあいを通じて、生命の尊さを学んでほしい」、「昆虫採集やキャンプなどの野外活動を通じて、自然とのふれあいの大切さを体験してほしい」、「廃品回収などの地域美化活動を通じて、環境保全意識の重要性や地域の大切さを感じてほしい」、「学校や地域などが主体となって環境学習・環境教育の場を増やし、正しい環境保全行動・創造行動ができるようになってほしい」、「情報を活用して、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題について正しく理解してほしい」の割合が上昇しています。

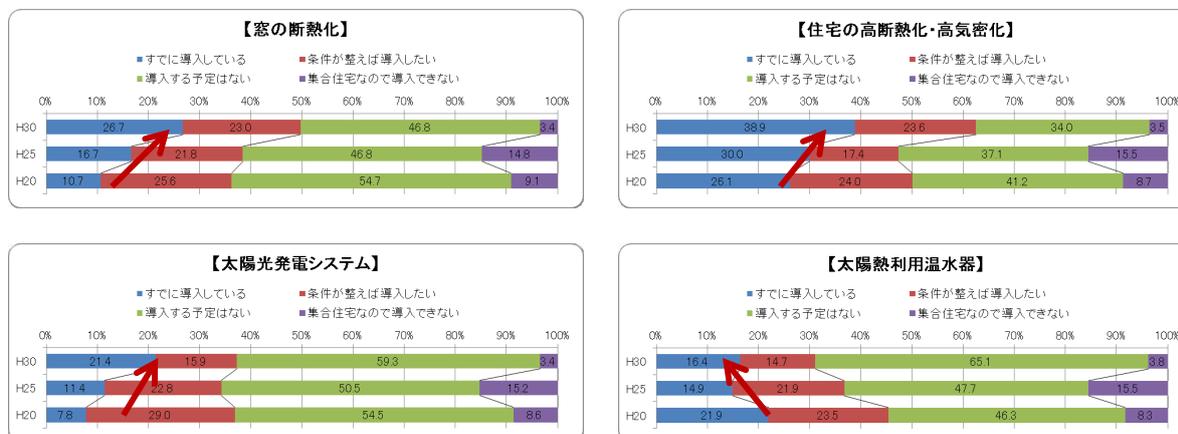


【省エネルギーや新エネルギー設備の導入状況や今後の導入意向について】

「LED等高効率照明器具」、「住宅の高断熱化・高気密化」を導入済みの割合が高くなっています。また、「エコカー（低燃費車）」は、“条件を整えば導入したい”割合が高くなっています。



以前の調査結果と比べると、「窓の断熱化」、「住宅の高断熱化・高気密化」、「太陽光発電システム」の導入が進んでいる一方、「太陽熱利用温水器」の導入割合、導入意向ともに低下しています。



【市の施策について】

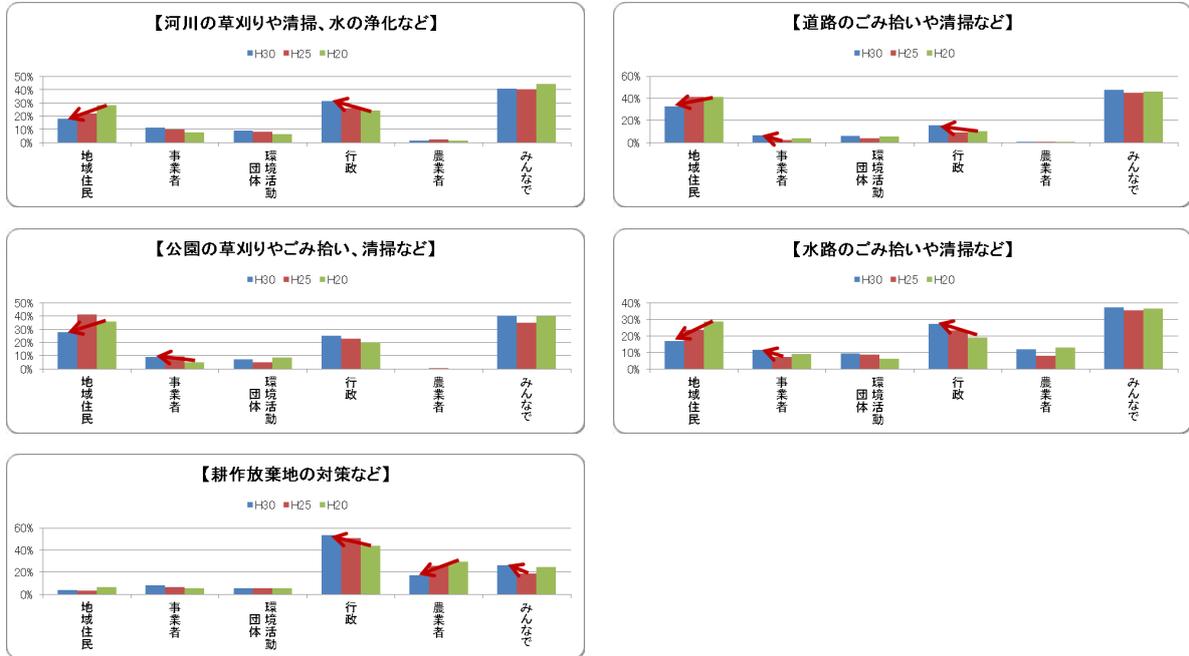
「ごみの減量やリサイクルの推進」、「大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策」、「省エネルギーや資源の有効利用」の順に重要度が高くなっています。

以前の調査結果と比べると、「歴史的文化財の保存や芸術・文化の振興」、「ごみの減量やリサイクルの推進」が上昇し、「生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全」、「地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊等の地球環境問題」が低下しています。

	H25	H20
生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全	—	▼
省エネルギーや資源の有効利用	—	—
ごみの減量やリサイクルの推進	▲	—
車の騒音や排気ガス等の都市交通問題	—	—
大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策	—	—
学校や市民向けの環境教育の推進	—	—
環境保全運動への市民参加の推進	—	—
歴史的文化財の保存や芸術・文化の振興	▲	▲
公園緑地や水辺整備等の潤いのあるまちづくり	—	—
地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊等の地球環境問題	—	▼
環境保全型農業の推進	—	—
地産地消などの食育の推進	—	—
環境保全活動団体、環境リーダーなどの育成	—	—

▲：上昇
▼：低下

基本的に「みんなで」取り組むべきと回答していますが、耕作放棄地については、「行政」が取り組むべきとする意見が、調査を重ねるごとに多くなっています。



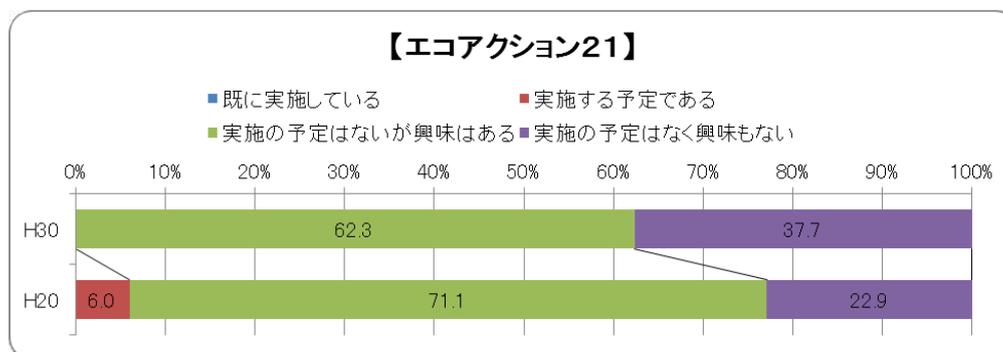
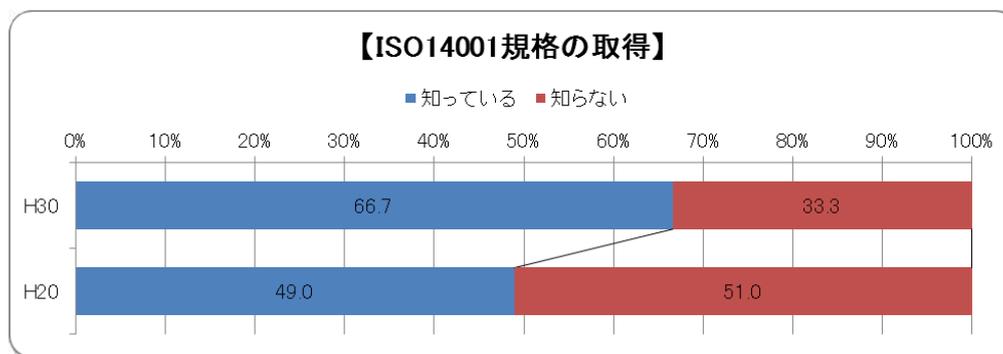
(2) 事業所アンケート調査

市内の事業所から 200 社を業種・規模別に抽出して調査を行い、回収率は 46.0%でした。

【環境保全対策の取組状況と今後の意向について】

I S O の認知度は比較的高く、取得済みや取得予定の事業所があるものの、その他は普及しているとは言いがたい結果となっています。

以前の調査結果と比べると、I S O の認知度が上昇している一方、エコアクションは実施から遠のいています。



【環境保全に関する施策について】

「ごみの減量やリサイクルの推進」、「省エネルギーや資源の有効利用」、
「生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全」の順に重要度が高くな
っていますが、以前の調査結果と比べると、重要度が低下した項目が
多くなっています。

生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全	▼
省エネルギーや資源の有効利用	▼
ごみの減量やリサイクルの推進	▼
車の騒音や排気ガス等の都市交通問題	▼
大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策	▼
学校や市民向けの環境教育の推進	▼
環境保全運動への住民参加の推進	▼
歴史的文化財の保存や芸術・文化の振興	—
公園緑地や水辺整備等の潤いのあるまちづくり	—
地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊等の地球環境問題	—
環境保全型農業の推進	▼
地産地消などの食育の推進	▼
環境保全活動団体、環境リーダーなどの育成	▼

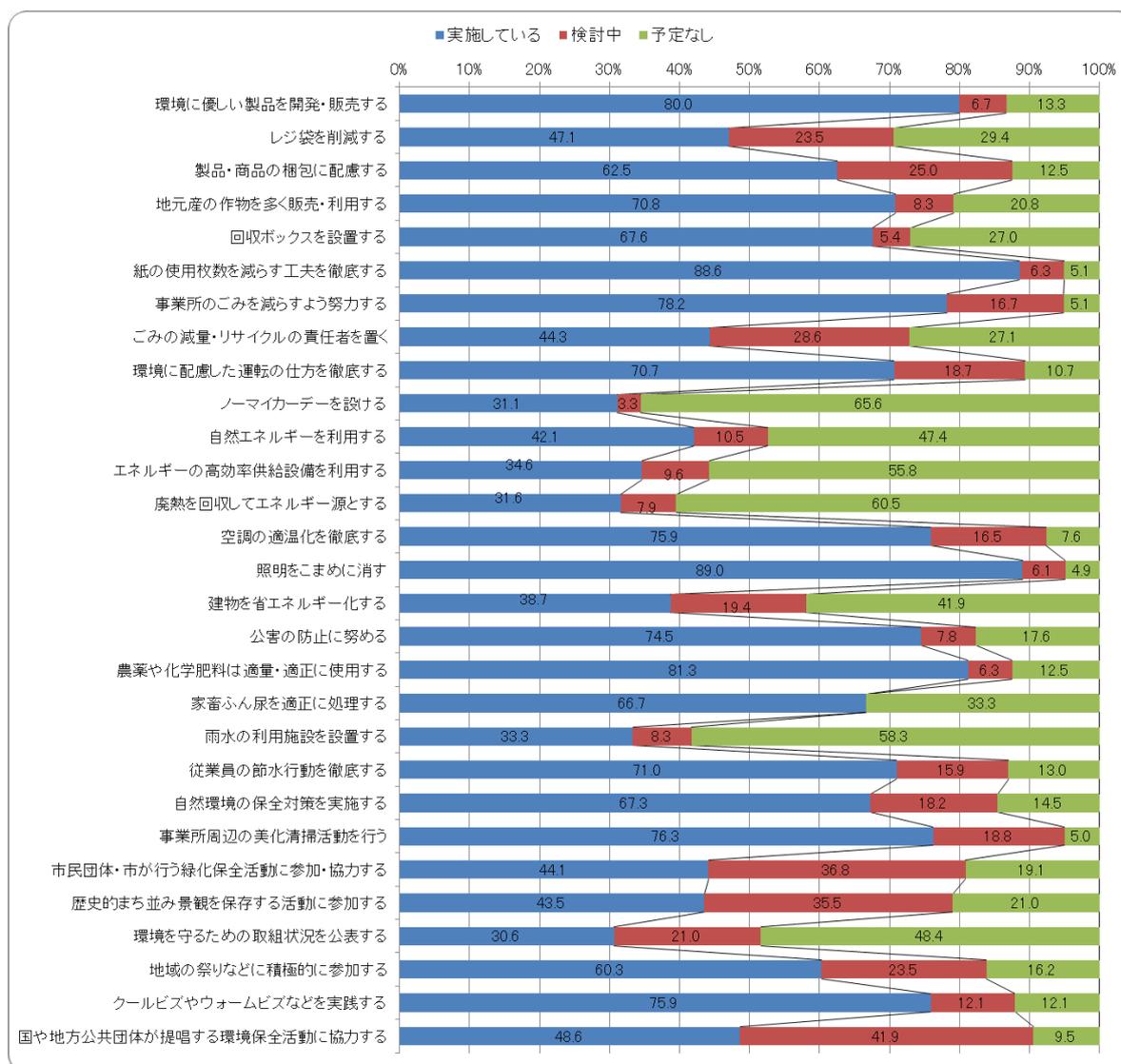
▲：上昇

▼：低下

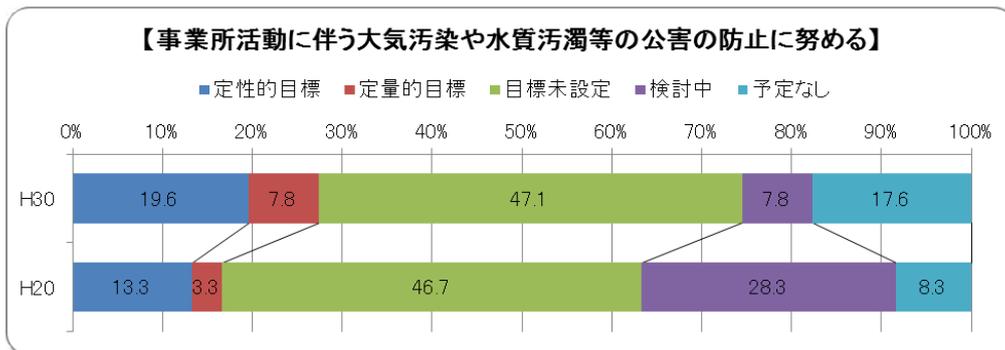
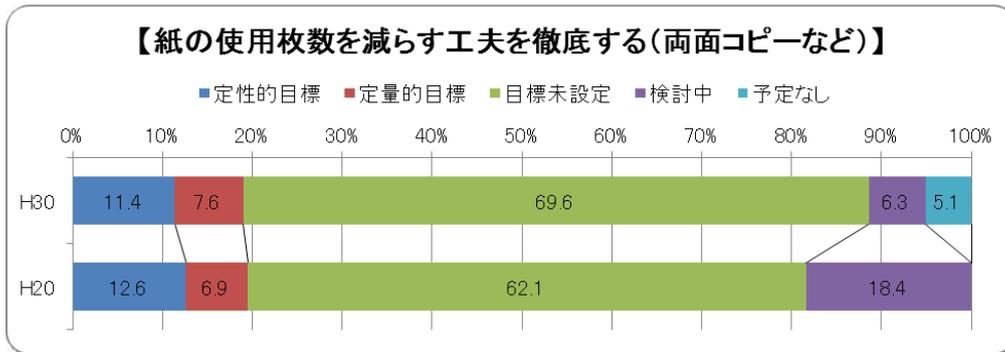


【環境保全に関する取組や目標設定について】

「昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す」や「紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する（両面コピーなど）」等が多くなっています。



以前の調査結果と比べると、「紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する（両面コピーなど）」及び「事業所活動に伴う大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に努める」において実施意向が低下していますが、「事業所活動に伴う大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に努める」については、目標設定率が上昇しています。



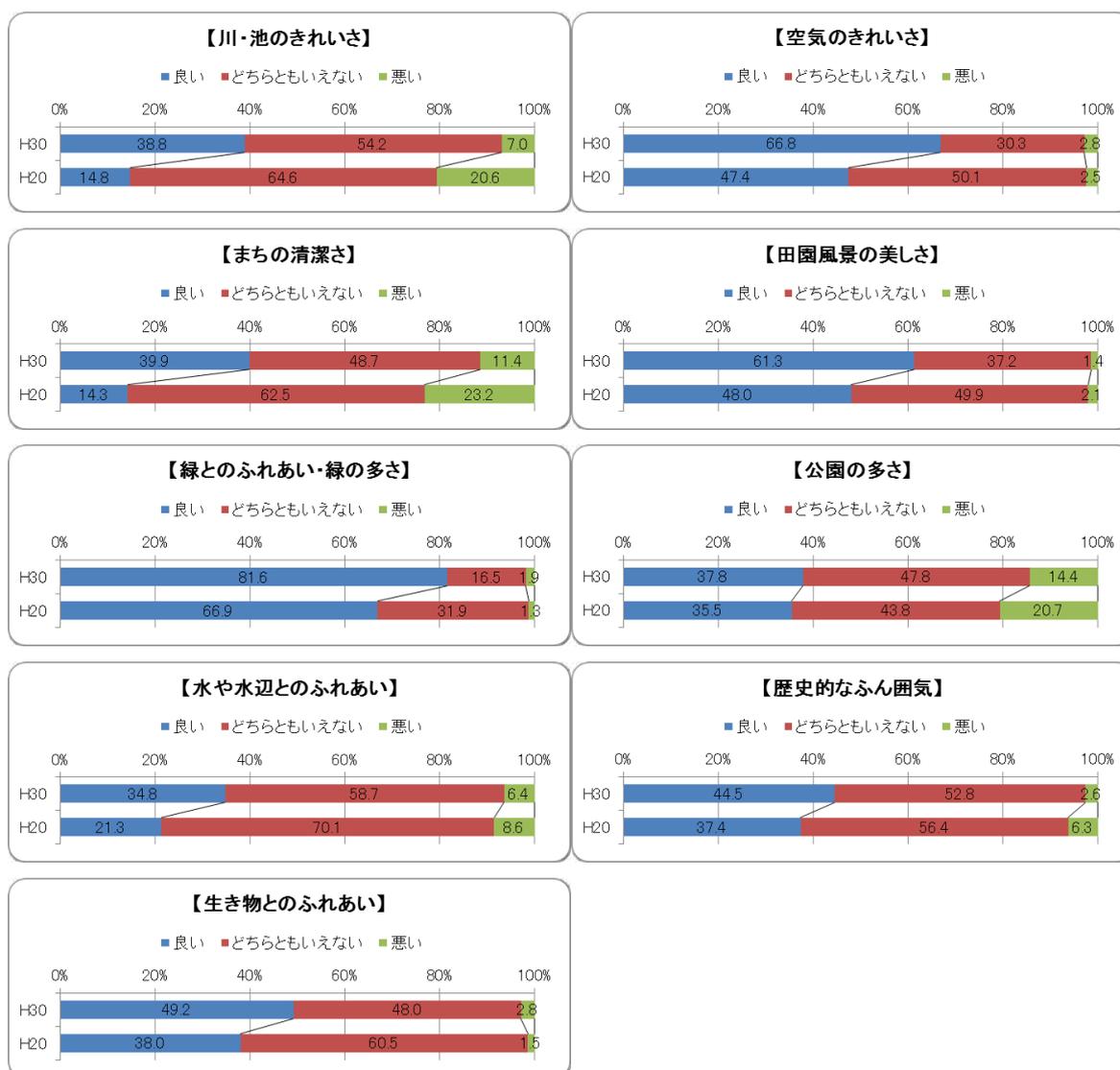
(3) 子どもアンケート調査

市内小学6年生（480人）を対象に調査を行い、回収率は91.3%でした。

【日置市の環境について】

「緑とのふれあい・緑の多さ」、「空気のきれいさ」、「田園風景の美しさ」の順で評価が高くなっています。

以前の調査結果と比べると、すべての項目で評価が上昇しています。



パブリック・コメントの意見と回答

第2期日置市環境基本計画(案)について、意見はありませんでした。

- 意見募集期間：令和元年9月11日(水)～10月10日(木)



SDGsのゴール、ターゲットと5つの柱との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」における17のゴール、169のターゲットの内、5つの柱における取組と関連のあるものを以下の表にまとめました。

目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。		○			

目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。		○			
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。		○			
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	○				
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。		○			

目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択 外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
7. a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。			○		

目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択 外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。			○		
11. 6	2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。		○			
11. 7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	○			○	
11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	○				



目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景 観の保 全	生活環 境の保 全	地球環 境の保 全	快適環 境の創 造	協働に よる環 境保全 の推進
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。			○		
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。		○			
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。		○			
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		○			
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。		○			○
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。					○

目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景 観の保 全	生活環 境の保 全	地球環 境の保 全	快適環 境の創 造	協働に よる環 境保全 の推進
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		○			

目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○	○			
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	○				
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	○				



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット 〔2015年9月の国連サミットで採択〕 〔外務省による仮訳（原文は英語）〕		自然景観の保全	生活環境の保全	地球環境の保全	快適環境の創造	協働による環境保全の推進
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	○				
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	○				
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	○				
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	○				
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	○				
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	○				
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	○				
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	○				



日置市のイメージキャラクター

ひお吉くん

《プロフィール》

- ・日置市吹上浜生まれ
- ・誕生日：5月1日（日置市制発足日と同じ）
- ・住んでいる所：日置市吹上浜沖合約12kmに浮かぶ久多島

第2期日置市環境基本計画

『水と緑と笑顔があふれる ^{まち}都市・ひおき』

発行 令和元年10月

発行元 日置市市民福祉部市民生活課

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

電話 099-248-9414（直通） FAX 099-273-3063

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/>



日置市
HIOKICITY